



# 湖南省都市計画マスタープラン

～ ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南 ～



湖南省



# 湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、

自然と調和したまちをつくります。

一、たがいの人権を認めあい、

思いやりのあるまちをつくります。

一、子どもが健やかに育ち、障がい者や

老人をはじめ、だれもが安心して

暮らせるまちをつくります。

一、ゆたかな歴史を重んじ、

香り高い文化のまちをつくります。

一、社会の規律を守り、

安全で住みよいまちをつくります。

平成十七年十一月二十日制定

湖南省の木  
うつくし松

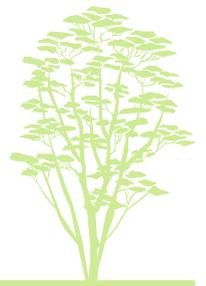


湖南省の花  
サツキ



湖南省の鳥  
ウグイス





## ■ 目次

序章 湖南省都市計画マスタープランの役割と構成	・・・ 1
第1章 まちの現況と課題	・・・ 5
1. まちの現況・基本的な特性	
2. まちづくりの主要課題	
第2章 まちづくりの目標	・・・ 18
1. まちづくりの理念と基本目標	
2. 目標人口の設定	
3. まちの将来像	
第3章 まちづくりの基本計画	・・・ 27
1. 土地利用の方針	
2. 交通体系の整備の方針	
3. 公園・緑地の整備の方針	
4. 景観づくりの方針	
5. 河川、上下水道の整備の方針	
6. 安心・安全まちづくりの方針	
第4章 地域別まちづくり構想	・・・ 69
(「地域住民主体で取り組む地域のまちづくり」のたたき台)	
1. 地域別まちづくり構想の位置付け	
2. 三雲学区のまちづくり	
3. 石部学区のまちづくり	
4. 石部南学区のまちづくり	
5. 岩根学区のまちづくり	
6. 菩提寺学区のまちづくり	
7. 下田学区のまちづくり	
8. 水戸学区のまちづくり	
第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて	・・・ 98
1. 「市民が主役のまちづくり」の実現	
2. まちづくりのシナリオ	
3. 都市計画マスタープランの評価・見直しの方針	
参考資料	・・・ 109



# 序章 湖南省都市計画マスタープランの役割と構成

## (1) 策定の目的

平成 16 年（2004 年）10 月 1 日に湖南省が誕生してから約 4 年の歳月が経過しました。

現在においては、モータリゼーションの進展、本格的な少子高齢社会の到来、地球規模での環境問題など、大きく変化する社会経済情勢にもなっており、市民の価値観やライフスタイルも多様化しており、求められるニーズもより一層高度化・複雑化しています。

このような中で、恵まれた自然環境や歴史・風土を固有の財産として適切に保全・活用し、子どもから高齢者までのすべての市民が豊かで充実した生活を送るための魅力ある独自のまちづくりが求められています。

湖南省都市計画マスタープランは、今後も大きく変化する未来を見据えつつ、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、それを実現していくための具体的な方針を定めることを目的としています。

## (2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、「湖南省総合計画」や「湖南省国土利用計画」の実現に向けて、より具体的に「土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針」や「都市計画に関する事業やルールの方針」を定めるものです。

湖南省都市計画マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

### ①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・これからの湖南省の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにするとともに、地域住民みなさんが自ら検討した地域別まちづくりのテーマなどを示します。

### ②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

### ③個別の都市計画相互の調整を図る

- ・土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

### ④市民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

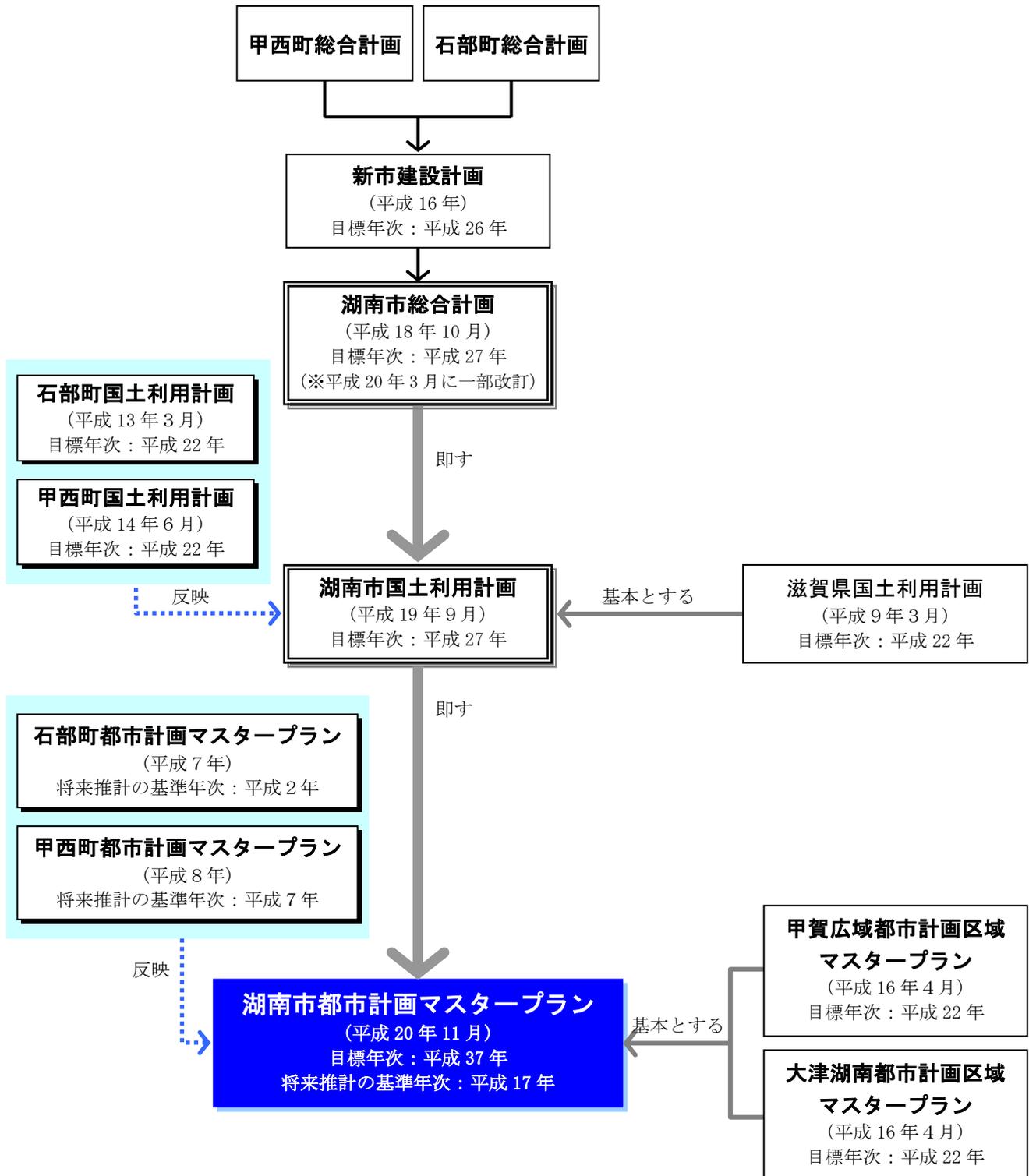
- ・都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

## (3) 目標年次

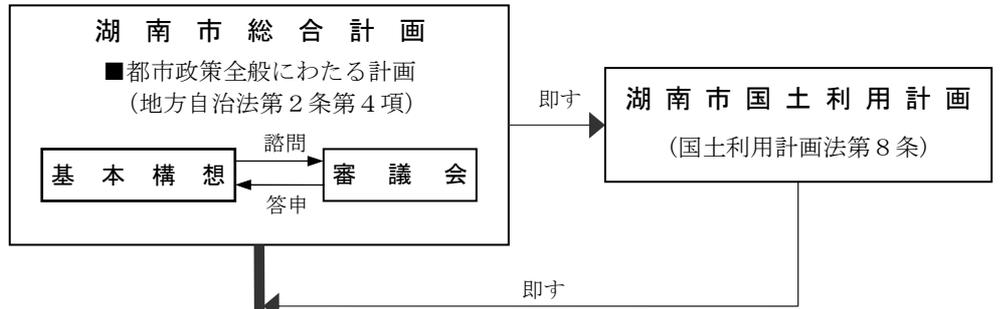
湖南省都市計画マスタープランは、今後 50 年先を見据えた視点のもとで、具体的な計画達成の目標年次を概ね 20 年後の平成 37 年（2025 年）としています。

#### (4) 位置付け

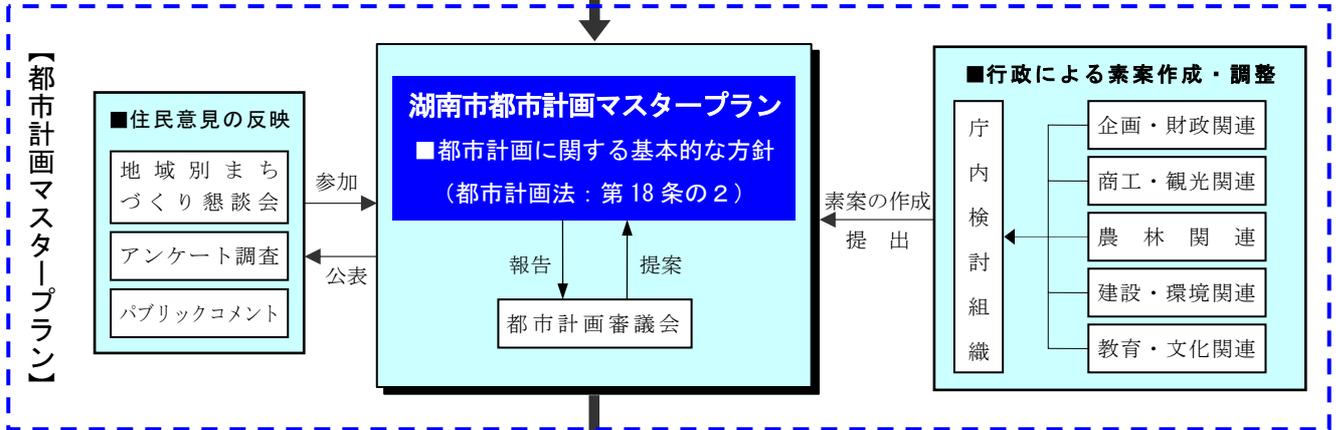
湖南省都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく計画として、以下のとおり、「湖南省総合計画」や「湖南省国土利用計画」に即して定められ、まちづくりに関する個別計画の上位計画としての位置付けを有します。



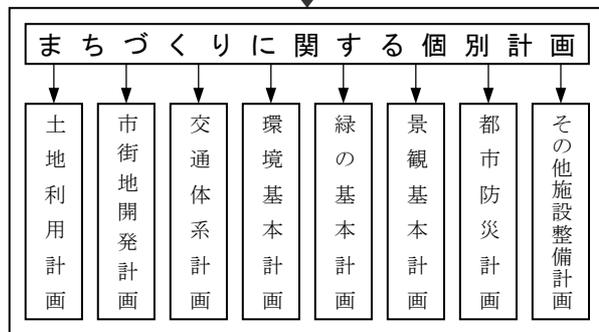
【上位計画】



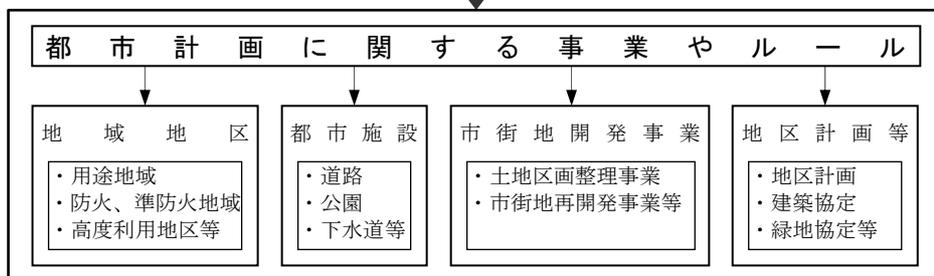
【都市計画マスタープラン】



【基本計画】

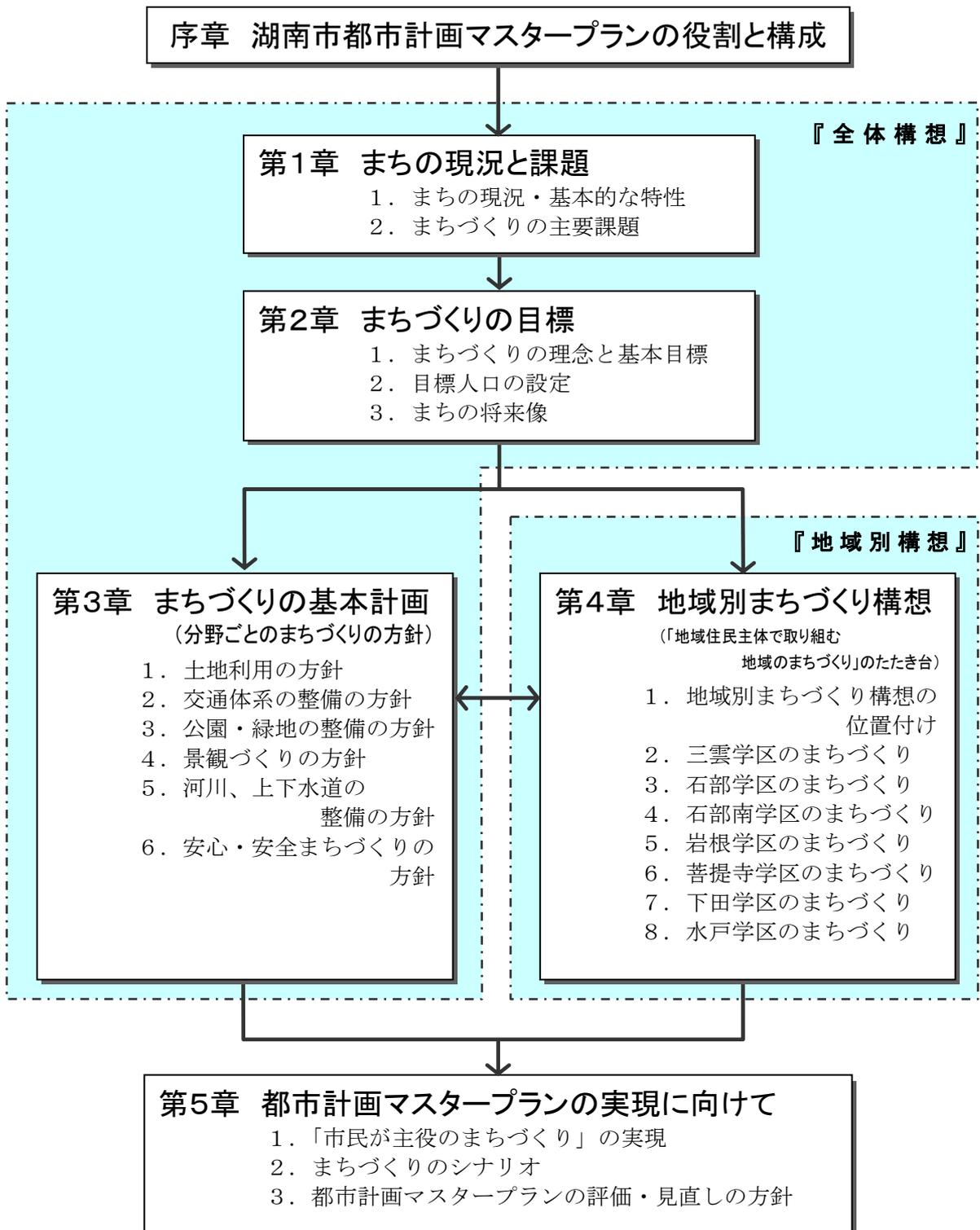


【実施計画】



## (5) 構成と内容

湖南省都市計画マスタープランは、まちの現況と課題、まちづくりの目標やまちづくりの基本計画（分野ごとのまちづくりの方針）からなる『全体構想』、地域住民のみなさんが主体的に検討したまちづくりの目標や具体的な取り組みアイデアなどを取りまとめた『地域別構想』、『マスタープランの実現に向けて』によって構成しています。



# 第1章 まちの現況と課題

## 1. まちの現況・基本的な特性

### (1) 広域的に見た本市の位置付け

- ・本市は、滋賀県の南東部に位置し、北側では野洲市と竜王町、西側では栗東市、南側と東側では甲賀市とそれぞれ接しています。
- ・本市は、東西に12.7km、南北に18.3km、70.49km<sup>2</sup>の面積を有し、南端には阿星山系、北端には岩根山系を望み、これらの丘陵に囲まれた平野部の中央を野洲川が流れています。
- ・野洲川付近一帯に広がる平野部に本市の市街地が形成されており、古来より国道1号やJR草津線によって近畿圏と中部圏を繋ぐ広域交流の都市としての背景を有しています。

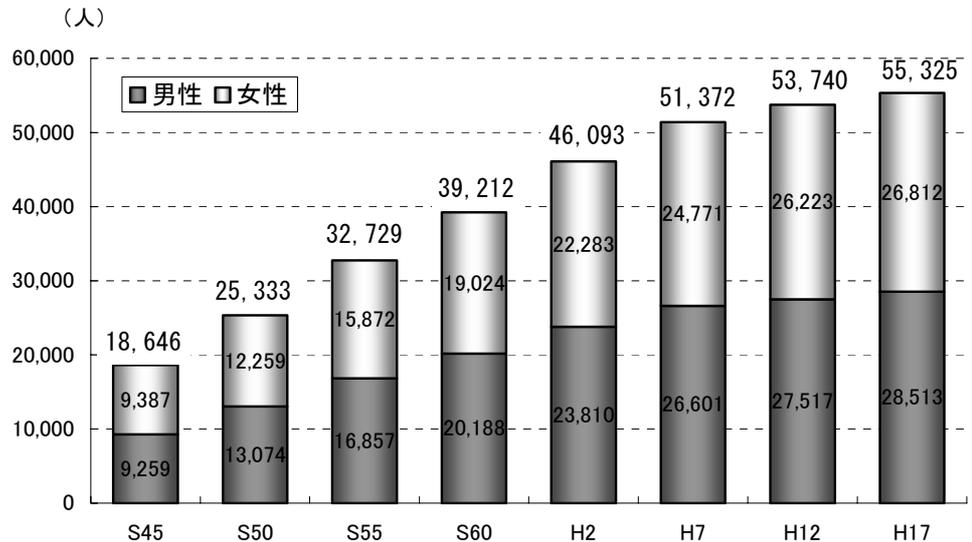


● 広域的に見た本市の位置付け ●

## (2) 人口などの基本的な特性

### ● 人口

- ・人口は、昭和45年（1970年）から現在まで一貫して増加傾向にあり、平成17年（2005年）では55,325人となっています。
- ・人口増加率については、平成7年（1995年）以降、微増傾向になっており、平成17年（2005年）は平成12年（2000年）と比べて約1,600人の増加に留まっています。

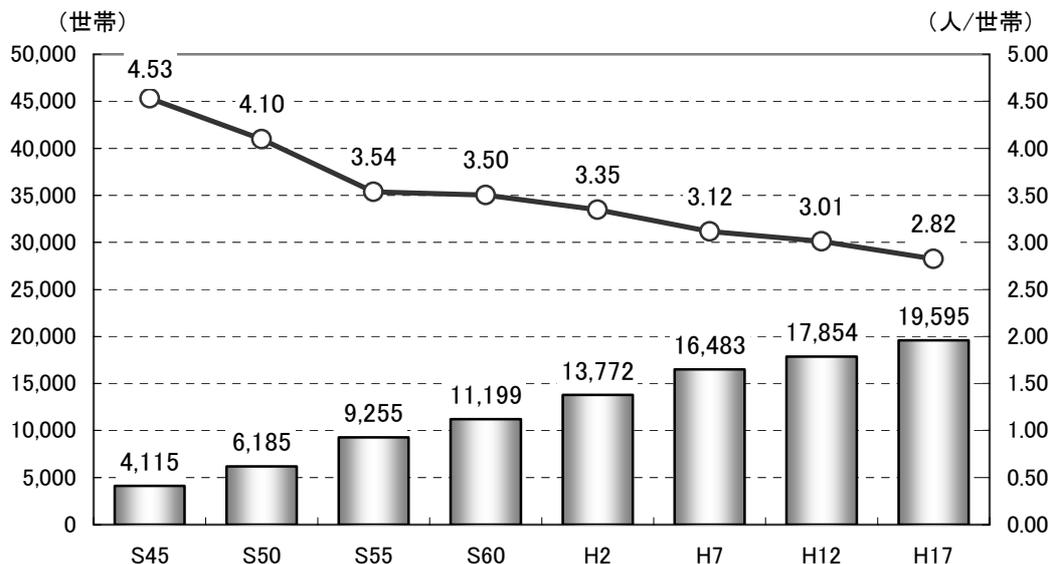


### ● 人口の推移 ●

(出典：国勢調査)

### ● 世帯数・世帯人員

- ・世帯数は、昭和45年（1970年）から現在まで一貫して増加傾向にあり、平成17年（2005年）時点で19,595世帯まで増加しています（昭和45年（1970年）の約5倍）。
- ・1世帯当たりの人員は、世帯数の一貫した増加傾向のもと、昭和45年（1970年）から現在まで一貫して減少傾向にあり、平成17年（2005年）時点では1世帯当たり2.82人となっております、県平均2.88人を下回っています。

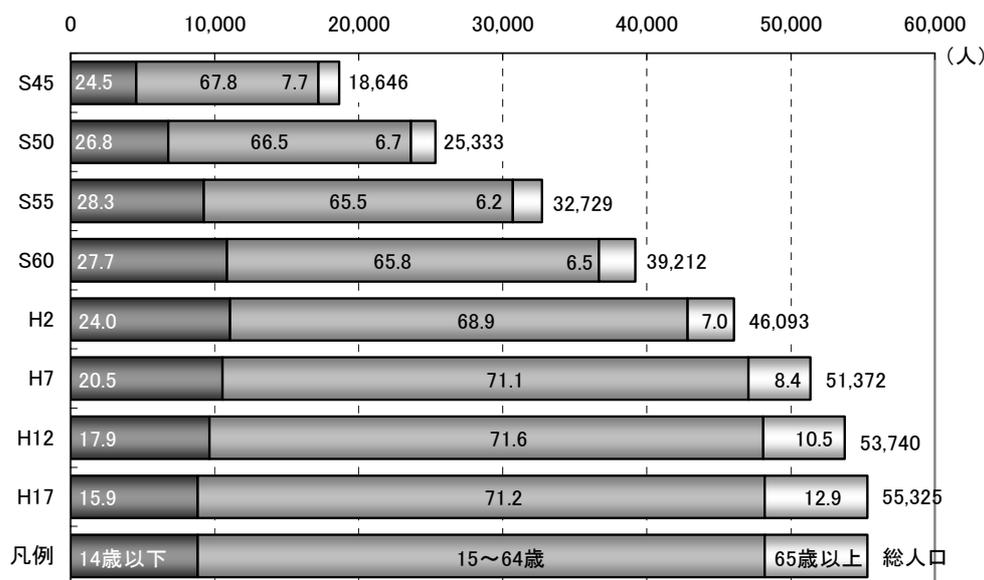


### ● 世帯数・世帯人員の推移 ●

(出典：国勢調査)

## ● 年齢階層別人口

- 年齢階層別人口は、平成 17 年（2005 年）時点で年少人口が 15.9%、生産人口が 71.2%、高齢人口が 12.9%となっており、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進展していますが、高齢者は非常に少ない状況であると言えます。
- 平成 17 年（2005 年）時点において、滋賀県全体（年少人口：15.5%、生産人口：66.5%、高齢人口：18.1%）と比較すると、15 歳から 64 歳の生産人口比率が高く、65 歳以上の高齢人口比率が低い、「若いまち」と言えます。

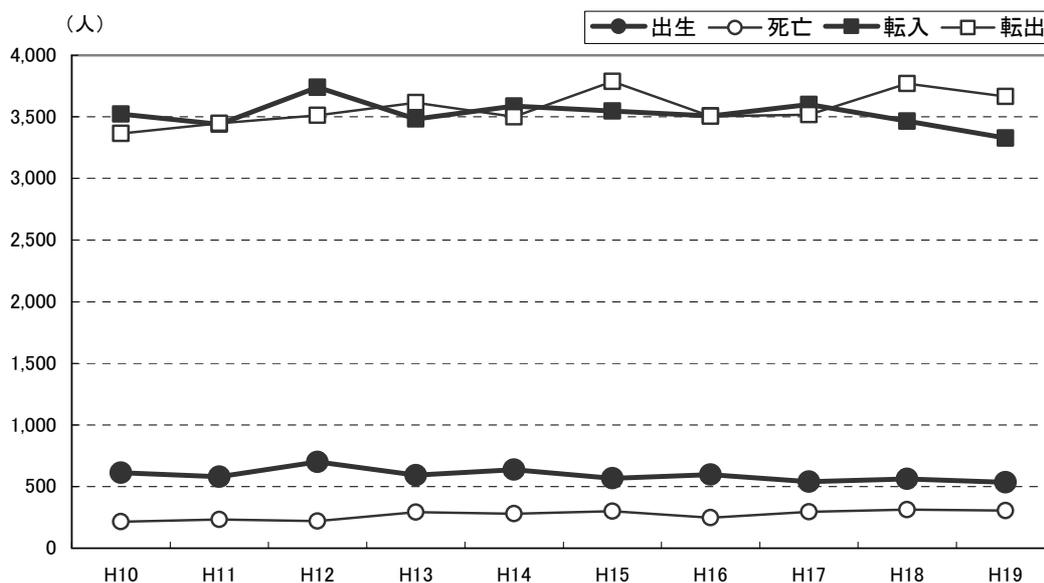


● 年齢階層別人口の推移 ●

(出典：国勢調査)

## ● 人口動態

- 人口動態についてみると、社会動態は転入・転出ともに 3,500 人程度で推移していますが、自然動態は、毎年出生数が死亡数を上回り、年間約 300 から 400 人程度の自然増となっています。
- 合併後においても、自然増の傾向は依然として続いており、平成 19 年（2007 年）時点では 231 人の自然増となっています。



● 人口動態の推移 ●

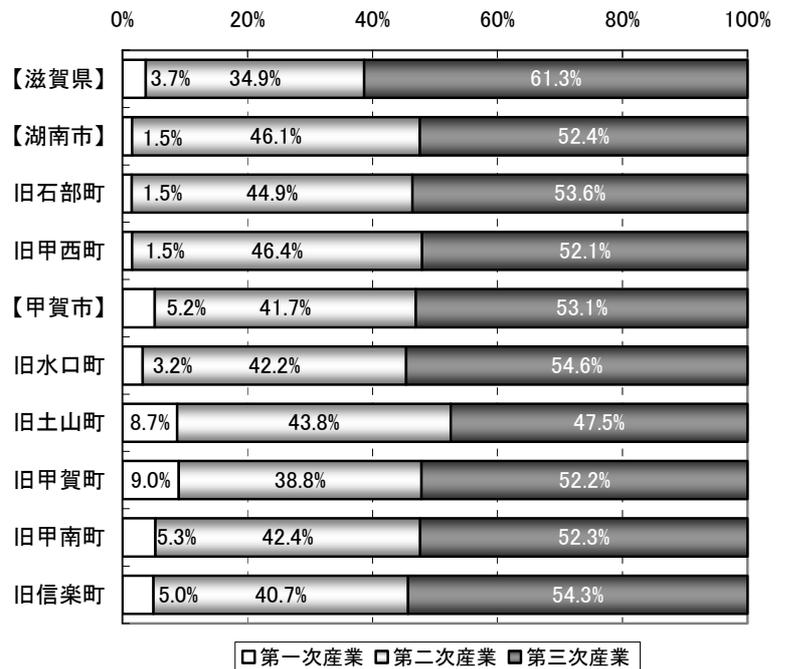
(出典：滋賀県統計書 H10-H16、市民課 H17-H19)

※H16 以前の転入・転出には、それぞれ旧町への移動を含む。

### (3) 産業などの基本的な特性

#### ● 産業別就業人口

- 産業別就業人口の割合は、平成17年（2005年）時点で第一次産業が1.5%と非常に少なく、第二次産業が46.1%、第三次産業が52.4%となっています。
- 特に、滋賀県全体や周辺の自治体と比較しても、第一次産業の割合は非常に少なく、工場の従業者やサービス従業者が相対的に多い結果となっています。



#### ● 近隣市町を含めた産業別就業人口の状況 ●

(出典：国勢調査H17)

#### ● 農業

- 農家数は、全国的な傾向と同様に、平成2年（1990年）以降、一貫して減少傾向にあり、平成17年（2005年）では729世帯まで減少しています。
- このうち、専業農家自体は一貫して微増傾向にありますが、第2種兼業農家は一貫して大きく減少傾向にあり、平成17年（2005年）時点では440世帯にまで減少しています。
- 経営耕地面積についても同様に、平成2年（1990年）以降一貫して減少傾向にあり、平成17年（2005年）では45,286aまで減少しています。

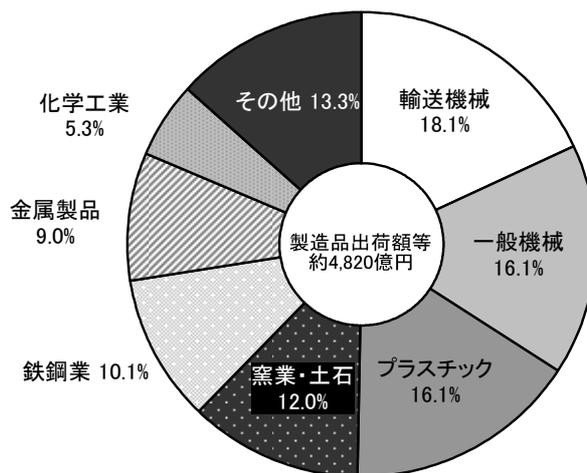
#### ● 農家数等の推移 ●

	農家数 (戸)	専業農家 (戸)	第一種 兼業農家 (戸)	第二種 兼業農家 (戸)	経営耕地 面積 (a)
平成 2 年	1,124	27	19	1,078	73,275
平成 7 年	1,011	33	39	939	69,877
平成 12 年	908	36	12	644	64,028
平成 17 年	729	43	7	440	45,286

(出典：農林業センサス)

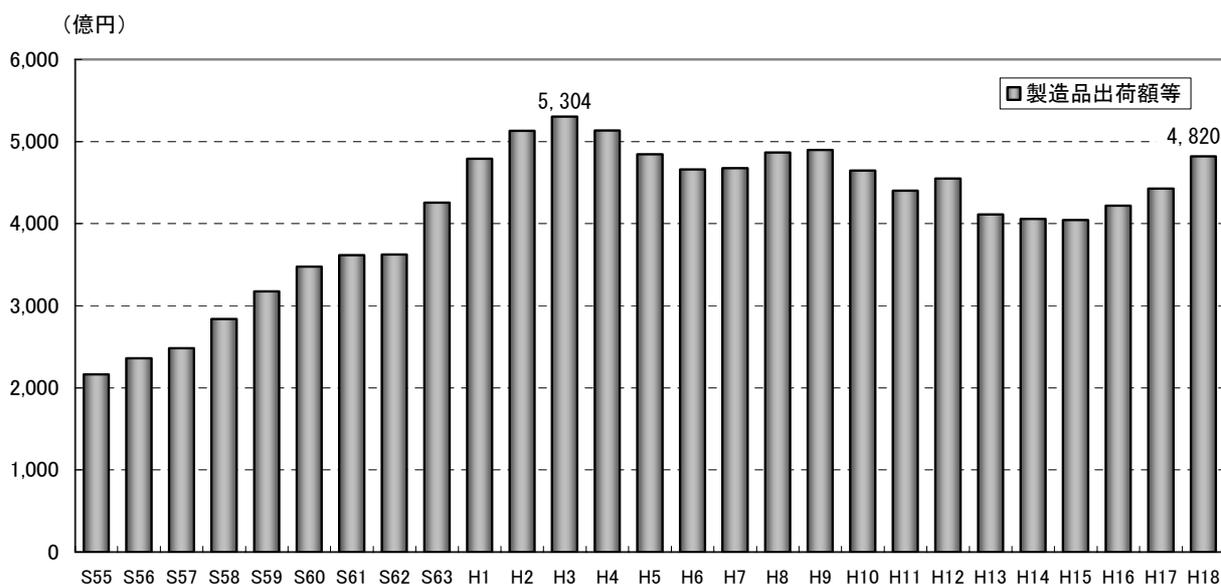
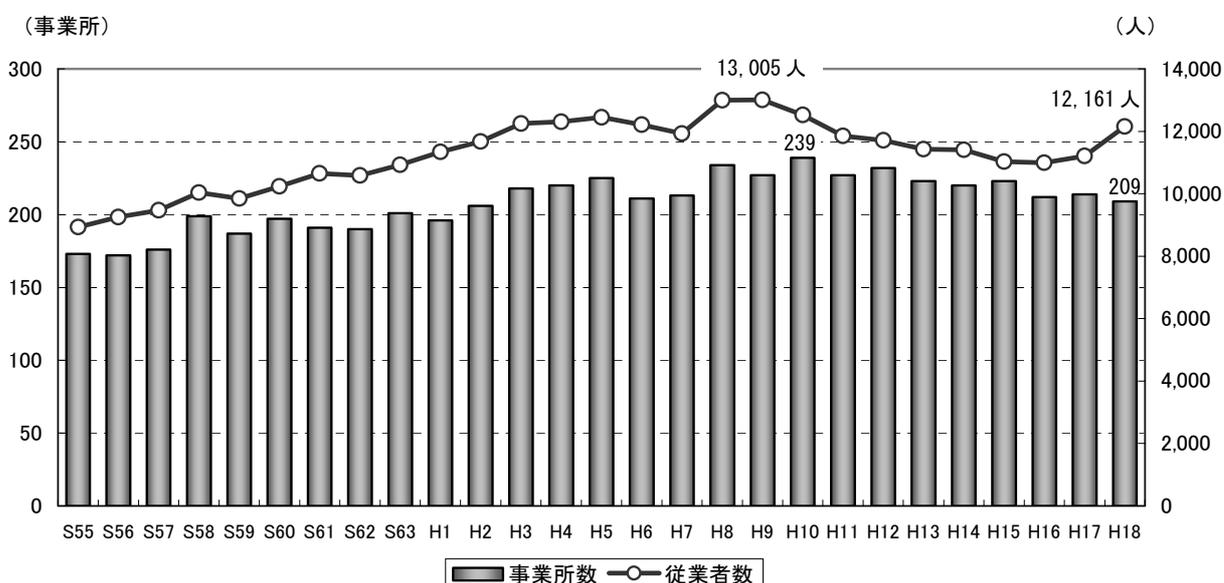
## ● 工業

- ・事業所数は、平成 18 年（2006 年）時点で 209 事業所であり、平成 10 年（1998 年）をピークとして減少傾向にあります。
- ・従業者数は、平成 9 年（1997 年）以降、減少傾向にありましたが、平成 16 年（2004 年）から増加に転じ、平成 18 年（2006 年）時点で 12,161 人となっています。
- ・製造品出荷額等は、平成 3 年（1991 年）をピークとして、平成 18 年（2006 年）時点で約 4,820 億円となっています。
- ・製造品出荷額等の内訳については、「輸送機械」、「一般機械」、「プラスチック」の順に高くなっています。



## ● 製造品出荷額等の内訳 ●

（出典：工業統計調査H18）

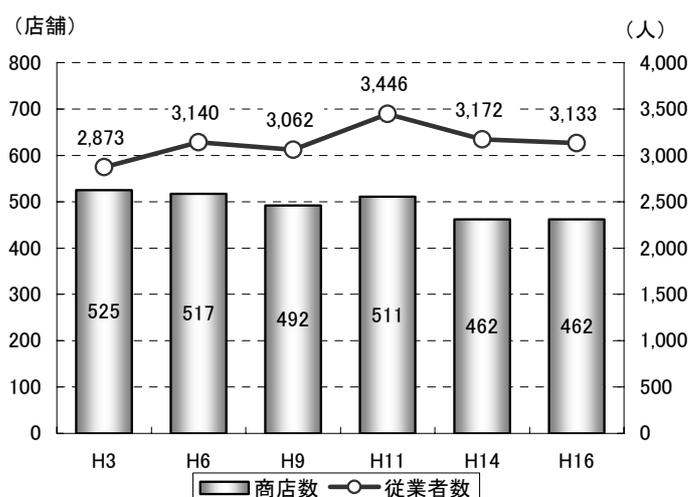


## ● 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 ●

（出典：工業統計調査）

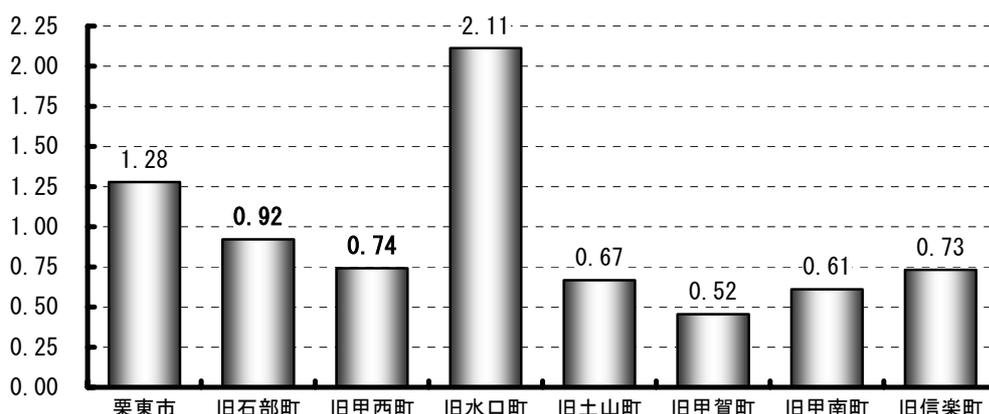
● 商業

- 商店数は、平成3年（1991年）以降、一貫して減少傾向にあり、平成16年（2004年）時点で462店舗となっています。
- 従業者数も、多少の増減は見られるものの、平成3年（1991年）以降増加傾向にあり、平成16年（2004年）時点では3,133人となっています。
- 小売商業のポテンシャルを示す小売吸引力指数は、平成16年（2004年）時点で旧石部町が0.92、旧甲西町が0.74とともに1を下回っており、特に隣接する栗東市や旧水口町に購買力を依存する割合が高くなっています。



● 商店数・従業者数の推移 ●

(出典：商業統計調査)



● 周辺市町を含めた小売吸引力指数の比較 ●

(出典：商業統計調査)

● 小売吸引力指数とは…

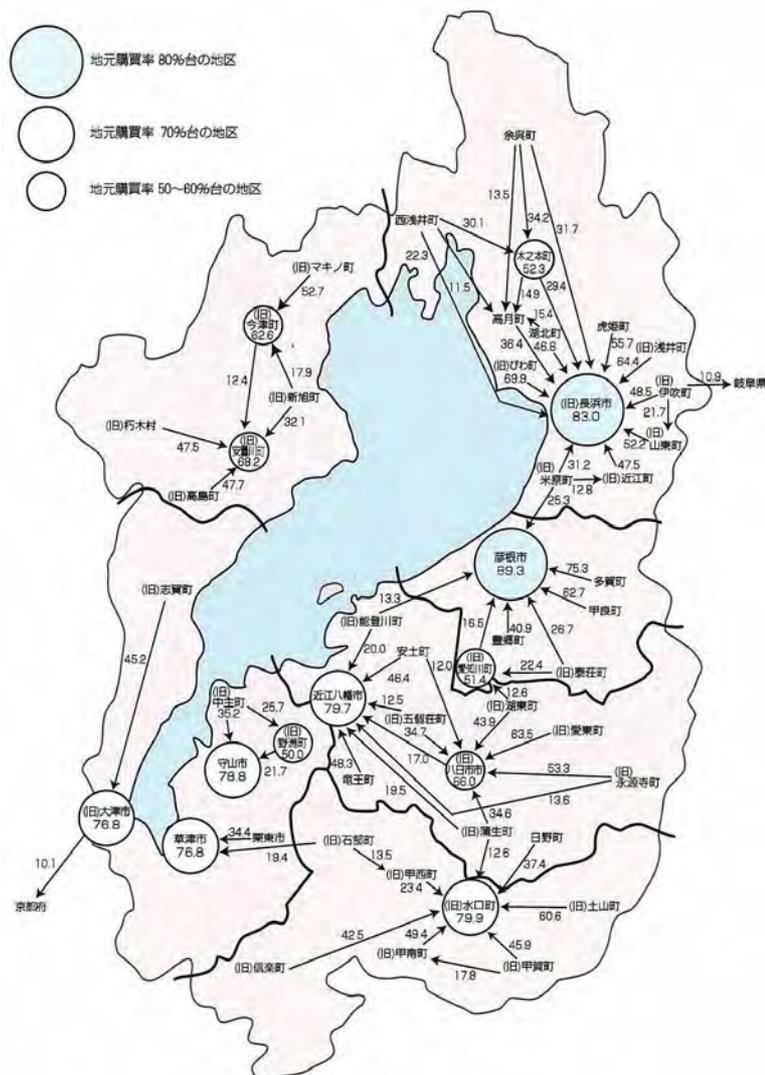
市町村住民一人当りの購買額を県民一人当りの購買額で除した数値で、1を上回る場合は近隣市町の購買力をも吸引し活発な商業活動をしていると見なされる。一方、1を下回る場合は購買力がなく、他市町村への購買力が流れていると見なされる。

● 商業（消費者の購買動向）

- 平成 18 年（2006 年）の消費購買動向調査によると、旧石部町の町内購買率は 39.2%、旧甲西町の町内購買率が 41.1%（全商品）となっており、特に、旧石部町は平成 13 年（2001 年）度から 18 年（2006 年）度 の間に 10.8 ポイントと大きく減少しています。

● 各市の地元購買率の推移 ●

		平成 10 年度	平成 13 年度	平成 18 年度	平成 10 - 18 年度
野洲市	旧中主町	24.2	20.6	17.9	-6.3
	旧野洲町	40.1	54.0	50.0	9.9
湖南市	旧石部町	53.3	50.0	39.2	-14.1
	旧甲西町	58.5	49.3	41.1	-17.4
甲賀市	旧水口町	76.2	81.6	79.9	3.7
	旧土山町	30.0	27.0	25.8	-4.2
	旧甲賀町	35.0	28.0	17.0	-18.0
	旧甲南町	40.3	40.5	38.0	-2.3
	旧信楽町	41.8	39.9	32.5	-9.3



● 各市町の地元購買率の状況 ●

（出典：平成 18 年度 消費購買動向調査報告書）

#### (4) 広域的な人の流れ

##### ● 通勤状況

- ・本市に常住する就業者の通勤状況は、平成 17 年（2005 年）時点で就業人口 29,088 人に対して 13,600 人(46.8%)が市外で従業しており、一貫して増加傾向となっています。
- ・一方、本市への通勤流入は、就業人口 28,245 人に対して 12,757（45.2%）であり、一貫して増加傾向となっており、市外で従業する就業者と市内に従業する就業者がともに増加傾向にあり、全体で流出率は 2.9%となっています。
- ・方向別に見ると、栗東市や草津市、甲賀市との繋がりが強く、近年、繋がりがより強まる傾向にあります。
- ・このほか、守山市、大津市などの近隣市町や、京都市との繋がりが強くなっており、これらの市町への流入・流出の傾向が強まる傾向にあります。

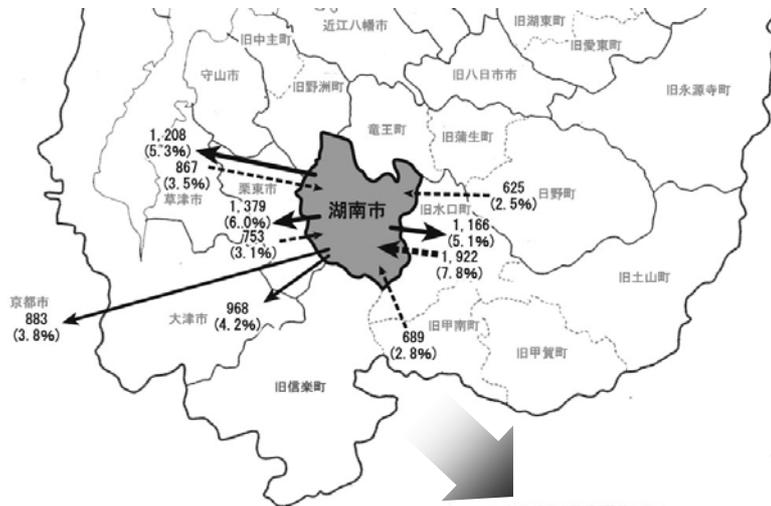
##### ● 就業状況の推移 ●

	常住地による就業者数			従業地による就業者数		流出超過人口	流出率 (%)
	総数	市内で従業	市外で従業	総数	市外に常住		
H 2 年	22,998	14,402 (62.6%)	8,596 (37.4%)	24,634	10,232 (41.5%)	-1,636	-7.1%
H 7 年	27,042	16,085 (59.5%)	10,957 (40.5%)	27,751	11,666 (42.0%)	-709	-2.6%
H 12 年	28,448	15,861 (55.8%)	12,587 (44.2%)	27,850	11,989 (43.0%)	598	2.1%
H 17 年	29,088	15,488 (53.2%)	13,600 (46.8%)	28,245	12,757 (45.2%)	843	2.9%

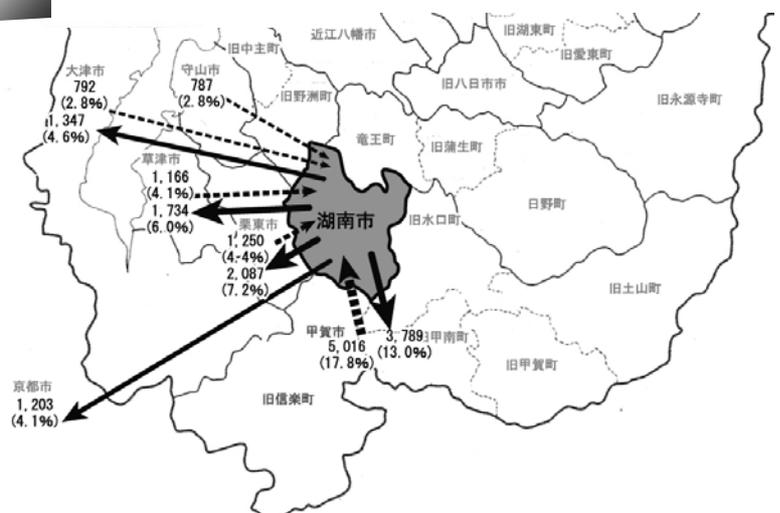
(資料：国勢調査)

※H12 以前の市外には旧町間の移動量を含む

##### ● 方向別通勤状況（平成 2 年）



##### ● 方向別通勤状況（平成 17 年）



## 2. まちづくりの主要課題

### (1) 基本的な考え方

- ・まちづくりの主要課題は、これまでのまちづくりを振り返るとともに、時代の潮流を把握・予測した上で、適切に位置付けます。

### これまでのまちづくり

#### ■上位計画・関連計画（県）

滋賀県中期計画（県行政の総合的な指針）

滋賀県国土利用計画：H9. 4

大津湖南都市計画区域マスタープラン：H16

甲賀広域都市計画マスタープラン：H16

#### ■上位計画・関連計画（市）

旧石部町都市計画マスタープラン：H7. 8

旧甲西町都市計画マスタープラン：H8. 8

旧石部町国土利用計画：H13. 3

旧甲西町国土利用計画：H14. 6

湖南市総合計画：H18. 10  
（※H20. 3に一部改訂）

湖南市国土利用計画：H19. 9

#### 《第1次湖南市総合計画》

##### ●まちの将来像

「ずっとここに暮らしたい！  
みんなで創ろう きらめき湖南」

##### ●まちづくりの目標

- ①みんなで共に進めるしくみをつくろう
- ②うるおいのあるまちをつくろう
- ③活気あるまちをつくろう
- ④ほっとする暮らしをつくろう
- ⑤いきいきとした暮らしをつくろう
- ⑥明日を拓くしくみをつくろう

##### ●重点プロジェクト

- ①湖南の三駅プラン
- ②湖南の三景プラン
- ③湖南の三業プラン

いざならぬおぼろげな（都民計画マスタープラン）

### 時代の潮流

～ これからのまちづくりに求められる視点 ～

- ①本格的な人口減少時代の到来 → 湖南地域においても人口増加が鈍化傾向へ
- ②地球規模での環境問題への対応 → 環境負荷の少ないまちづくりへの転換
- ③地方が主役の時代 → 個性を活かした特色あるまちづくりの推進
- ④物の充足から、心の充足の時代へ → 歴史・文化、心あたたまるまちづくりへ
- ⑤国際化の進展、科学技術の革新 → グローバルな視点からのまちづくりの展開
- ⑥効率的・効果的な行財政運営 → 選択と集中、市民主役のまちづくりの本格化

## (2) まちづくりの主要課題

- ・本市は、周囲を緑の山々に囲まれ中央に野洲川が流れる恵まれた自然環境、近畿圏と中部圏を繋ぐ交通の要衝としての立地特性を活かして、これまで、戸建て住宅地や工業団地、拠点となる市街地を計画的に整備し、まちの活力向上に努めてきました。
- ・大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、恵まれた自然環境や歴史・文化資源を最大限に活かし、市民と行政が互いに協力しながら、『住んでよかった。これからも住みたい』と思えるまちづくりを進めていくための主要課題を以下のとおりとします。

### 1 まちの成長を支える計画的なまちづくりを進める必要があります

本市は、東海道に代表されるとおり、古来より交通の要衝として発展してきた経緯があります。時代が進み、現在においても、国道1号やJR草津線、国道1号バイパスが通過し、また、隣接する甲賀市などでは新名神高速道路がそれぞれ整備されるなど、近畿圏と中部圏を繋ぐ重要な立地特性を有しています。

また、今後は、(仮称)栗東湖南インターチェンジまでの国道1号バイパス整備が予定されており、交通の要衝としてのポテンシャルがより一層高まることが予測されます。

このため、土地利用や道路整備のあり方など、本市の活力を高める都市整備を計画的に推進するとともに、商業・業務、教育、医療・福祉などの多様な都市の機能を適切に誘導・強化を図るなど、まちをマネジメントしていく視点を持って戦略的・効果的にまちづくりを進めていくことが大切です。



## 2 まちの拠点としてまとまりのある市街地整備を進める必要があります

本市は、周囲を緑の山々で囲まれており、限られた貴重な土地を適正かつ効果的に利用していくことが重要になっています。また、社会情勢においても、地球規模での環境問題に対応した環境負荷の少ないまちづくり、効率的・効果的なまちづくりが求められています。

本市は、これまで、JR草津線の石部駅周辺、甲西駅周辺、三雲駅周辺をはじめ、岩根地区や菩提寺地区において計画的な市街地整備を進めてきましたが、今後は多様化・複雑化する市民の価値観や生活スタイルにあった質の高い市街地の整備・再編を進めていく必要があります。

このため、恵まれた自然環境を最大限に保全するためにも、高度で多様な都市の機能を適切に市街地へ誘導しつつ、利便性の高いまとまりのある市街地整備を進めていくことが大切です。



### 3 花や緑、美しい景観など、あたたかいまちづくりを進める必要があります

本市は、周囲の恵まれた自然環境をはじめ、東海道や石部宿、湖南三山の常楽寺・長寿寺・善水寺など、歴史・文化資源を多く有しており、今後のまちづくりに効果的に活用していくことが重要になっています。

また、全国的にも、物の充足の時代から心の充足の時代へと変化してきており、今後は景観や緑など、生活の質を高めるまちづくりに取り組むことが重要になっています。

このため、今後は、心やすらぐまちづくりを基本としつつ、歴史や文化資源を最大限に活用した個性ある景観づくりや、花や緑で彩られた快適な住宅地の景観づくりを進めていく必要があります。

特に、緑豊かな街路樹がある歩きたくなる歩行者・自転車空間、気軽に水や緑に触れることができる憩いの空間づくりなど、心がほっとする人にあたたかいまちづくりを進めていくことが大切です。



## 4 市民が主役のまちづくりをより一層進める必要があります

本市はこれまで、恵まれた自然環境や交通ポテンシャルを活かしながら計画的に住宅地整備に取り組んできました。この結果、人口は大きく増加し、現在では微増傾向に落ち着きつつありますが、今後ともある程度は、人口の増加傾向が続くものと考えられます。

このような状況の中、今後のまちづくりにおいては、これまでの行政主導のまちづくりから転換した市民主役のまちづくりをより一層積極的に進めていくことが求められています。

このため、市民と行政が協力し合いながらまちづくりを進めることを基本としつつ、市民同士があらゆる機会を通じてまちづくりへの夢や希望を語り合い、一歩ずつまちづくりに取り組むことができる環境や仕組みを整える必要があります。

花や緑、美しい景観など、心やすらぐまちづくりを進めながら、『ずっとここに暮らしたい!』と思えるよう、市民の誇りと愛着を育てていくことが大切です。



## 第2章 まちづくりの目標

### 1. まちづくりの理念と基本目標

- ・「湖南省総合計画」では、まちづくりの将来像として、『ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南』を掲げています。
- ・都市計画マスタープランでは、総合計画に掲げる将来像の意味を捉えなおし、今後 20 年間のまちづくりの理念として、以下のとおり設定します。



#### ◆ まちの将来像の意味（都市計画マスタープランで掲げる「まちづくりの理念」）

ずっとここに暮らしたい！

・市民が誇りと愛着を持てる身近な生活環境や、市民が主体的にまちづくり活動を展開できる仕組みを整え、心にゆとりを持って生活することができる穏やかなまちづくりを進めます。

みんなで創ろう

・今後のまちづくりにおいては、身近な生活環境を高めようとする市民やまちづくり協議会の取り組みを基本としつつ、これを支え、ともに取り組む企業やまちづくり団体などの多様な主体が参画・連携したまちづくりを進めます。

きらめき湖南

・大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、まちの魅力や活力、にぎわいを高めていく戦略的な取り組みを実践することにより、安心・安全で利便性が高く、緑豊かな心やすらぐあたたかいまちづくりを進めます。

#### ■ まちづくりの基本目標 ■

- I : 安心・安全、循環と共生を重視した持続可能なまちづくり
- II : まちの活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくり
- III : 人と地域の交わりを支える、便利で快適なネットワークづくり
- IV : 花や緑、美しい街並みで心を繋ぐ景観づくり
- V : 協働による誇りと愛着を育むまちづくり

ずっとここに暮らしたい！  
みんなで創ろう  
きらめき湖南

目標1 安心・安全、

循環と共生を重視した持続可能なまちづくり

本市は、これまで国土レベルの交通軸を最大限に活用し、まちの活力やにぎわいを担う開発・建築行為を計画的に誘導してきましたが、同時に、将来に向けては、限られた固有の自然資源を継承していく責務を有しています。

恵まれた自然環境に負荷を与えないやさしいまちづくりや自然を活かした地域活力の創出に努めるとともに、都市の成長管理に視点を置いた計画的な土地利用を誘導し、安心・安全、自然環境と共生した持続可能なまちづくりを進めます。

目標2 まちの活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくり

本市は、これまでのまちづくりの経緯によって市街地が分散した都市構造を形成しており、周囲の自然環境と調和を図っていく上でも拠点機能の強化・集約化は不可欠となっています。

JR駅周辺など都市の中心的な拠点はもとより、戸建て専用住宅地や一団の工業団地、固有の歴史・文化・自然資源に加え、国道1号バイパス沿道の計画的な新市街地など、活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくりを戦略的に進めます。

目標3 人と地域の交わりを支える、

便利で快適なネットワークづくり

分散立地する各拠点の魅力や活力、にぎわいを創出し高めていくためには、それぞれの拠点間の交流・連携を支え促進するネットワークづくりが不可欠です。

快適な移動を支える道路網ネットワークを基本としつつ、緑豊かな歩きたくなる歩行・自転車空間の確保、地域特性を踏まえた公共交通機能の強化・充実など、相乗的かつ効果的にさまざまな都市活動を活発化する便利で快適なネットワークづくりを進めます。

目標4 花や緑、美しい街並みで心を繋ぐ景観づくり

本市は、野洲川に代表される恵まれた自然環境をはじめ、東海道など固有の歴史・文化資源を有しており、今後のまちづくりに計画的かつ効果的に活用していくことが「湖南市らしさ」を高めていきます。

恵まれた自然環境の保全・活用、歴史・文化資源の保存・再生など、多様な主体が連携・協力しつつ、市民が『ずっとここに暮らしたい！』と思える花や緑、美しい街並みが身近にあるあたたかみのある景観づくりを戦略的に進めます。

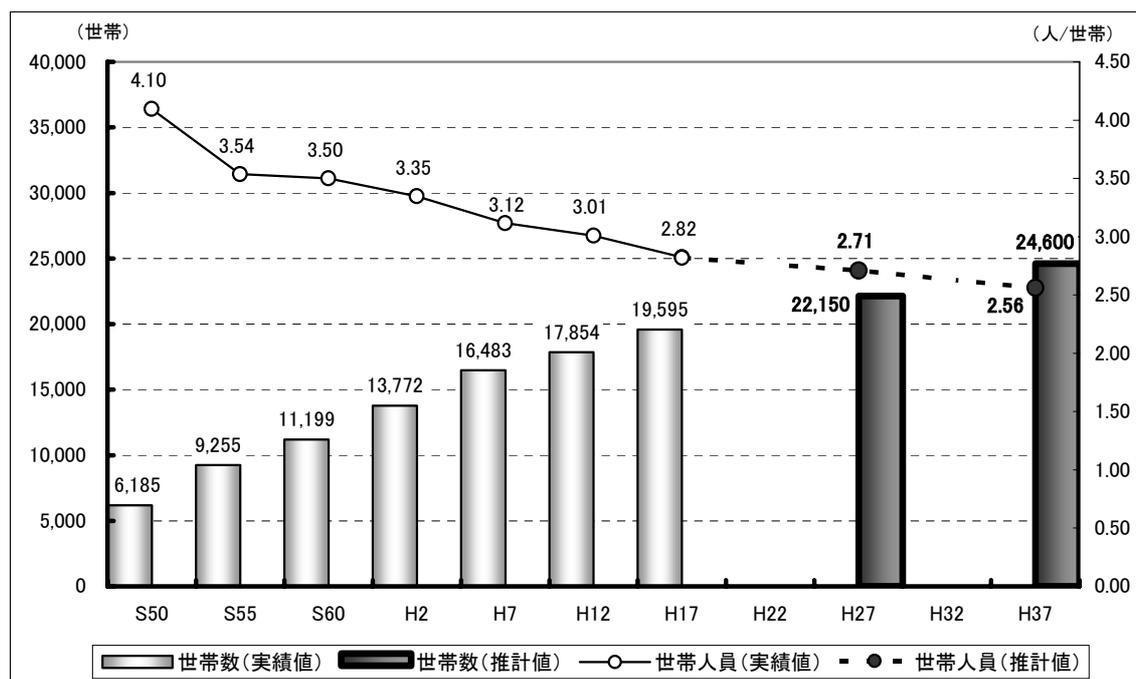
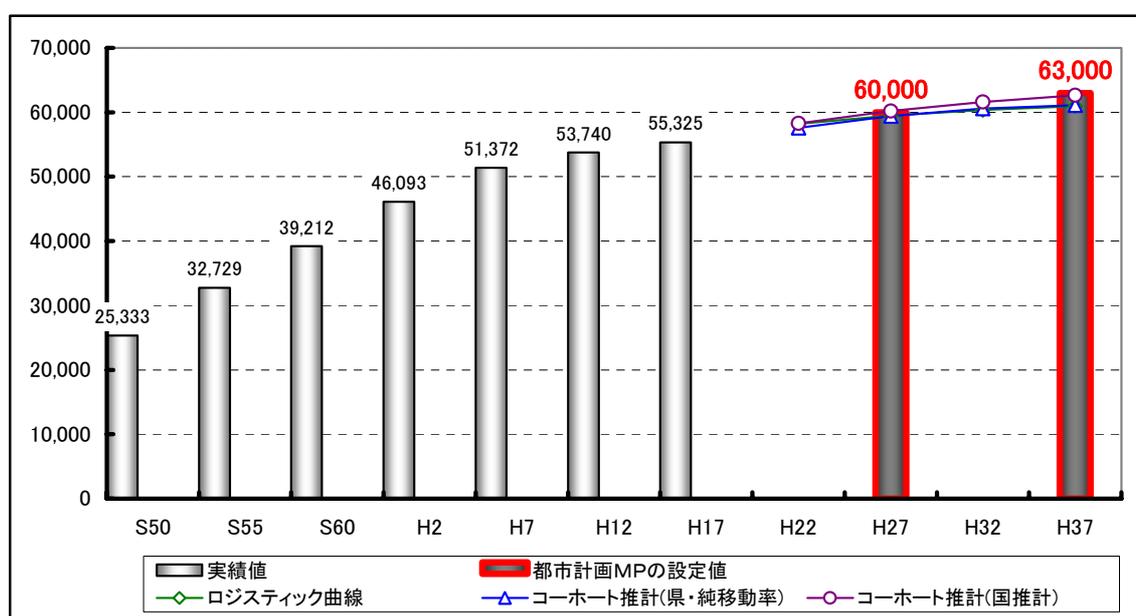
目標5 協働による誇りと愛着を育むまちづくり

今後、市民の価値観や生活スタイル、求めるニーズが時代とともに多様化・高質化することが予想される中で、目指す将来像を実現するためには、市民の誇りや愛着をしっかりと育んでいくことが不可欠となります。

市民と行政の協働のまちづくりを実現するため、市民のまちづくりに関する意識を高めるとともに、暮らしやすさを高めようとする主体的な取り組みを適切に育んでいきます。また、まちづくり活動だけでなく、教育・文化やスポーツ活動、子育て活動などあらゆる機会においても協働の関係づくりに努めます。

## 2. 目標人口の設定

- ・昭和50年（1975年）から平成17年（2005年）までの実績値をもとに将来人口を予測した結果、増加傾向自体は緩やかになるものの、今後も一定の人口増加が続き、人口6万人程度を推移するものと予測されます。
- ・本計画においては、地域資源を活かしたまちの魅力の向上に努めるとともに、快適な緑あふれる居住環境づくりを積極的に進めることにより、定住人口の確保と人口流出の抑制が進むものと考え、平成37年（2025年）の将来人口を63,000人に設定します。
- ・平成17年（2005年）の世帯人員は2.82人、世帯数は19,595世帯となっていますが、今後は、核家族化の進行などによりある程度の世帯分離が進むものと予測されるため、平成37年（2025年）の世帯人員を約2.56人、世帯数を約24,600世帯と設定します。

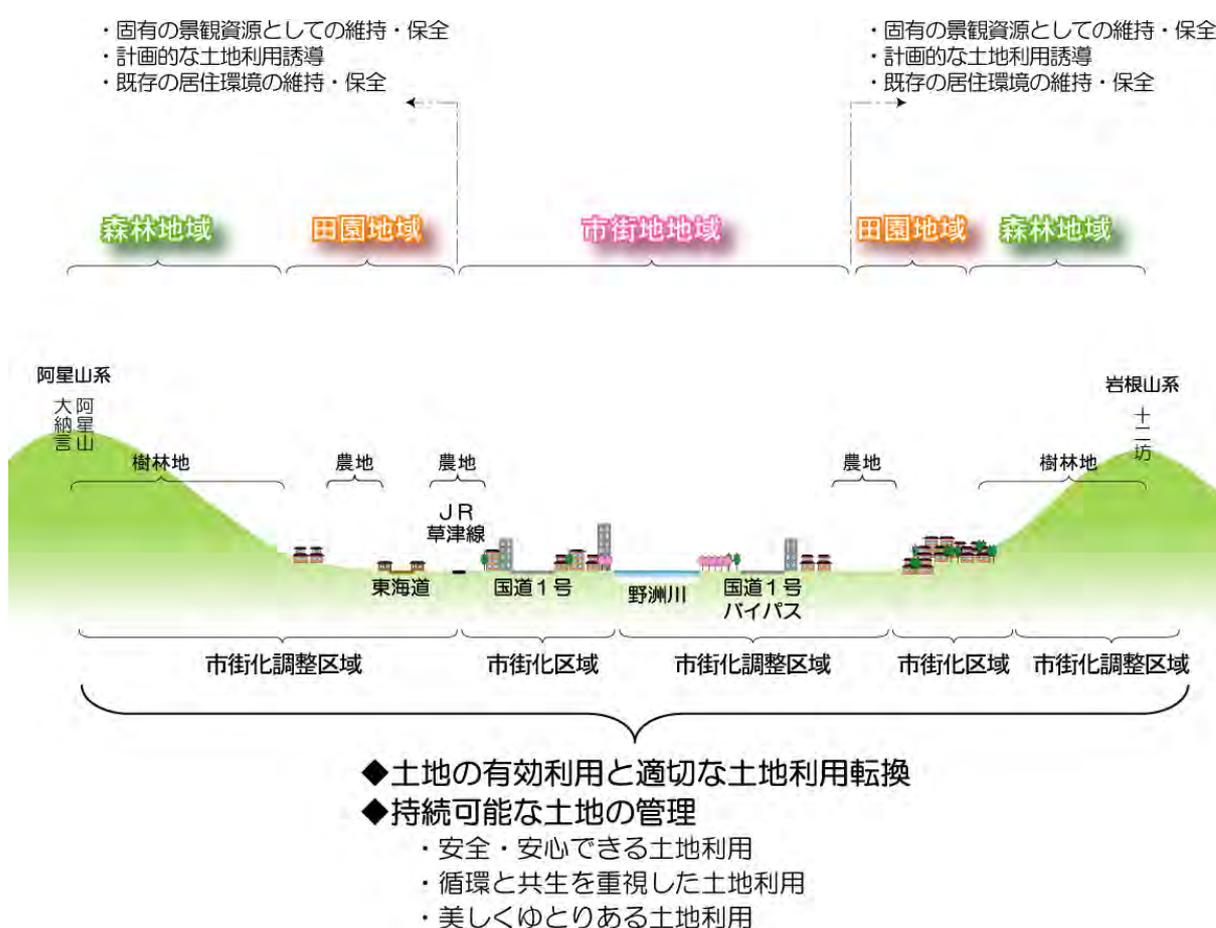


■図 目標とする人口、世帯数と世帯人員

### 3. まちの将来像

#### (1) 基本となる都市構造

- ・本市は、北部と南部の森林地域によってまちが縁取られ、国道1号やJR草津線など国土レベルの交通軸が通過する中央部の開けた平野部、及び丘陵部までの限られた空間を中心として都市的土地利用を展開しています。
- ・広域交通体系が整備される以前は、東海道が人や物資輸送の中心であり、南北の森林地域の山裾などを中心に集落地域が点在していましたが、国道1号や名神高速道路などが整備されてからは、北部の菩提寺地区には大規模な住宅市街地、岩根地区・下田地区には湖南工業団地などが新しく整備されています。
- ・一方、国土交通軸上からは、近景には野洲川や一団の農地、遠景には両側に緑の山並みを眺望することができ、南北方向から国土交通軸に向うと、近景に市街地景観、遠景に緑の山並みを眺望することができます。
- ・今後のまちづくりは、これらの優れた自然環境の保全と活用を基調としつつ、社会経済情勢の変化などを適切に踏まえ、従来の国土交通軸を活かしたまちづくりとともに、さらに戦略的に土地の有効利用と適切な土地利用転換、持続可能な土地の管理に取り組んでいく必要があります。



## (2) 土地の利用に関する基本的な考え方

- ・地形条件や自然条件を基本として、市街地地域、田園地域、森林地域に分類し、それぞれ固有の特徴や資質を活かしたまちづくりを進めていきます。

区 分		基 本 方 針
都市的 土地利用	市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R 駅周辺をはじめ、国道 1 号沿道、一団の低層戸建て住宅地、大規模な工業団地など、既に都市的土地利用が行われているエリアを市街地地域として位置付け、社会経済情勢や宅地需要を見極めながら戦略的な市街地整備・再編を進めます。</li> <li>・ 国道 1 号沿道や湖南工業団地は、現在の操業環境を維持し、さらに強化していくため、機能の集約化・再配置などに合わせた土地利用の整序を検討します。</li> <li>・ 都市拠点や生活文化拠点、地域生活拠点などにおいては、生活利便性の高い新たな住宅地の整備など多様な都市機能の集積立地とともに、緑豊かな歩行空間や公園・緑地の確保、コミュニティバスのネットワークの充実など、自動車に過度に依存しない便利で快適な都市環境の実現を目指し、拠点機能の強化を図ります。</li> <li>・ 市街地周辺部においては、低層戸建てを中心とした住宅市街地や一団の工場地、多様な都市機能が集積立地した複合型市街地など、既存の市街地地域内において整備することが困難な場合には、周辺環境との調和に配慮しつつ計画的かつ適切に新市街地整備を検討します。</li> </ul>
	田園地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲川の北側や J R 草津線の南側に広がる農地は、本市における貴重な農業生産の基盤であるとともに、周囲の山並みや河川などと一体となって優れた自然景観を形成しているため、今後とも計画的かつ適切な保全・整備に取り組みます。</li> <li>・ 身近に農業に触れ合える貴重な場所として、体験学習や観光農園など新たな農業の創出に努めます。</li> <li>・ 山並みや農地と一体となった集落地域や既存の住宅地などは、周囲の自然環境との調和を基調としつつ、居住環境の整備を進めます。</li> <li>・ 野洲川やこれらの支流は、生活にうるおいを与える貴重な都市環境であるため、安全性の確保を前提としつつ、親水機能の整備・強化を図ります。</li> </ul>
	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部の岩根山系や南部の阿星山系は、本市を縁取る森林地域であるため、眺望景観の対象や市街地景観の背景となる緑としての機能、身近なレクリエーション機能など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。</li> <li>・ 北部の森林地域は、希望が丘文化公園や十二坊温泉ゆららをはじめ、点在する寺社仏閣を活かし、これらを結ぶ遊歩道や視点場の整備などに取り組みます。</li> <li>・ 南部の森林地域は、日々の生活環境にやすらぎを与える緑としての機能を保全するとともに、常楽寺や長寿寺をはじめとした歴史・文化資源を結ぶ遊歩道や視点場の整備、身近なレクリエーションの場の整備推進に取り組みます。</li> </ul>
自然的 土地利用		

### (3) 軸と拠点の配置方針

- これまでのまちづくりの経緯や社会潮流、国土レベルにおける本市の位置付けなどを踏まえつつ、計画的かつ重点的に軸と拠点の整備・強化を図り、まち全体の魅力と活力の向上に努めます。

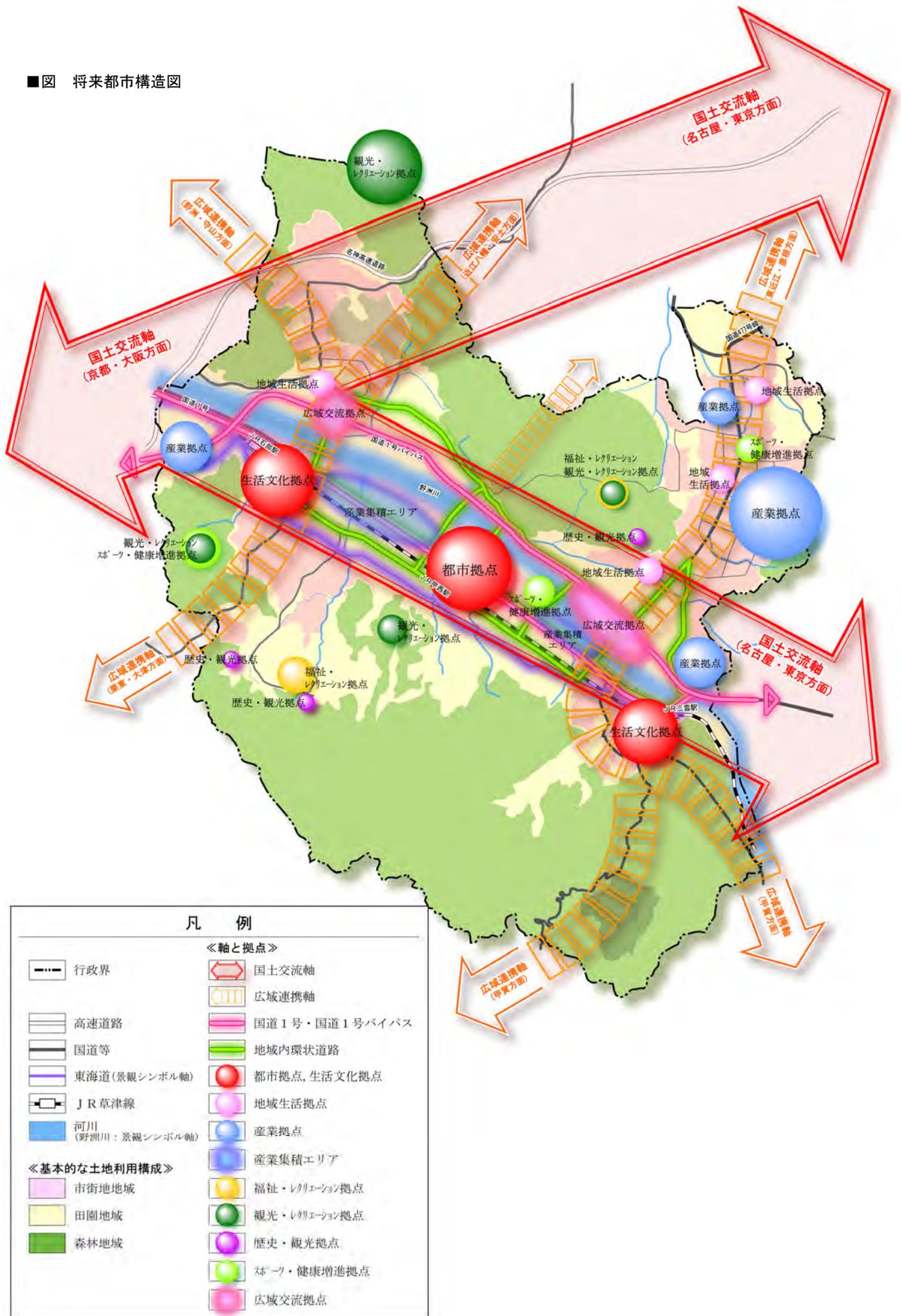
軸と拠点の配置		基本方針	
<b>国土 交流軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名神高速道路</li> <li>・国道1号バイパス</li> <li>・国道1号</li> <li>・JR草津線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名神高速道路、国道1号、国道1号バイパスは、国土レベルの交流軸として位置付け、その機能の効果的かつ最大限の活用を図ります。</li> <li>・国道1号バイパスは、平成22年（2010年）度末の供用に合わせて適切な沿道土地利用を図るとともに、継続して計画的な整備推進に努めます。</li> <li>・国道1号は、国道1号バイパスの供用に合わせて、沿道土地利用の整序・再編を行います。</li> <li>・JR草津線の複線化を進めます。</li> </ul>	
<b>広域 連携軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道477号</li> <li>・(主)彦根八日市甲西線</li> <li>・(主)牧甲西線</li> <li>・(主)草津伊賀線</li> <li>・(主)竜王石部線</li> <li>・(県)石部草津線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接市町を結び、国土交流軸を補完する国道や県道を広域連携軸として位置付け、広域的な連携を促進する軸の整備・強化を図ります。</li> <li>・国土交流軸と広域連携軸が交わるエリアは、広域連携を促進する機能や市民生活の利便性を高める機能の集積を図ります。</li> </ul>	
<b>地域内 環状道路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)三雲石部線</li> <li>・(主)野洲甲西線 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)三雲石部線など、市民の日常生活の基本となる道路を地域内環状道路として位置付け、各地域間の交流や連携を促進する整備・強化に努めます。</li> <li>・都市拠点や生活文化拠点、地域生活拠点などを繋ぐ地域内環状道路は、拠点へのアクセス性の向上や都市活動の活性化などを目指し、計画的かつ適切な沿道土地利用を誘導します。</li> </ul>	
<b>景観シン ボル軸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川</li> <li>・東海道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古来より、人々の往来を支えてきた東海道や野洲川は、景観シンボル軸として心が落ち着く美しい景観整備に取り組みます。</li> </ul>	

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

軸と拠点の配置		基本方針	
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎(東庁舎)、J R 甲西駅周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎をはじめ、文化ホールや図書館、J R 甲西駅、大規模商業施設などが集積立地する都市拠点は、より一層、多様な都市機能の集積を図ります。</li> <li>歩行者ネットワークや親水拠点の整備など、身近な生活環境の整備・改善に取り組み、魅力と活力が感じられる拠点づくりを進めます。</li> </ul>	 
生活文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎(西庁舎)、J R 石部駅周辺</li> <li>J R 三雲駅周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎(西庁舎)から J R 石部駅にかけては、行政サービス機能や商業・業務機能、医療・福祉機能や生涯学習機能の維持・強化を図り、市民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを進めます。</li> <li>J R 三雲駅周辺は、駅周辺整備やアクセス道路整備、行政サービス機能の強化や居住環境整備に努め、市民の便利で快適な日常生活を支える拠点づくりを進めます。</li> </ul>	 
地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所出張所および公民館周辺(菩提寺、岩根、水戸、下田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前の町村合併の経緯、国道1号や野洲川などによって南北に分断される特性を踏まえ、行政サービス機能や教育・文化機能などの整備・強化を図り、それぞれの市街地において歩いて行ける身近な生活拠点づくりを進めます。</li> </ul>	
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖南工業団地</li> <li>朝国高架橋周辺</li> <li>石部緑台周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖南工業団地を中心とした産業拠点は、国土交流軸や広域連携軸を最大限に活用し、アクセス性の向上、既存工業用地の操業環境の維持・強化に努めます。</li> <li>国道1号バイパスへのアクセス性に優れた石部緑台周辺などにおいては、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな企業の集積に努めます。</li> </ul>	
産業集積エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道1号沿道(石部口～平松、夏見周辺)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場や運輸物流施設などが立地する国道1号沿道(石部口～平松、夏見周辺)は、円滑な道路環境に配慮しつつ、既存の操業環境の維持・強化に努めます。</li> </ul>	

軸と拠点の配置		基本方針
福祉・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じゅらくの里周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じゅらくの里周辺は、福祉・レクリエーション拠点として福祉機能やレクリエーション機能の整備・強化を図るとともに、周辺環境整備により、長寿寺や常楽寺の歴史・文化資源と一体的な活用を図ります。</li> </ul>
観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望が丘文化公園</li> <li>・湖國十二坊の森「十二坊温泉ゆらら」周辺</li> <li>・雨山文化運動公園周辺</li> <li>・「うつくし松」自生地周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのまちづくりの経緯を踏まえつつ、周辺環境を最大限に活用した観光・レクリエーション拠点としての機能の整備・強化を図ります。</li> <li>・機能の整備・強化に加え、周囲の自然環境や歴史・文化資産などを含めた各拠点間のネットワークの整備・強化を進めます。</li> <li>・機能の整備・強化に伴って発生するごみやトイレなどの衛生面の問題についても、適切な対応に努めます。</li> </ul>  
歴史・観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常楽寺周辺</li> <li>・長寿寺周辺</li> <li>・善水寺周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南三山は、「うつくし松」自生地とともに本市の重要な歴史・文化資源として、周辺環境の整備、観光シーズン時の臨時バスの運行などにより、歴史・観光拠点機能の整備・強化を図ります。</li> </ul> 
スポーツ・健康増進拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館周辺</li> <li>・市民グラウンド周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館や野洲川親水公園、市民グラウンド周辺は、市民の健やかな身体づくりを支援するスポーツ・健康増進拠点として、市民が身近に利用することができる環境整備を進めます。</li> </ul>
広域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部広域交流拠点</li> <li>・西部広域交流拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交流軸と広域連携軸の結節点は、本市の玄関口となる重要なエリアであるため、商業・業務機能や情報発信機能、多様な世代の交流機能など、本市の活力や魅力を高める多様な都市機能の集積を図ります。</li> <li>・特に東部については、湖南工業団地など多くの都市機能が集積し、多くの人やモノが移動するため、本市の顔となる新たな市街地整備に取り組みます。</li> <li>・西部は、周囲の恵まれた自然環境との調和を基調としつつ、利便性の高い沿道サービス環境の整備に努めます。</li> <li>・野洲川をはじめ、骨格となる山地・丘陵地や一団の農地などによって形成される本市の自然景観との調和を基調とした魅力ある景観づくりを進めます。</li> </ul>

■ 図 将来都市構造図



# 第3章 まちづくりの基本計画

## 1. 土地利用の方針

### (1) 土地利用の基本方針

- ・本市における今後の土地利用に関する基本方針として、以下の4つの方針を掲げ、市民や企業、行政など、すべての主体が協力・連携しながら計画的かつ適切に進めていきます。

#### ①本市の中心的な拠点となるJR駅周辺の機能強化を進めます。

- ・これまでのまちづくりの経緯をはじめ、中心的な拠点整備や自動車に過度に依存しないまちづくりの推進の観点から、JR駅周辺の機能強化に取り組むことが不可欠となっています。
- ・JR甲西駅周辺、JR石部駅周辺、JR三雲駅周辺は、行政サービスや商業・業務、教育・文化活動などの都市機能、駅利用者の利便性を高める機能などを計画的に配置し、それぞれの地区特性を踏まえた魅力ある市街地整備を進めます。

#### ②本市の魅力と活力を支える新市街地整備を進めます。

- ・国土レベルの幹線道路となる国道1号バイパスの整備推進に取り組むとともに、多くの人やモノが行き交う交通の要衝としての素地を活かした交流の場づくりが不可欠となっています。
- ・国道1号バイパスと(主)彦根八日市甲西線のクロスポイントを中心として、商業、レクリエーション、健康・福祉、交流、情報発信などの視点から、市民の日常生活の質を高める都市機能の集約化を図り、本市の魅力と活力が感じられる市街地整備を進めます。

#### ③優れた自然環境を適切に保全し、未来へ継承していきます。

- ・本市は、野洲川をはじめ、阿星山系や岩根山系の山並みなどの優れた自然環境を有しています。
- ・市民の日常生活を支えるこれらの恵まれた自然環境については、本市固有のかけがえのない資産として捉え直し、市民や企業の参画を図りながら計画的かつ適切な保全と活用に向けた施策展開を進めます。

#### ④歩いていける身近な生活拠点づくりを進めます。

- ・誇りや愛着、『住んで良かった。これからもここに暮らしたい!』という市民の想いを育んでいくためには、歩いていける身近な都市空間の質を高めていくことが大切です。
- ・特に、本市は、これまでのまちづくりの経緯から、分散した市街地を有する都市構造を形成しているため、徒歩や自転車などで行ける身近な生活拠点を整えていくことが不可欠となっています。
- ・市民の身近な地域に対する意識や興味、身近なまちづくりへの関心を促すとともに、生活拠点にふさわしい都市機能の配置や開発の適切誘導、地域特性を踏まえた個性ある基盤整備の推進などによって身近な生活拠点づくりを計画的に進め、市民の暮らしやすさをより一層高めていきます。

## (2) 主要な土地利用の配置の方針

- ・土地利用に関する基本理念や土地利用の基本方針を実現していくため、本市の地形条件や周辺自治体との繋がり、市民生活や多様な都市活動の関係などを踏まえ、土地利用のまとまりごとに市内を区分し配置します。

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針・配置の方針
市街地 地域	専用居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菩提寺地区や石部市街地の南部などの一団の専用住宅地は、市民の日常生活の基本として、周囲の自然環境との調和を図りながら、緑豊かなゆとりある良好な居住環境を保全し、整備します。</li> </ul> 
	複合居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎周辺などに隣接する一般的な住宅地は、商業・業務、教育・文化、保健・福祉、医療などの市民の日常生活を支える都市機能を有する住宅地として、暮らしやすさを高めた魅力ある良好な居住環境を整備します。</li> </ul>
	商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R 甲西駅から国道 1 号沿道の周辺、J R 石部駅周辺、J R 三雲駅周辺などの商業・業務地は、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能をはじめとする市民の生活利便性を高める多様な都市機能の配置に努め、活力やにぎわいが感じられる土地利用を誘導します。</li> </ul>
	産業振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南工業団地や国道 1 号沿道などに集積する既存の工業地は、周辺環境への影響を最小限に抑制しつつ、操業環境の維持・強化に努め、本市の活力を支える産業振興ゾーンとして育成します。</li> </ul>
田園地域・ 森林地域	既存環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、宅地として利用されている既存の住宅地や集落地域、工場地などは、周辺の自然環境や土地利用と調和を基本としつつ、良好な居住環境や操業環境を保全します。</li> <li>・特に、歴史的な街並みが残る東海道の沿道をはじめ、歴史・文化資源と一体となって固有の集落環境を形成している地区は、保全を基調とした生活環境整備や魅力の向上に取り組みます。</li> </ul>
	田園環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川の北側や J R 草津線沿線など、優れた田園環境が残るエリアは、農業振興地域整備計画に基づき、農産物の供給地として優良農地の保全を図るとともに、研究・実験的な農地としての利用を検討します。</li> <li>・これらの一団の農地においては、計画的な土地利用を図り、周囲の山並みなどと一帯となった固有の田園景観を保全します。</li> </ul> 

ゾーン・エリア名称		土地利用の方針・配置の方針
田園地域・森林地域	森林環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林区域をはじめ、自然公園地域、鳥獣保護区特別保護地区、風致地区が指定されている南北の森林については、水源涵養、災害防止、景観形成、木材供給、野生生物の生息、大気の浄化などの多面的な機能の維持・保全に努めます。</li> <li>・特に、国道1号や国道1号バイパスの沿道、JR草津線などの広域交通基盤上から眺望できる山並みについては、固有の景観形成に配慮した指導・誘導に努めます。</li> </ul>
	里山環境 活用エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の市街地や住宅地などの周辺に残る里山環境は、緑豊かな森林や潤いのある河川などの自然環境を活かした身近な憩いの場として、地域の実情に合った適切な土地利用を誘導します。</li> <li>・特に、既存の住宅地や集落地域の背後に位置する緩斜面の樹林地などは、生活環境に潤いを与える憩いやレクリエーション機能に配慮し、積極的な活用を促します。</li> </ul> 
	レクリエーション エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川親水公園や希望が丘文化公園、じゅらくの里などは、周囲の恵まれた自然環境を十分に活用することを基本として、多様な人々の憩い・レクリエーションの場として、既存の機能の維持・管理に努めます。</li> </ul> 
今後新たな土地利用を推進するエリア	特定保留区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菩提寺地区に位置付けられた特定保留区域は、地区の特性を踏まえつつ、緑豊かなゆとりある住居系市街地として、計画的に整備を推進します。</li> </ul>
	計画的 市街地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR甲西駅周辺、JR石部駅周辺、国道1号バイパス沿道（岩根地区周辺）などについては、本市の中心的な拠点として、周辺土地利用との調和を図りながら、住宅や商業・業務施設、保健・福祉施設をはじめとする公共施設などの立地を誘導し、活力やにぎわいが感じられる計画的な市街地整備を推進します。</li> <li>・特に、国道1号バイパスやJR草津線複線化などの広域交通基盤施設の整備により、今後も京阪神地域のベッドタウンとして役割を担うことが想定されるため、ゆとりある良好な専用住宅地については、都市基盤整備状況との調整を図りながら計画的かつ適切に整備を推進します。</li> </ul>
	計画的 開発誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号バイパス沿道（菩提寺地区）や(主)彦根八日市甲西線沿道は、恵まれた周囲の自然環境を保全するため、幹線道路の交通利便性を踏まえつつ、商業・業務施設などの沿道サービス施設の開発を適切に誘導します。</li> </ul>

### (3) 実現に向けた土地利用の整備・誘導方策

- ・まちの将来像や土地利用の基本方針を実現していくために必要となる具体的な土地利用の整備・誘導方策を計画的かつ適切に進めていきます。

#### ■都市計画区域の見直し・再編

- ・これまでのまちづくりの経緯により、旧甲西町は甲賀広域都市計画区域、旧石部町は大津湖南都市計画区域に指定されています。
- ・本市は、交通の要衝として、名神高速道路の栗東インターチェンジや竜王インターチェンジとの繋がりが深く、人やモノの動きも大津を経由した京阪神地域との繋がりが強くなっています。
- ・特に、本市の西端では、一体的な工業系の土地利用誘導や（仮称）栗東湖南インターチェンジの整備推進などを背景とした栗東市との繋がりが、菩提寺地区を中心として市民の日常生活における野洲市との繋がりが強くなっています。
- ・都市計画区域は、都市計画を実践する上で根底をなす重要な位置付けであり、今後、ひとつのまちとしてまちづくりを計画的に推進していくため、大津湖南都市計画区域の指定に向けた取り組みを進めます。

#### ■暮らしやすさや都市の活力を高める計画的な市街地の拡大（次ページ参照）

- ・近年、人口増加傾向が鈍化しているものの、京阪神地域のベッドタウンとしての役割や大規模工場就業者の生活の場としての役割を担うため、自然環境との調和を図りながら、計画的に市街地整備を推進する必要があります。
- ・特に、今後のまちづくりにおいて不可欠となる環境負荷の少ないまちづくりに向けたJR駅周辺の機能強化、国土レベルの交通利便性を活用した活力やにぎわいを担う国道1号バイパス沿道における新市街地整備などは、暮らしやすさや活力ある都市活動を高める重要な政策であるため、計画的かつ適切に市街地拡大を進めます。

#### ■地域の特性を踏まえた用途地域の見直し

- ・本市は、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ住居の環境を保護し、商業や工業等の利便を増進するため、10種類の用途地域を指定しています。
- ・今後のまちづくりにおいては、準工業地域などの建築活動を適正に誘導しにくいエリアや土地利用方針が変更になったエリアなどを対象として、目指す地域の将来像の実現に向けて用途地域の見直しを行い、良好な都市環境の確保に努めます。

#### ■市民が主体となった身近な生活環境の保全・改善に向けた取り組み

- ・市民の暮らしやすさをより一層高めていくため、市民の身近な生活環境に対する主体的な意識や行動を育むとともに、都市計画提案制度や地区計画の申出制度など、市民の取り組みを支える都市計画制度の活用促進に努めます。
- ・市民やまちづくり協議会の主体的な取り組みを基本としつつ、企業、まちづくり団体、行政など多様な主体が連携・協力し合いながら、生活環境の保全・改善を実践します。

【市街化区域の拡大区域（～平成 37 年（2025 年））】

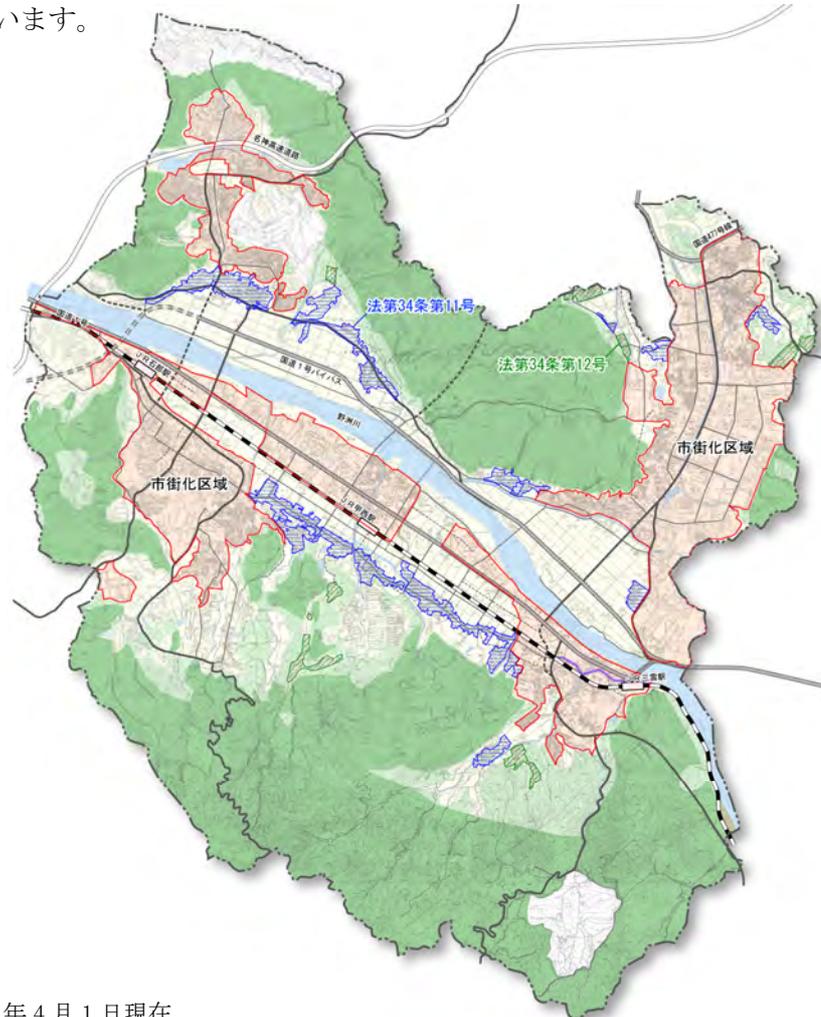
番号	地区名	面積 (ha)	現況、地区の位置付け
I-①	菩提寺地区① (イワタニランド南側)	3.3	・(主) 竜王石部線沿道を中心として宅地化が進展している地区であり、既存の市街地との一体性に配慮しつつ、住居系市街地整備を推進します。
I-②	菩提寺地区② (北山台北側)	4.7	・既存の専用住宅地に隣接する地区であり、既存の市街地との一体性に配慮しつつ、住居系市街地整備を推進します。
II-①	J R 甲西駅周辺 (国 1 沿道、針・夏見)	28.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎（東庁舎）など多くの都市機能が集積する本市の中心市街地であるため、国道 1 号の交通利便性を活かし、沿道の商業系市街地、北側の後背地を対象とした住居系市街地の整備推進を図るとともに、これらとの調和に配慮しつつ、南側においては本市の活力を担う工業系市街地整備を推進します。</li> <li>・整備に当たっては、既存の市街地環境、隣接して実施されるほ場整備事業や由良谷川の道路用地への転換などに配慮し、駅周辺の機能強化を進めます。</li> </ul> <p>※面積算定においては既存住宅、甲西高校、既存工場等を除く。</p>
II-②	J R 石部駅周辺 (J R 石部駅周辺)	17.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石部地域の中心となる J R 石部駅から市庁舎（西庁舎）、(県) 石部草津線までのエリアは、既存市街地や国道 1 号沿道との一体性、都市計画道路の計画的な整備推進などに配慮しつつ、J R 石部駅周辺の機能強化を図るとともに、住居系市街地整備および商業系市街地整備を推進します。</li> <li>・当該地区の整備に当たっては、土地所有者等の主体的な意識が不可欠であるため、当該地区東側の都市排水環境整備が望まれるエリア一体を対象として、土地所有者等の意識の醸成、まちづくり意識の熟度を勘案した具体的な検討に取り組みます。</li> </ul>
II-③	岩根地区① (国道 1 号バイパス沿道)	44.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川と国道 1 号バイパスに囲まれる道路沿道は、恵まれた自然環境との調和を基本としつつ、(主) 彦根八日市甲西線の西側は交流や防災などの機能を備えた複合的な商業系市街地、東側は周囲の自然環境を活かした開発・研究施設など工業系市街地の整備推進を図ります。</li> <li>・国道 1 号バイパスや(主) 彦根八日市甲西線などからの眺望景観に配慮した景観整備を誘導するとともに、野洲川の恵まれた環境を活かしたレクリエーションエリアの確保に努めます。</li> </ul>
II-④	石部緑台地区 (国道 1 号バイパス 五軒茶屋ランプ周辺)	66.2	・国道 1 号バイパスおよび国道 1 号の交通利便性など立地ポテンシャルを最大限に活用し、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、開発・研究施設など工業系市街地整備を推進します。
II-⑤	菩提寺地区③ (広野地区周辺)	11.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菩提寺地区のほぼ中央、(主) 竜王石部線の沿道に位置し、周囲は一団の専用住宅地となっています。</li> <li>・(主) 竜王石部線の沿道を中心とした地区には、周囲の専用住宅地と調和の取れた商業機能などを配置し、近隣住民の日常利便性の向上を目指します。</li> <li>・周辺住民の憩いの場となる近隣公園レベルの公園・緑地の整備や地形条件から必要となる調整池の整備など、地区特性を踏まえた計画的な市街地整備を推進します。</li> </ul>

## ■地区計画制度等を活用した市街化調整区域の土地利用の適正誘導

- ・市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発許可制度とともに自然環境を保全するための重要な役割を担っています。
- ・本市においては、今後とも、恵まれた自然環境を計画的に保全するため、市街化調整区域においては原則として開発や建築活動を規制します。
- ・しかしながら、現実的には、既存集落などの活力低下などの問題も懸念されるため、地域の実情によりやむを得ない場合においては、地区計画制度等を活用し、開発許可制度（都市計画法第34条第10号、同第11号、同第12号）を適切に運用し、適正な土地利用誘導を行います。
- ・なお、市街化調整区域における地区計画制度の運用に当たっては、本市の市街化調整区域の実情に合った運用基準や事業者等との役割分担などを定めたガイドラインを策定し、適正な運用を行います。

### ● 地区計画の策定タイプ（案） ●

- ①既存集落型
  - ・一団の既存集落等において、公共施設等の整備等の条件を満たした地区で、集落の活力維持・改善等の目的で行う地区計画
- ②宅地活用継続型
  - ・既に造成された住宅団地等における地区計画
  - ・工場の立地等により既に宅地化された地区等において、継続的な土地利用を図る地区計画
- ③郊外住宅型
  - ・緑豊かなゆとりある郊外型住宅地として整備を行う地区計画
- ④沿道型、駅近接型
  - ・既存集落や沿道地域で、既に住宅が点在しているような地区において、居住者のための利便施設等を計画的に配置する地区計画
- ⑤沿道型（非住居系）
  - ・幹線道路沿道において、良好な道路沿道環境を計画的に形成し、将来においても維持・保全を目的とした地区計画
- ⑥大規模開発型
  - ・原則、20ha以上の一団の開発行為であり、一体的に良好な環境の市街地形成を図る地区計画。



※区域は、平成20年4月1日現在

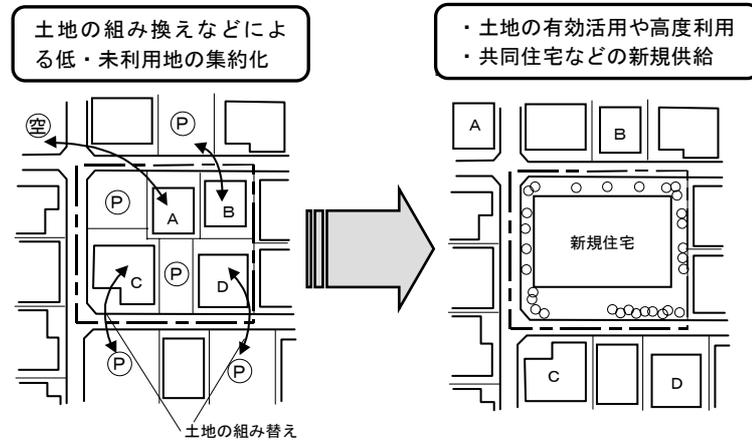
【地区計画制度の活用促進による計画的な開発を誘導する区域（～平成 37 年(2025 年)）】

番号	地区名	現況、地区の位置付け
Ⅲ-①	菩提寺地区④ (国道 1 号バイパス沿道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区には一団の優良農地が広がり、景観としても価値のある田園景観を形成しているとともに、国道 1 号バイパスと(主)竜王石部線の交差点周辺に位置し、湖南省総合計画において西部の商業集積エリアに位置付けられています。</li> <li>・このため、当該地区においては、国道 1 号バイパス沿道の無秩序な開発を抑制するため、周辺の自然環境をできる限り保全することを基本としつつ、道路利用者の利便施設などの開発を計画的に誘導します。</li> </ul>
Ⅲ-②	岩根地区② (主要地方道 彦根八日市甲西線沿道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区には一団の優良農地が広がり、幹線道路沿道などからの眺望景観の前景となる田園景観を形成しているとともに、特に、(主)彦根八日市甲西線沿道は、湖南省総合計画において位置付けられる東部商業集積エリアとの繋がりに配慮した秩序ある土地利用が求められています。</li> <li>・このため、当該地区における無秩序な開発を抑制するため、周辺の自然環境をできる限り保全することを基本としつつ、計画的な新市街地整備との調和を図りながら、道路利用者の利便施設などの開発を計画的に誘導します。</li> <li>・特に、県と連携を図りながら、下田・岩根地区の市街地から国道 1 号バイパス沿道の新市街地へ歩いてアクセスできる緑豊かなゆとりある歩道の整備などに取り組み、市民の生活利便性の向上とともに魅力ある空間整備を進めます。</li> </ul>
Ⅲ-③	下田地区① (大谷観光ぶどう園周辺)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側で隣接する竜王町との境界に位置し、農地を中心として森林、住宅地、工業用地などの土地利用となっています。</li> <li>・周囲の自然環境を最大限に保全することを基本としつつ、補助幹線道路の整備に合わせて、開発・研究施設などの産業機能を適切に誘導します。</li> <li>・地区計画制度の活用にあたっては、土地利用などに関するルールと合わせて、周囲の自然環境の保全活動や環境美化活動、子育て支援活動など、企業の主体的な社会活動を促します。</li> </ul>
Ⅲ-④	下田地区② (県道春日竜王線沿道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側で隣接する竜王町との境界に位置し、森林を中心として、農地や低・未利用地などの土地利用となっています。</li> <li>・周囲の自然環境を最大限に保全することを基本としつつ、隣接する竜王町の大規模工場関連施設など、開発・研究施設などの産業機能を適切に誘導します。</li> <li>・地区計画制度の活用にあたっては、土地利用などに関するルールと合わせて、周囲の自然環境の保全活動や環境美化活動、子育て支援活動など、企業の主体的な社会活動を促します。</li> </ul>

- ・これら以外の地区として、既に宅地として活用されている地区のうち、大山川緑地など恵まれた自然環境を保全すべき地域や名神高速道路菩提寺パーキングエリアなど多くの人やモノが集まる拠点の周辺においては、地域住民や事業者の主体性を基本としつつ、適切な土地利用誘導の視点から、積極的に自然環境の保全と活力・にぎわいの創出に取り組みます。

## ■ JR駅周辺市街地における低・未利用地の活用推進と土地の高度利用の推進

- 本市の中心的な拠点となるJR駅周辺に残る低・未利用地は、移転・集約化や土地の組み換え・整序などにより、多様な都市機能の集積立地を図り、土地の有効活用を積極的に進めます。



【低・未利用地を活用した土地の高度利用のイメージ】

- これらのJR駅周辺においては、高層マンションから低層戸建て住宅に至る居住機能や商業・業務、教育・文化、医療・福祉など、市民の日常生活を支える多様な都市機能を適切かつ複合的に配置するなど、周辺環境と調和を図りながら土地の高度利用を推進します。
- 既存の市街地環境との一体性に配慮しつつ計画的な市街地の拡大に取り組み、多様な人が住み、働き、訪れる魅力とにぎわいのある市街地整備を進めます。

### [JR甲西駅周辺]

- 市庁舎（東庁舎）をはじめ、図書館や文化ホールなどの公共公益施設、大型商業施設などが立地しているため、これらを繋ぐ歩行者空間の維持強化、公園・緑地や親水空間の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの拡充を図り、歩いて楽しい市街地整備を進めます。
- 比較的大きな街区が形成されているエリアを中心として、日照や通風などの市街地環境や周辺の土地利用に配慮しつつ、本市の中心拠点にふさわしい土地の高度利用を誘導します。

### [JR石部駅周辺]

- JR石部駅周辺の計画的な新市街地整備による低・未利用地の活用促進を図るとともに、東海道を活かした歩行者空間の整備や(県)石部停車場線におけるゆとりある歩道と街路樹整備などにより、市庁舎（西庁舎）をはじめとする行政サービス施設などとのネットワークづくりに取り組みます。
- 市庁舎（西庁舎）周辺においては、東海道をはじめとする歴史的な雰囲気との調和を図りながら、適切に土地の高度利用や複合的利用を進めます。

### [JR三雲駅周辺]

- JR三雲駅周辺は、東海道沿道の既存の住宅地や一団の戸建て住宅地を中心とした市街地が形成されているため、周辺環境に十分に配慮しつつ、土地の高度利用や複合的利用を進めます。
- アクセス道路の整備推進に努めるとともに、地域住民とともに大規模未利用地の活用策を検討するなど、地域住民の生活利便性を高める多様な都市機能を適切に誘導し、魅力ある市街地整備を計画的に進めます。

## ■ 国道 1 号の沿道土地利用の整序・再編

- 主要な国土レベルの幹線道路の役割は、国道 1 号から国道 1 号バイパスへとシフトすることが想定されますが、沿道土地利用の状況などを踏まえると、今後とも国道 1 号は周辺自治体との連携を支援、多様な都市活動を促す道路機能を担うこととなります。
- このため、国道 1 号は、今後も骨格的な幹線道路として周辺環境に負荷を与えないやさしい道路環境整備を基本としつつ、歩いていける身近な都市機能を駅周辺に集約化し、駅周辺以外の沿道では土地利用の再編による円滑な道路交通環境を整えるなど、安心・安全で快適に利用できる沿道土地利用を進めます。
- 敷地周囲のまとまりのある緑化を指導するなど、市民や企業と連携・協力しながら、緑豊かな沿道土地利用の実現を目指します。

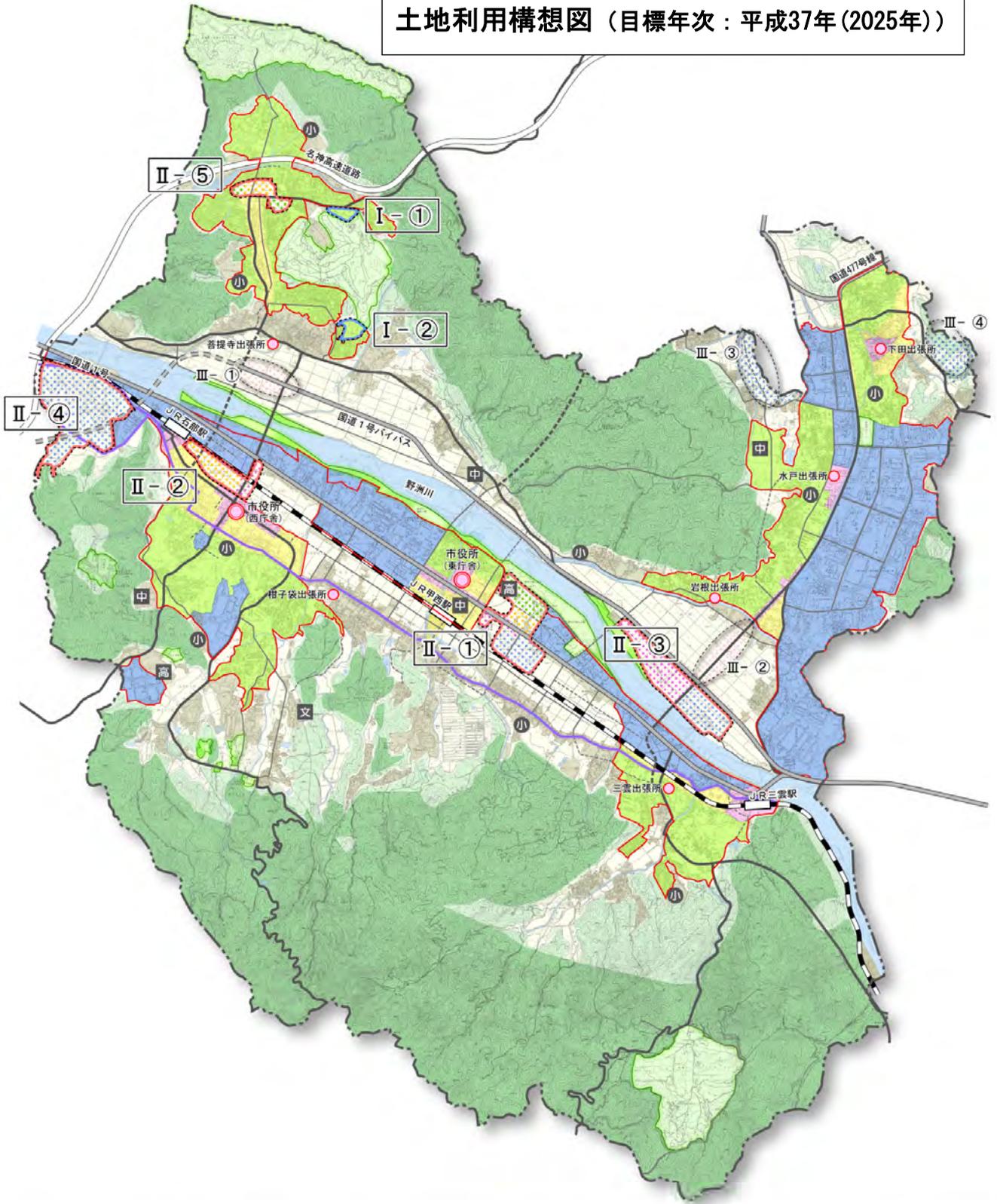


## ■ 歴史や文化を大切にした土地利用の推進

- 固有の歴史資源や文化資源は、“湖南市らしい”個性あるまちづくりを進めていく上で不可欠となる要素です。
- 石部宿や東海道の歴史的な街並み、湖南三山をはじめとする寺社仏閣などを未来へと伝承していくとともに、これらの周辺においては歴史・文化と調和した土地利用を推進し、固有の資産へと育んでいきます。
- 特に、景観法を活用するなど、これらの景観の保全・整備や地域住民の意識の醸成に計画的に取り組み、市民やまちづくり団体、行政などが一体となって歴史や文化を大切にした土地利用を推進します。



# 土地利用構想図（目標年次：平成37年（2025年））



凡例

	行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
	市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
	河川等		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
	行政サービス機能		主要な市道等		産業振興ゾーン		特定保留区域（～H22年）
	学校教育施設		J R 草津線		既存環境保全エリア		計画的市街地整備区域
					田園環境保全エリア		計画的開発誘導区域

※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点取り潰しは想定用途を示す。

## 2. 交通体系の整備の方針

### (1) 交通体系整備の基本方針

- ・本市における交通体系について、現状からみた課題・問題点と今後の20年間のまちづくりを見据えた交通体系の基本方針との関係を総括すると、以下のとおりとなります。

#### 【現状からみた課題・問題点】

- 生活道路への通過交通の流入
- 国道1号の慢性的な渋滞の解消
- 計画的・効率的な道路整備の推進（費用対効果を踏まえた戦略的な視点）

- 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 子どもや高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に移動できる仕組みづくり
- 誇りや愛着を育む道路環境整備の推進

#### 【交通体系の整備方針】

##### ■道路ネットワークの整備

- ・それぞれの道路が有する機能・役割を踏まえ、道路ネットワークの形成、計画的な整備の推進
- ・国道1号バイパス整備に関連する道路網整備
- ・その他、地域の利便性向上などに向けた道路整備
- ・都市計画道路の整備方針（長期未着手路線の対応）

##### ■国道1号バイパスの整備促進

- ・第1段階の暫定供用、長期的には4車線化整備

##### ■国道1号の沿道土地利用の整序

- ・国道1号バイパス沿道の新市街地整備に伴って、国道1号沿道の既存機能の再編・集約化
- ・国道1号の整備方針の明確化（JR駅周辺以外における土地利用規制、ゆとりある歩道や沿道の積極的な緑化による緑豊かな沿道土地利用の誘導）

##### ■JRの利用促進に向けた環境整備

- ・JR草津線の複線化整備
- ・駅周辺の交通結節機能の強化（駅前広場、駐車場・駐輪場、乗り換え利便性）

##### ■バスネットワークの整備推進

- ・日常生活の利便性を高めるバスネットワーク
- ・定時性や走行性の確保のための施策

##### ■歩行者・自転車ネットワークづくり

- ・野洲川を最大限に活かし、市民の誇りや愛着を育みながら、魅力あるまちづくりを推進
- ・野洲川沿いの遊歩道・自転車道などの整備推進
- ・それぞれの市街地からのアクセス性の向上

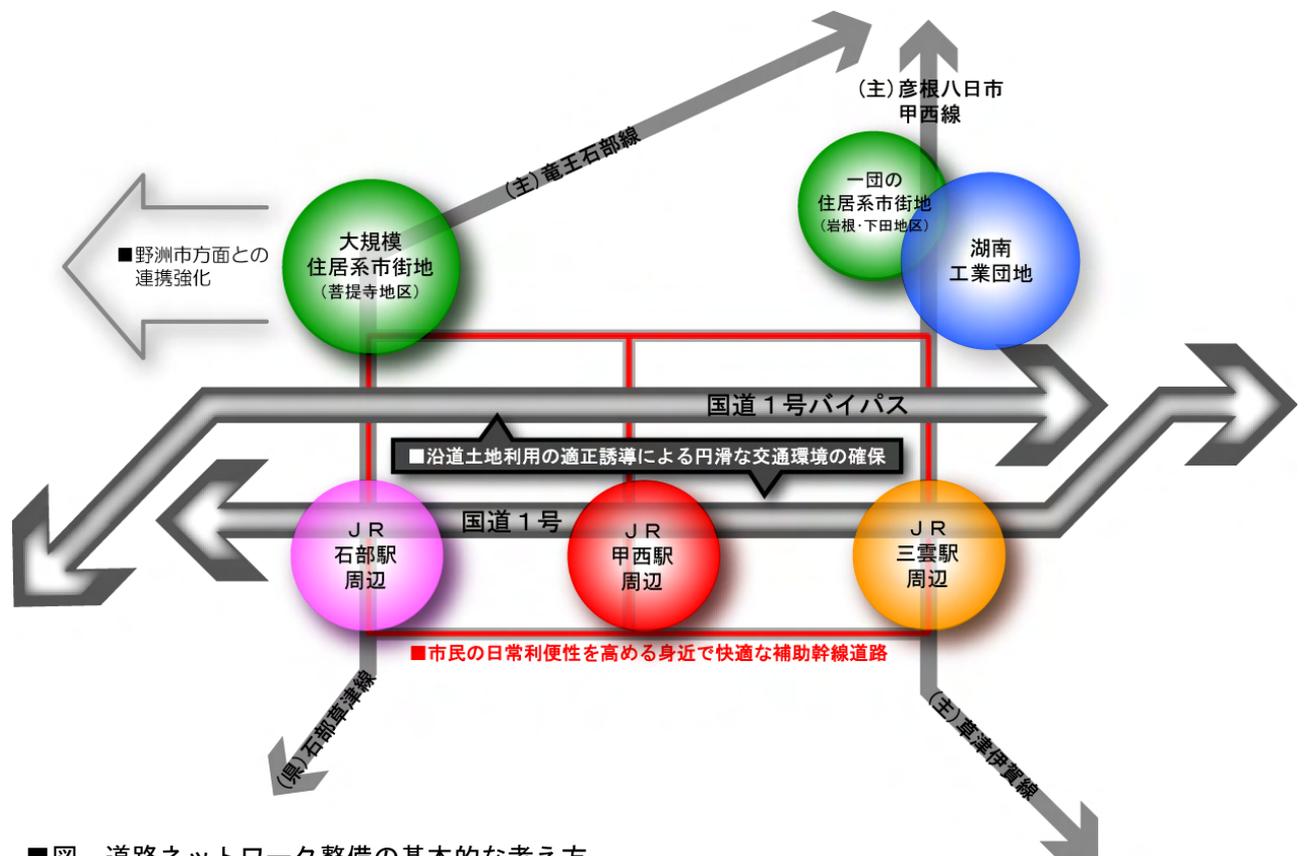
##### ■身近な地域主体の道路整備の推進

- ・歩道や街路樹の維持管理など、身近な道路空間の整備計画・維持管理を地域に任せる仕組みづくり（身近な道路に愛称を付けるなどにより愛着を育み、地域で維持管理する意識を育てる）
- ・地域の特色を活かした道路整備の推進（計画段階から地域住民の意見を反映する仕組み）

## (2) 道路ネットワーク整備の基本方針

### ①道路ネットワークづくりの基本方針

- ・本市の道路網は、東西に国土レベルの広域幹線道路が横断し、南北に周辺市町と連絡する幹線道路が縦断する形となっており、市街地の交差点や沿道の土地利用の状況などによって日常的な混雑が見られます。
- ・このため、国土軸となる東西の道路や周辺市町と連絡する道路では円滑な道路環境の確保に努めるとともに、これらの広域幹線道路や幹線道路と市民の日常生活を支える道路との機能分担を明確にする必要があります。
- ・本市においては、国道1号バイパスとこれに係る関連道路の整備推進、周辺市町との連携を高める幹線道路の計画的な整備を図り、円滑な道路環境を実現するとともに、市民の日常利便性を高めるため、広域幹線道路や幹線道路との役割分担を踏まえた補助幹線道路の計画的な整備を推進することにより、安心・安全に利用できる快適な道路ネットワークの形成を図ります。



■図 道路ネットワーク整備の基本的な考え方

- ・この他、地域住民の生活利便を高めたり、地域の活性化に不可欠となる道路整備については、まちづくり計画での位置付けや整備の必要性とその効果などを精査した上で、周辺環境との調和を図りながら計画的な整備推進に取り組みます。

## ②道路ネットワークの配置・整備方針

### ■広域幹線道路

- ・高速道路や国道などにより、国土レベルの広域的な交流を支える広域幹線道路網の形成を図ります。

#### ①名神高速道路

②国道1号 : 国道1号バイパスの整備に合わせて、沿道土地利用を整序するとともに、特に市街地部分では、ゆとりのある歩道整備や沿道土地利用のまとまりのある緑化の誘導などにより、緑豊かな道路環境の改善を図ります。

③国道1号バイパス : 平成22年(2010年)度末の供用開始に向けて、今後とも計画的な整備推進を図るとともに、将来的には副道整備など計画的な整備推進に取り組みます。

### ■幹線道路

- ・広域幹線道路を補完するとともに、隣接する自治体との連携を支える幹線道路網の形成を図り、それぞれの特性に応じた沿道土地利用の誘導、安心・安全に利用できる緑豊かな歩行空間の確保などにより、快適な道路環境の実現を目指します。
- ・特に、名神高速道路竜王インターチェンジとの連携を支える幹線道路として、既存道路の機能拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

#### ④国道477号

⑤(主)彦根八日市甲西線 : 国道1号バイパス周辺においては、緑豊かなゆとりある歩道などの整備により、岩根・下田市街地と国道1号バイパス沿道の新市街地との連携を高めます。

⑥(主)竜王石部線 : 名神高速道路竜王インターチェンジや国道1号バイパス、国道1号との接続、JR石部駅周辺と菩提寺地区との繋がりの強化を目指し、計画的な整備推進を図ります。  
: 菩提寺地区の既存市街地においては、県と協力・連携しつつ、歩道整備など安全な道路環境の確保に努めます。

⑦(仮)湖南竜王線 : (主)竜王石部線とともに、名神高速道路竜王インターチェンジに連絡する幹線道路として、竜王町との連携を図りながら整備推進に向けた取り組みを進めます。

⑧(主)野洲甲西線 : 野洲市方面との連絡性を高めるため、バイパス整備を進めます。

⑨竜王石部線バイパス : 国道1号バイパスと竜王インターチェンジのアクセス性を高め、菩提寺地区への通過交通を抑制するため、(主)竜王石部線のバイパス機能を有する幹線道路として、整備推進に向けた取り組みを進めます。

⑩(市)菩提寺野洲線 : 野洲方面との連絡性を高めるため、円滑な道路交通環境の確保に向けた計画的な拡幅整備に取り組みます。

#### ⑪(県)春日竜王線

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

- ・菩提寺地区や石部地区との繋がり、名神高速道路竜王インターチェンジやJR石部駅、栗東市方面などの相互の連携を支える幹線道路網の強化を図ります。

⑫(都) 菩提寺中央線

⑬(都) 丸山中島線 : 国道1号へのアクセス性を高めるとともに、石部地区内への通過交通を抑制するため、現道や土地利用状況などを踏まえながら計画的な整備推進に取り組みます。

⑭五軒茶屋バイパス線 : 国道1号バイパスの五軒茶屋ランプへのアクセス道路として計画的な整備推進に向けた取り組みを進めます。

⑮(県) 石部草津線 : 既存の市街地部分を中心として、県と協力・連携しつつ、歩道整備など安全な道路環境の確保に努めます。

⑯(県) 長寿寺本堂線 : 石部地区の骨格道路として既存の道路環境を保全するとともに、信楽方面との連携強化を図る幹線道路として計画的な整備推進に取り組みます。



■ 県道石部草津線



■ 県道長寿寺本堂線

- ・国道1号バイパスや国道1号を補完し、新名神高速道路や甲賀市方面との連携を支える幹線道路網の形成を図ります。

⑰(主) 草津伊賀線 : (主)彦根八日市甲西線や国道1号バイパスからの連絡性を高め、国道1号への交通量の流入抑制を図るため、新生橋から直接利用できるバイパス整備を計画的に推進します。

⑱(主) 牧甲西線 : 新名神高速道路信楽インターチェンジと連絡する幹線道路として、周辺環境との調和を図りつつ、拡幅整備や待避所の整備など、円滑な道路交通環境の確保に向けた整備推進を進めます。

⑲(仮称) 草津伊賀山手幹線 : 国道1号や国道1号バイパスを補完する幹線道路として、県、甲賀市、栗東市と連携を図りながら、計画的な整備推進に取り組みます。

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

## ■補助幹線道路

- ・国道1号バイパスや(主)彦根八日市甲西線を補完するとともに、それぞれの市街地や市内に点在する主要な施設などをネットワークする補助幹線道路として、既存道路の機能拡充・改善や新たな道路整備を計画的に推進します。

⑳(主)野洲甲西線

㉑(市)下田竜王線

㉒(市)岩根大谷線他：日枝中学校周辺の新市街地整備の状況や周辺住民の意向を踏まえるとともに、既存市街地への過度な通過交通の流入に配慮しつつ、(主)彦根八日市甲西線へアクセスする道路整備を検討します。

㉓(仮)大谷山中線：名神高速道路竜王インターチェンジと連絡性を高めるため、竜王町との連携を図りながら、周辺環境との調和に配慮しつつ計画的な整備推進を図ります。

㉔(主)彦根八日市甲西線

- ・国道1号を補完するとともに、それぞれの市街地の繋がりを支える市民の身近な道路として既存道路の機能拡充・改善や新たな整備推進を図ります。

㉕(仮)三雲石部線：石部地区とJR甲西駅周辺の連絡性を高めるため、甲西南部地区のほ場整備に合わせた計画的な整備推進を図ります。

- ・国道1号と国道1号バイパスを連絡する補助幹線道路として、機能維持・強化を図ります。

㉖(市)平松正福寺線

㉗(市)甲西線：道路空間としての質的向上に配慮しつつ、甲西橋の架け替え整備を計画的に推進し、JR甲西駅周辺と岩根地区との連携強化を図ります。

㉘(市)夏見岩根線：市民の日常生活の利便性を向上し、交流・連携を促進するため、安全な歩行空間の整備を進めます。

- ・地域住民の日常生活や多様な都市活動を支える身近な道路として、周辺の土地利用状況に配慮しつつ、既存道路の機能拡充・改善や新たな整備推進を図ります。

㉙(都)三雲駅線：JR三雲駅周辺へのアクセス道路としての機能とともに、(主)草津伊賀線を補完する補助幹線道路としての機能や(主)牧甲西線との連絡性にも配慮しつつ、計画的な整備推進を図ります。

㉚(市)五軒茶屋線

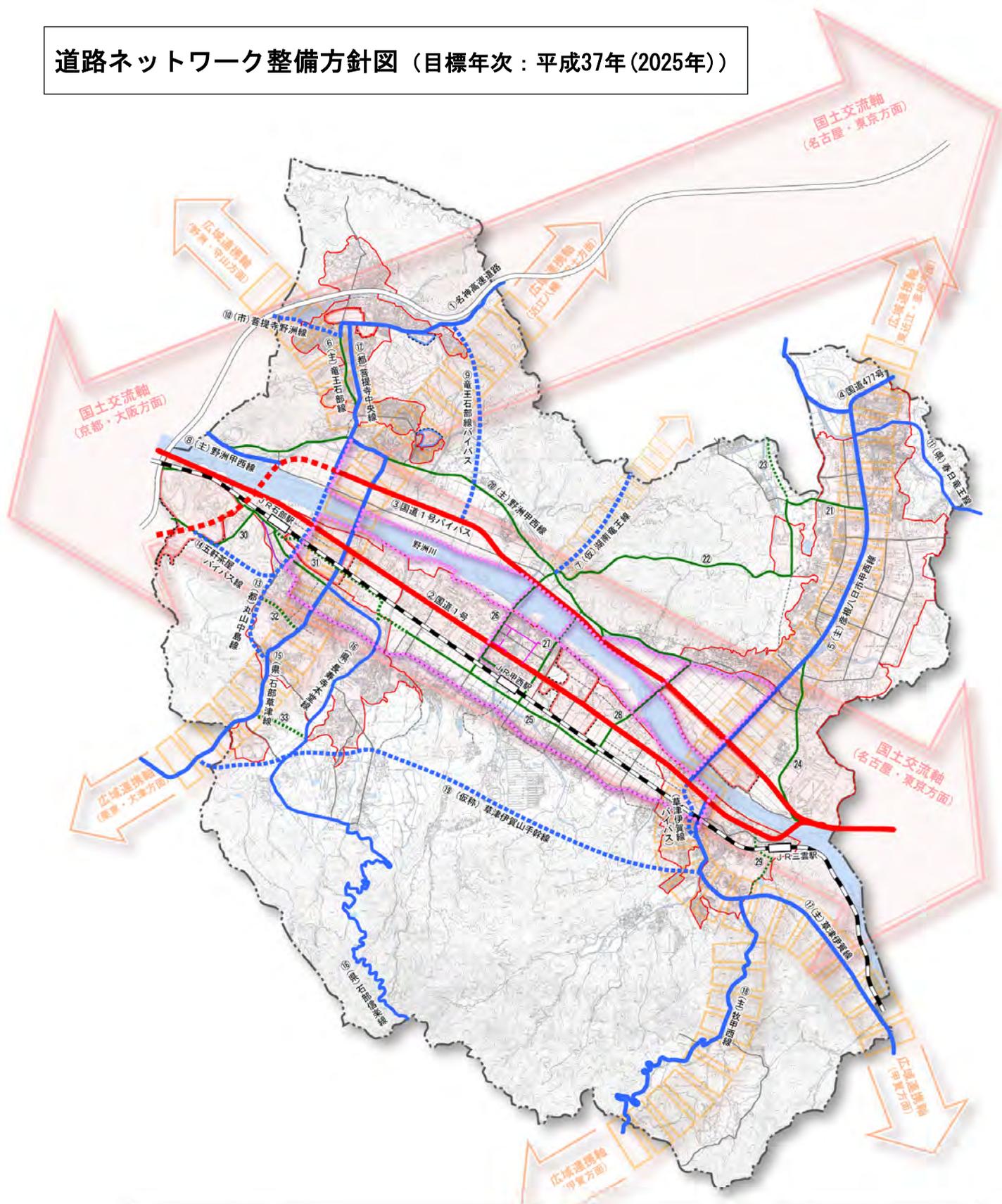
㉛(都)出岩ヶ谷沖の前線：JR石部駅周辺の新市街地整備に合わせて、石部地区を縦断する幹線道路を東西に結ぶ補助幹線道路として計画的な整備推進に取り組みます。

㉜(都)岡出田中線：(県)石部草津線と(都)丸山中島線を結び、市民の日常生活を支える身近な生活道路として、周辺環境に配慮しつつ計画的な整備推進に取り組みます。

㉝(都)上砥山東寺線：(県)石部草津線と(県)長寿寺本堂線を結び、市民の日常生活を支える身近な生活道路として、周辺環境に配慮しつつ計画的な整備推進に取り組みます。

※(主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路、(市)は市道、(仮)は仮称名称を示す。

# 道路ネットワーク整備方針図（目標年次：平成37年（2025年））

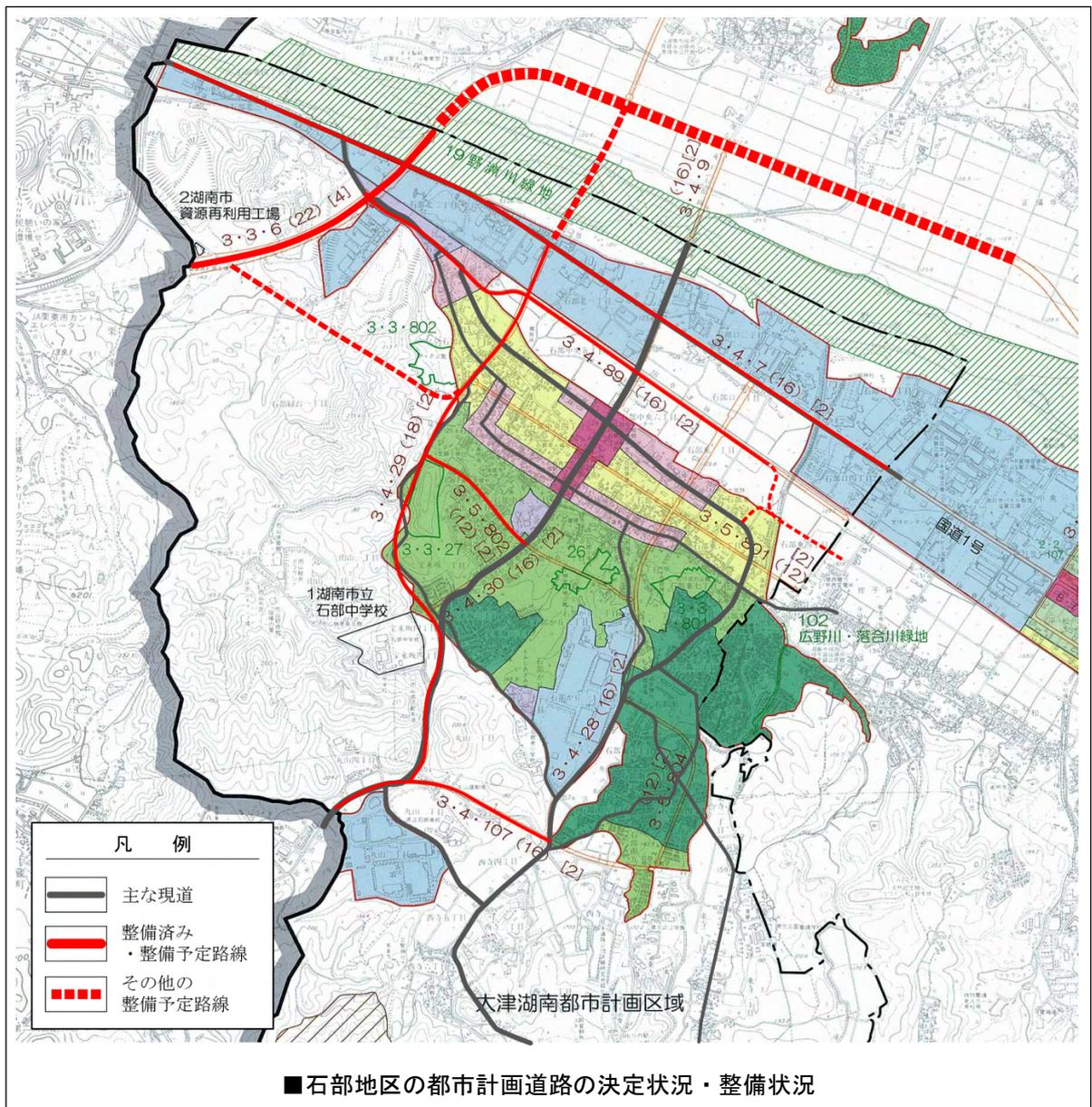


凡 例	行政界	J R 草津線	花と緑の散歩道
	高速道路	市街化区域	東海道
	広域幹線道路	特定保留区域	歩行者専用道路
	幹線道路	計画的市街地整備区域	
	補助幹線道路	河川等	
	その他の市道		

※道路の破線部分は、いずれも計画路線を示す。

### ③都市計画道路の見直し・再編に関する基本方針

- ・本市においては、幹線街路が 19 路線、特殊道路が 5 本、合計 24 本の都市計画道路が都市計画決定されています。
- ・しかしながら、そのほとんどが昭和 47 年に計画決定されている石部地区の市街地内幹線街路は整備率が低くなっています。
- ・このため、石部地区内の都市計画道路については、都市計画決定の経緯とともに、現在における整備の必要性や費用対効果、代替路線の有無、土地利用の現況、財政状況、整備優先度などを総合的に勘案しつつ、見直しを行います。
- ・これらの路線のうち、地域住民の日常生活の利便性を高める道路など整備の必要性が高い路線については、土地利用計画との調整を図りながら計画的に整備を進めます。



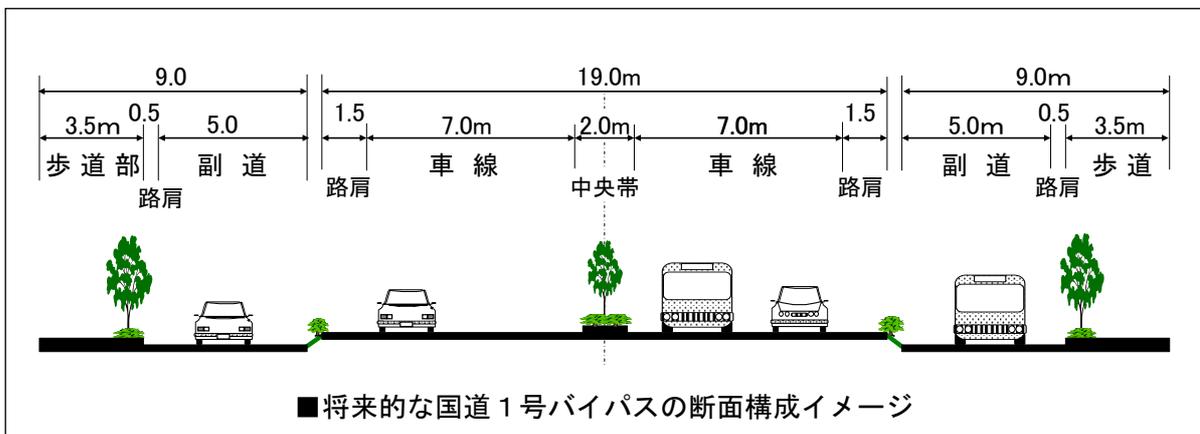
### (3) 魅力と活力を支える骨格道路の計画的な整備推進

#### ①国道1号バイパスの整備促進

- ・国道1号バイパスは、現在、平成22年(2010年)度末の供用を目指し、計画的に整備推進に取り組んでいます。
- ・平成22年(2010年)度末からの供用により、国道1号バイパスと名神高速道路(仮称)栗東湖南インターチェンジが繋がるため、交通量の状況・変化や将来交通量の予測、沿道土地利用の状況などを適正に把握しつつ、多くの人やモノが移動する国土レベルの広域幹線道路として計画的な整備に努めます。



■国道1号バイパス



#### ②国道1号の沿道土地利用の整序に合わせた環境整備の推進

- ・国道1号は、国道1号バイパス整備に合わせて、JR駅周辺以外の国道1号沿道に立地している既存の機能を国道1号バイパス沿道の新市街地に再編・集約化を図り、国道1号の円滑な道路環境の実現を図ります。
- ・今後は、主要な国土レベルの広域幹線道路としての役割を国道1号バイパスが担うようになるため、JR駅周辺以外における国道1号沿道の土地利用規制とともに、JR駅周辺におけるゆとりある緑豊かな歩道などの整備などにより、安全で快適な沿道土地利用の誘導を図ります。
- ・特に、大規模工場などが立地する国道1号の沿道は、安全で快適な道路環境とゆとりのある都市活動の実現を目指し、緩衝帯となる歩行空間の確保や敷地周囲におけるまとまりのある緑の配置に努めます。

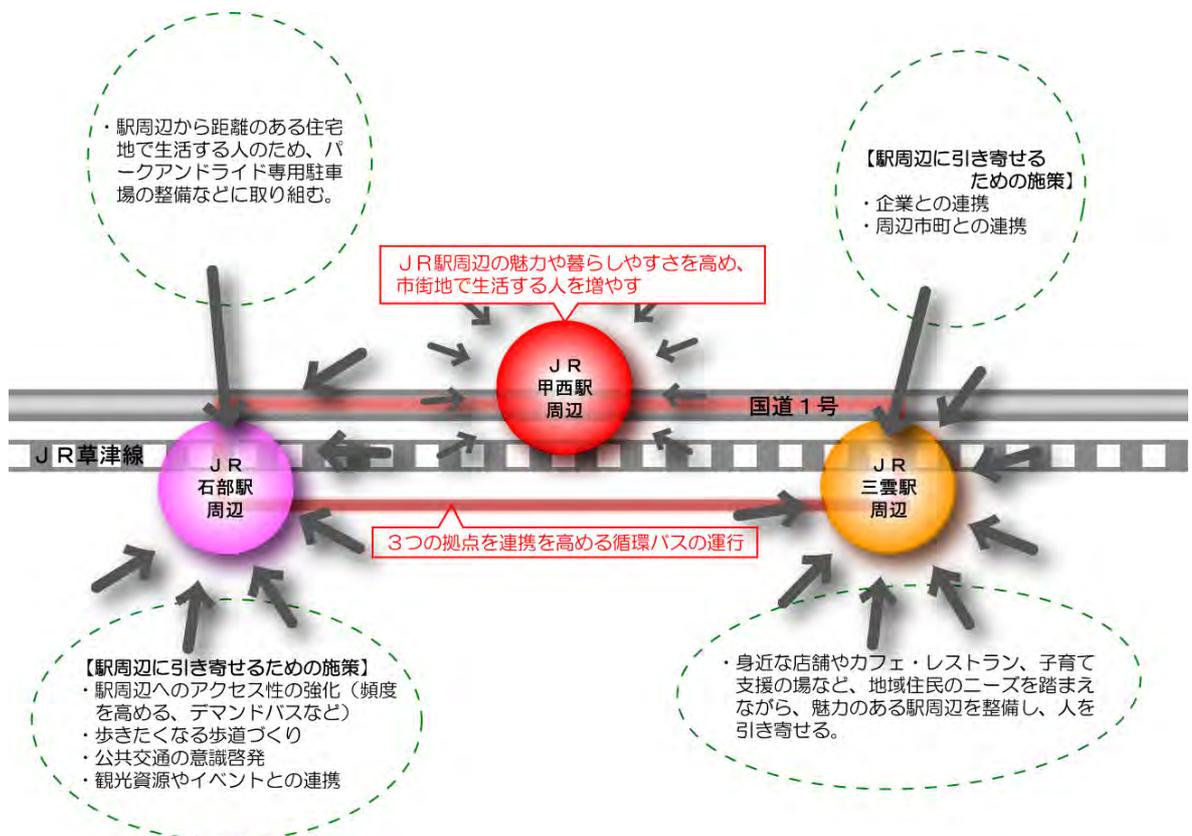
#### (4) 公共交通の利用促進に向けた環境整備の推進

##### ① J Rの利用促進に向けた取り組み推進

- ・中部圏との繋がりを強化するとともに、環境負荷の少ないまちづくりを基本として通勤や観光など多様な利用目的を持つ利用者の利便性を高めるため、今後ともJ R草津線の複線化整備を働きかけていきます。
- ・J R石部駅は菩提寺地区からの利用者、J R三雲駅は下田地区や隣接する甲賀市からの利用者に配慮しつつ、パークアンドライドなどへの対応を図るため、明るく緑豊かで利用しやすい駅前広場の整備、駐車場や駐輪場の整備などにより、J R駅周辺の交通結節機能の強化を図ります。
- ・公共交通の利用促進に向けた市民への意識啓発を継続的に取り組むとともに、地域の観光資源やイベントとの連携などの実践を促します。
- ・湖南工業団地への玄関口にもなるJ R三雲駅周辺については、国道1号からのアクセス道路となる(都)三雲駅線の整備推進を図るとともに、地域の活性化に向けた土地利用転換を計画的に進め、J Rの利用促進を図ります。



■ J R三雲駅



■ 図 J Rの利用促進に向けた取り組みイメージ

※あくまでも一例であり、今後さらに検討を進める予定としています。



## (5) 歩行者・自転車ネットワークづくり

- ・将来に負荷を与えない環境にやさしいまちづくりに向けて、暮らしやすい生活環境や市民の健康づくりへの効果に配慮し、歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。
- ・歩行者・自転車空間は、段差や電柱などの障害がなく、ゆとりのある空間とするなど、ユニバーサルデザインを基本としつつ、子どもや高齢者、障がい者などを含めたすべての人が安心して利用できる人にやさしい道づくりを進めます。
- ・野洲川は、本市の宝となる貴重な空間であるため、歩行者・自転車ネットワークの拠点として位置付け、一部整備されているサイクリングロードを延伸整備するとともに、市内に点在する東海道やうつくし松などの観光拠点、思川の桜並木などのまちづくり活動とのネットワークづくりに取り組みます。
- ・なお、平成 20 年（2008 年）6 月に道路交通法が改正されましたが、本市の幹線道路などにおいては、朝夕を中心として交通量が非常に多いため、今後とも交通環境の現状などを的確に捉えつつ、安心・安全に利用できる空間づくりに努めます。



■茶釜川沿いのバイコロジー

## (6) 地域が主体となった特色ある道路空間の整備推進

- ・市民が日常的に利用する身近な道路は、市民の主体的な緑化活動や景観づくり、アイデアを持ち寄って道路の愛称決定を行うなど、地域の特性を活かした個性ある魅力的な道路空間としての活用を促します。
- ・身近な生活道路は、地域への愛着や誇りを育むまちづくり資源として、市民の意識を醸成しながら、街路樹や外灯の維持管理から補修・改善の計画づくりに至るまで、市民と企業、行政が連携した道路空間を整備していきます。
- ・道路整備の計画・構想段階から市民意見の把握に努め、市民との協力体制による事業の円滑化・工期の短縮に取り組みます。
- ・既存の市街地や集落地域に残る狭隘道路は、通風や採光などの居住環境の確保、交通上の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車輛の円滑な通行、火災時の延焼防止や地震時の倒壊防止などに配慮し、地域住民自らが身近な生活環境を高めていく取り組みを促すなどの支援に取り組みます。



■特色のある道路空間

### 3. 公園・緑地の整備の方針

#### (1) 公園・緑地整備の基本方針

- ・水や緑の空間は、市民の日常生活に憩いややすらぎをもたらすだけでなく、災害時における防災機能、環境保全や自然との共生、レクリエーション機能、景観形成、身近なコミュニケーションの場など、多様な役割を有しています。
- ・このため、公園・緑地や親水空間は、本市の特性と水や緑が有する多面的な機能を踏まえ、適切な配置と質の高い整備に取り組みます。

#### ①背景となる緑の山並みの適切な保全と積極的な活用に取り組みます。

- ・今後、環境に負荷を与えないまちづくりを進めていくためには、水源涵養や自然環境の保全、レクリエーション機能、景観形成など、緑の有する多様な機能を再確認した上で、本市の背景となる緑の山並みを適切に保全し、積極的に活用することが重要になります。
- ・このため、風致地区をはじめとする各種法律に基づく制度を積極的かつ適切に活用しながら緑の保全を図るとともに、うつくし松や点在する寺社仏閣などを活かした将来の市民の憩いの場となるような緑の拠点整備などに取り組みます。

#### ②身近な緑を計画的かつ適切に配置します。

- ・これまでの量的充足を目指したまちづくりから方向転換し、憩いややすらぎ、暮らしやすさを求めるまちづくりを進めていく上で、緑の果たす役割は非常に大きくなります。
- ・特に、日常生活の中にある身近な緑は非常に重要であるため、不足している地区では新たに適切に配置し、緑はあるが利用しにくいなどの問題のある地区では、その位置や規模を再編するなどの取り組みを進めます。
- ・また、身近な寺社仏閣や地域に残る大木・名木などは、地域固有の資源であるため、最大限に有効活用し、市民の日常的な憩いややすらぎの場の整備に取り組みます。

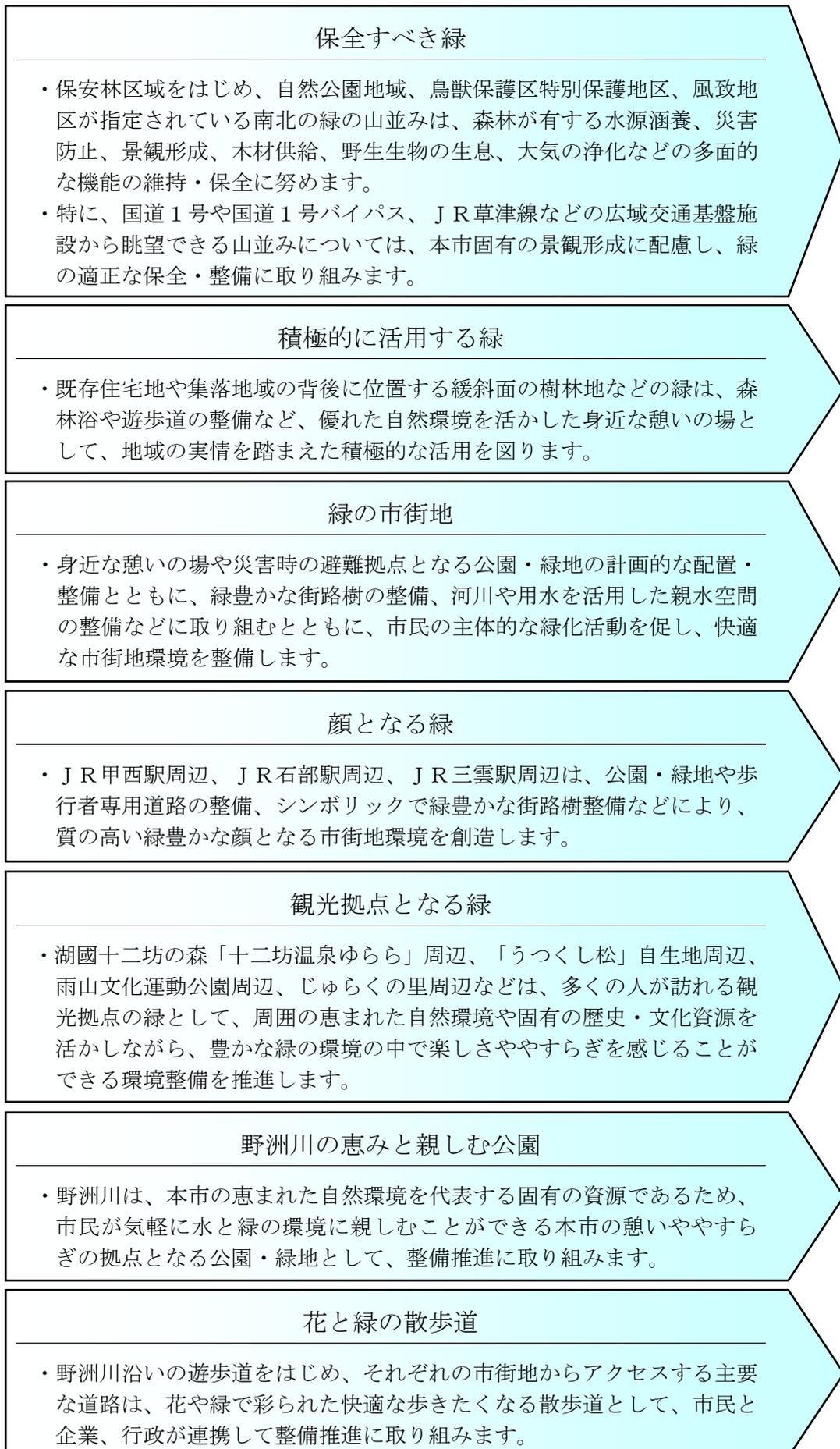
#### ③野洲川を核とした水と緑のネットワークづくりを進めます。

- ・野洲川は、本市の中央を流れる重要な河川であるため、気軽に野洲川と親しめる拠点づくりをはじめ、緑豊かな歩行者・自転車専用道路や遊歩道の整備など、憩い・やすらぎの核となる野洲川を核とした水と緑のネットワークづくりを進めます。
- ・地域住民や企業、行政が連携して、野洲川やその支川、遊歩道など、安心・安全に利用できる水と緑のネットワーク環境の維持管理に取り組みます。

#### ④協働による維持管理、緑化活動のネットワークを広げていきます。

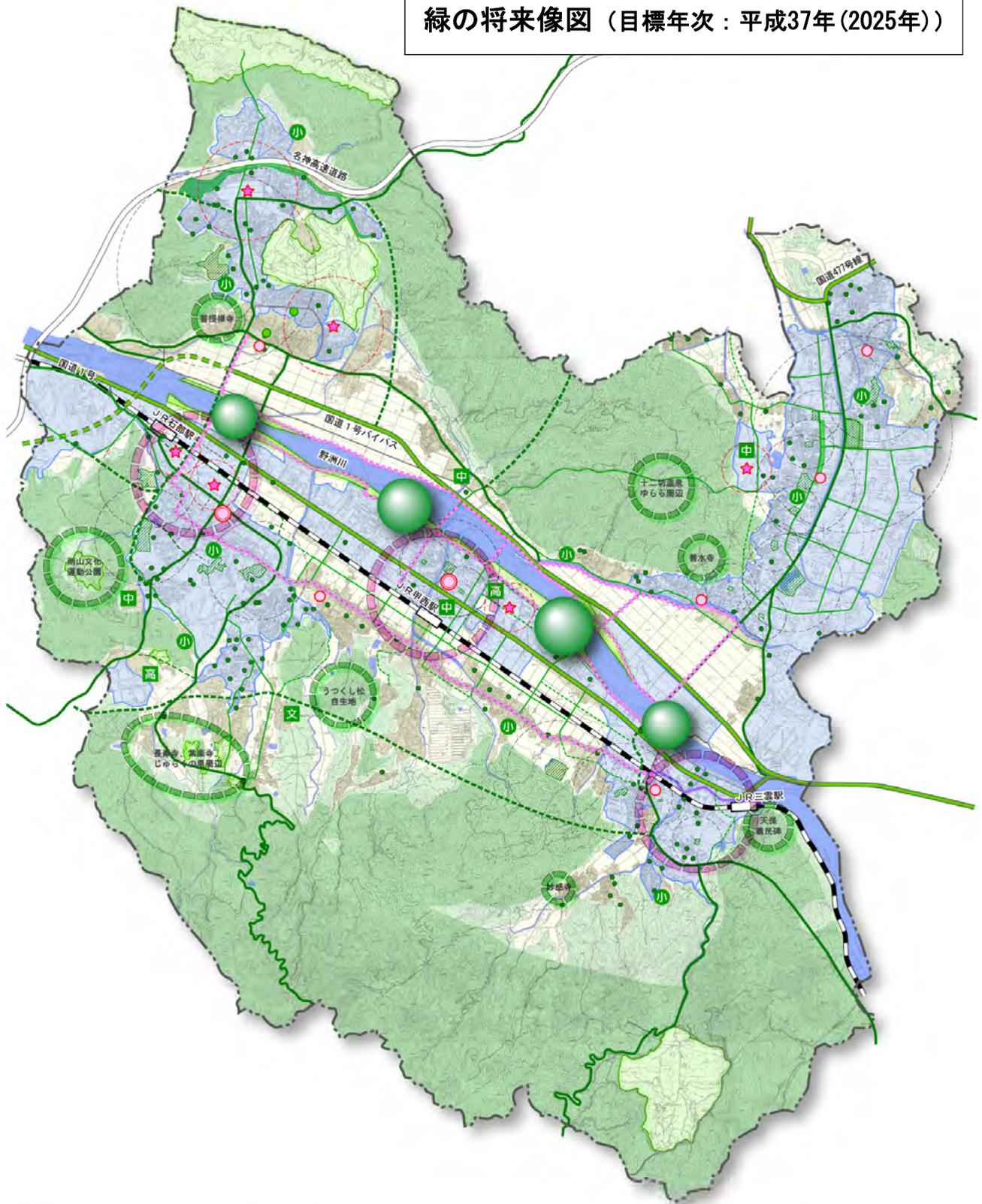
- ・地域住民や企業による身近な空間における積極的な緑化活動や公園・緑地、寺社仏閣、河川、山並みなどにおける維持管理の取り組みは、うるおいのある都市環境の形成、誇りと愛着の育成に効果があります。
- ・このため、地域住民や企業の緑化活動に対する意識を醸成するとともに、主体的な緑化活動や維持管理の取り組みを支えるための施策展開や仕組みを整え、花と緑で繋がる個性的で魅力のある都市環境の実現を目指します。

## (2) 本市が目指す緑の将来像



『おこしにいきいき暮らしたい！ みんなで創ろう！ かわらぬ湖南』

緑の将来像図（目標年次：平成37年（2025年））



凡 例	行政界	河川等	保全すべき緑	顔となる緑
	高速道路	行政サービス機能	積極的に活用する緑	観光拠点となる緑
	緑の国道	学校教育施設	身近な緑(都市公園)	野洲川の恵みと親しむ公園
	緑の県道	学校教育施設	身近な緑(地域ふれあい公園)	花と緑の散歩道
緑の市道等(主要な市道)	学校教育施設	身近な緑(新規)	レクリエーションの緑	
緑の市道等(主要な市道)	J R 草津線			
	緑の市街地			

※道路の破線部分は、いずれも計画路線を示す。

※破線は誘致圏を示す（街区公園：250m、近隣公園：500m、地区公園：1,000m）。

### (3) 公園・緑地の配置方針

#### ①緑の現況

- ・本市には、街区公園が11箇所、近隣公園が9箇所、地区公園が2箇所、それぞれ都市計画決定されており、供用済面積に基づく市民一人当たりの住区基幹公園面積は6.06㎡/人となっています。
- ・これらの公園とは別に地域の身近な公園・緑地として、地域ふれあい公園が169箇所（約12.6ha）整備されており、地域主体の維持管理に取り組んでいます。
- ・本市には総合公園や運動公園などの都市基幹公園がないため、住区基幹公園に限ると、住区基幹公園計の面積は、国の目標水準や県の目標水準を上回る結果となります。

■表 都市計画公園・緑地等の現況（平成20年9月現在）

種別	公園名称	計画面積 ha	供用済面積 ha	供用率 %	区域
街区公園	ワンワン公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	水戸公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	若竹公園	0.40	0.40	100.0	市街化区域
街区公園	一の瀬公園	0.50	0.50	100.0	市街化区域
街区公園	上街道公園	0.30	0.30	100.0	市街化区域
街区公園	角田公園	0.22	0.22	100.0	市街化区域
街区公園	鳥井立公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	雷古公園	0.69	0.69	100.0	市街化区域
街区公園	三雲公園	0.61	0.61	100.0	市街化区域
街区公園	谷ヶ間公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	蛇の木公園	0.23	0.23	100.0	市街化区域
近隣公園	松籟公園	3.60	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	田代が池公園	2.00	2.00	100.0	市街化区域
近隣公園	東代公園	0.80	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	森北公園	1.00	1.00	100.0	市街化区域
近隣公園	下田公園	2.50	2.50	100.0	市街化区域
近隣公園	夏見公園	3.50	3.50	100.0	市街化調整区域
近隣公園	吉姫公園	2.20	2.20	100.0	市街化区域
近隣公園	柿ヶ沢公園	2.30	2.20	95.7	市街化調整区域
近隣公園	にぎり池自然公園	5.00	5.00	100.0	市街化区域
地区公園	高松公園	4.50	4.50	100.0	市街化区域
地区公園	菩提寺公園	6.00	6.00	100.0	市街化調整区域
緑地	野洲川緑地	298.20	14.56	4.9	市街化調整区域
緑地	大山川緑地	14.10	0.00	0.0	市街化区域、調整区域
緑地	十禅寺緑地	2.00	2.00	100.0	市街化区域
緑地	西峰緑地	0.70	0.70	100.0	市街化区域
緑地	広野川・落合川緑地	0.90	0.00	0.0	市街化区域、調整区域
街区公園 小計		4.63	4.63	100.0	(11箇所)
近隣公園 小計		22.90	18.40	80.3	(9箇所)
地区公園 小計		10.50	10.50	100.0	(2箇所)
住区基幹公園 合計		38.03	33.53	88.2	(22箇所)
都市基幹公園 合計		0.00	0.00	-	(0箇所)
<b>都市計画公園(都市公園) 合計</b>		<b>38.03</b>	<b>33.53</b>	<b>88.2</b>	<b>(22箇所)</b>
緑地 小計		315.90	17.26	5.5	(5箇所)
<b>都市計画公園・緑地 合計</b>		<b>353.93</b>	<b>50.79</b>	<b>14.4</b>	<b>(27箇所)</b>
<b>地域ふれあい公園 合計</b>		<b>12.63</b>	<b>12.63</b>	<b>100.0</b>	<b>(169箇所)</b>

## ②都市公園

- ・計画的に市街地整備を推進する地区など、今後、公園・緑地を配置・整備する場合は、体験型ワークショップなど地域住民の計画・構想段階からの参加を促し、市民の愛着を育みながら公園・緑地の整備を推進します。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
住 区 基 幹 公 園	<p><b>街区公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の身近な遊び場として活用されている既存の街区公園については、地域住民が主体となった維持管理を促します。</li> <li>・既存の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用しにくい位置条件、住民のニーズに合わないなど、改善を要するものについては市民と行政の協働のもと、再整備・再編を進めていきます。</li> <li>・日枝中学校周辺や甲西高校周辺などにおける新市街地整備区域においては、身近な憩いの場となる街区公園を計画的に配置・整備します。</li> </ul> 
	<p><b>近隣公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に供用されている既存の公園は、地域のシンボルとなる公園として今後とも地域住民が主体となった維持管理を促し、地域に愛される公園に育みます。</li> <li>・東代公園などの未整備の近隣公園は、市民参加型の公園づくりを実践するなど、地域住民の意向把握や身近な公園に対する意識啓発に努めながら、計画的な整備を進めます。</li> <li>・菩提寺広野地区などにおいては、土地利用現況や将来の土地利用計画をもとに、国道1号バイパスや野洲川などの分断要素を踏まえた誘致圏を考慮しつつ、日常的な憩い・レクリエーション機能や防災機能など多様な機能を備えた近隣公園を計画的に配置・整備します。</li> </ul> 
	<p><b>地区公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松公園は、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える地区公園として、既存の機能の維持強化に努めます。</li> <li>・菩提寺公園は、菩提寺地区の住民の大規模なスポーツ・レクリエーション拠点として、今後とも適切な維持管理を促します。</li> <li>・この他、地域住民の中心的なレクリエーション活動の場となる地区公園については、多様化・複雑化する市民の緑に対するニーズを踏まえつつ、必要に応じて新たな配置・整備を検討します。</li> </ul> 

緑地の種別		整備目標及び配置の方針
都市基幹公園	総合公園 運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、本市に都市公園としての総合公園や運動公園はありませんが、野洲川親水公園・運動公園、高松公園が機能をそれぞれ分担しつつ、その役割を担っています。</li> <li>・市民の休息や観賞などの利用に供する総合公園、スポーツ活動などの中心的な拠点となる運動公園は、人口のバランスや市民の意向などを総合的に踏まえつつ、必要に応じて、野洲川緑地の機能強化に取り組みます。</li> </ul> 
	風致公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿星・金勝連峰の山並みなどにおいては、多くの市民や観光客が優れた風致・眺望などを気軽に楽しむことができる憩い・レクリエーションの拠点となる風致公園や遊歩道などの配置・整備に向けた検討を進めます。</li> </ul>
	緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川緑地や大山川緑地などの緑地については、河川環境や市街地内に残る優れた樹林地などを適切に保全し、積極的に活用します。</li> <li>・西峰緑地については、今後とも計画的な緑地を維持し、優れた都市環境の創出に努めます。</li> </ul> 

### ③公共施設緑地

- ・地域の実情を踏まえつつ、都市公園による身近な憩いの場が満たされない地区、現実的に都市公園の整備が困難な地区などにおいては、都市公園の機能を補完する機能を有する地域ふれあい公園や広場、運動場、グラウンドなどを適切に配置します。
- ・市役所庁舎や学校教育施設などの公共公益施設、国道1号や国道1号バイパスをはじめとする道路空間など、市民の日常生活において強い関わりを有する公共空間は、積極的な緑化の推進を図り、公共施設緑地として適切に配置します。



■水戸出張所・市民学習交流センター

#### ④民間施設緑地

- ・市域に点在する神社や寺院は、地域のシンボルとなる大木を有するなど、地域住民の身近な憩いの場であるため、地域住民の主体性を基本としつつ、適切な維持管理や環境整備に取り組むとともに、活用方法の改善策や樹木の保存方法などの検討を促し、身近な生活環境における貴重な緑として適切な配置に努めます。



■地域のシンボルとなる緑を有する神社

#### ⑤地域制緑地

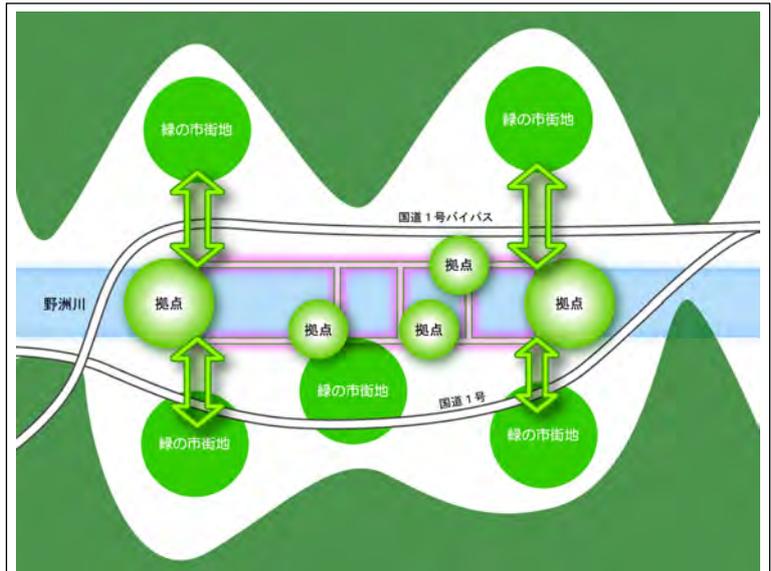
緑地の種別	指定目標及び配置の方針
<p><b>風致地区</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する栗東市と一体的に指定されている阿星金勝風致地区は、菩提寺地区や国道1号バイパスなど野洲川北側からの眺望、優れた動植物・植生の保全、水源涵養の機能保全などを目的として、今後とも風致地区を適切に配置します。</li> <li>・旧甲西町の隣接する山並みについては、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要となる区域として一体的に保全すべき必要性を検討した上で、必要に応じて風致地区を配置します。</li> </ul>
<p><b>自然公園区域</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿星・金勝連峰を中心とする区域に指定されている三上田上信楽県立自然公園区域については、隣接する栗東市や甲賀市との連携を図りながら、一体的な維持・管理に努めます。</li> <li>・この他、優れた自然の風景地を形成する区域として、利用増進、国民の保健、休養・教化の効果を高める必要がある場合においては、自然公園区域の計画的な配置に向けた検討を進めます。</li> </ul>
<p><b>緑地協定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の住宅地などにおいて、地域住民の主体的な緑化活動によって生み出された緑化スペースについては、地域が一体となった維持管理や活動の波及を目指し、緑地協定の締結を促します。</li> <li>・今後の一定規模以上の新たな住宅地開発については、居住環境を高める積極的な敷地内緑化、シンボリックな公共空間の緑化を目指し、計画・構想段階から緑地協定の締結を促します。</li> </ul>
<p><b>企業緑化推進協定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周囲の積極的・シンボリックな緑化や周辺環境の美化活動などに取り組む企業等の活動を促すため、本市で操業する工場や企業との間で協定を締結するなど、企業と地域、行政が連携した新たな都市緑化に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>



## (4) 個性ある水と緑の環境づくりの方針

### ①野洲川を核とした水と緑のネットワークづくり

- ・野洲川は、市民の身近な憩いの拠点として、レクリエーション広場や水辺の遊歩道などの整備に取り組むとともに、歩行者専用道路やサイクリングロードの整備など、拠点と市街地や点在する観光資源などを結ぶ空間づくりを進めます。
- ・特に、国道1号バイパス沿道など多くの人が行き交う場所では、比較的遠くからでも認識できる高木の植樹やシンボリックな緑の配置に努め、魅力のある市街地形成を目指します。
- ・野洲川周辺の道路整備においては、街路樹や花の寄植えなどによる道路空間の積極的な緑化を推進し、野洲川沿いの散策路との連携強化により個性的で連続性のある緑のネットワークを整備します。



■野洲川を核としたネットワークづくりのイメージ

### ②都市緑化の方針

- ・恵まれた自然環境を活かしながら、花や緑で彩られた心やすらぐまちづくりを進めていくため、市民や企業、行政がともに協力し合いながら積極的な緑化に取り組みます。
- ・市民や企業は、身近な公園の維持管理に積極的に取り組むとともに、ガーデニング講座や美化活動の推進、地区計画制度や緑地協定などを活用した地域住民主体のルールづくりなど、身近な緑化を推進します。
- ・行政は、公共公益施設の積極的かつシンボリックな緑化をはじめ、道路空間やまちかどの花壇づくりなどに取り組み、市民や企業の緑化活動を先導します。



■地域住民が主体となった緑化活動

### ③協働による維持管理・安全性の確保に関する方針

- ・身近な公園などにおいては、地域住民が主体となって高木などによる死角の除去など、地域住民が安全で気軽に利用できるよう、防犯の視点も踏まえた憩いの場の維持管理を促します。
- ・野洲川親水公園など、大規模な市民の憩い・レクリエーション拠点については、ボランティアグループなど多様な主体と連携しつつ、計画的な維持管理とアクセス道路を含めた安全性の確保に努めます。

## 4. 景観づくりの方針

### (1) 景観づくりの基本方針

- ・市民の誇りや愛着を育むため、多様な主体が連携し、身近な風景を固有のまちづくり資源として整え、その価値を共有し、未来へと受け継いでいくことが不可欠です。
- ・石部宿に代表される東海道や市域の中央を雄大に流れる野洲川など、市民の誇りとなる景観資源を守り、活かす景観づくりを積極的に進めることが求められています。

#### ①風土を構成する自然景観を適切に保全します。

- ・本市は、南北に市域を縁取る緑の山並み、中央に野洲川の雄大な流れ、その周囲に広がる一団の農地などに代表される恵まれた自然環境を有しています。
- ・地形の変化を含めたこれらの自然環境は、本市固有の風土景観を形成するとともに、市民の日常的なやすらぎやほっとする気持ちを育む重要な要素であるため、今後とも適切に自然景観を保全していきます。
- ・国道1号バイパスや(主)彦根八日市甲西線、JR草津線などの主要な視点場からの眺望景観を保全します。

#### ②本市ならではの景観づくりを進めます。

- ・景観は、物的な都市空間としてだけでなく、そこに暮らす地域住民の生活や育まれてきた歴史や文化なども含んだ固有の景観として認識されます。
- ・このため、石部宿に代表される東海道をはじめ、歴史・文化的に価値の高い寺社仏閣、うつくし松などの自然資源などを固有の資源として見つめ直し、多様な主体によってこれらの魅力や価値を高め、本市固有の景観づくりを進めていきます。

#### ③景観法をはじめとした各種制度を積極的に活用します。

- ・国民の景観に対する関心の高まり、観光立国や地方分権の流れによって景観法が施行されていますが、その主旨を踏まえると、本市においても、今後は景観法を活用した積極的な景観づくりへの取り組みが求められます。
- ・本市は、国土レベルの幹線道路を有し、市街地が分散している都市構造となっているだけでなく、開発圧力が高く適切な景観誘導が必要であること、歴史的・文化的・自然的に価値の高い資源を有することなどの特性を踏まえると、樹木1本からでも始められる景観法を積極的に活用していくことが重要になります。
- ・本市の特性を踏まえつつ、心のやすらぎやゆとり、『住んで良かった。これからも住み続けたい』と市民が実感できるまちづくりを実現するため、今後の都市政策の重要施策として景観づくりを積極的に進めます。

#### ④市民主役の景観づくりを進めます。

- ・市民が『ずっとここに暮らしたい!』と実感できるまちづくりを実現するためには、市民の主体的なまちづくり活動が不可欠です。
- ・このため、身近な緑化活動や土地利用・建築活動に対するルールづくりなど、市民の身近な生活環境における景観づくりへの意識を高めるとともに、主体的な実践活動の育成・支援に取り組み、市民主役の景観づくりを着実に進めます。

## (2) 景観特性ごとの景観づくりの方針

### ①エリアの景観づくり

#### ■山地・丘陵地景観

- ・本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景として適切な保全と管理に取り組みます。
- ・市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある身近な樹林地は、地域住民の身近な緑の景観として保全に取り組むとともに、憩い・レクリエーションの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を促します。
- ・本市中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。



#### ■田園景観

- ・J R 草津線沿線などに広がる優良な一団の農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。
- ・農地や樹林地と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、心が落ち着くあたたかい景観づくりを進めます。

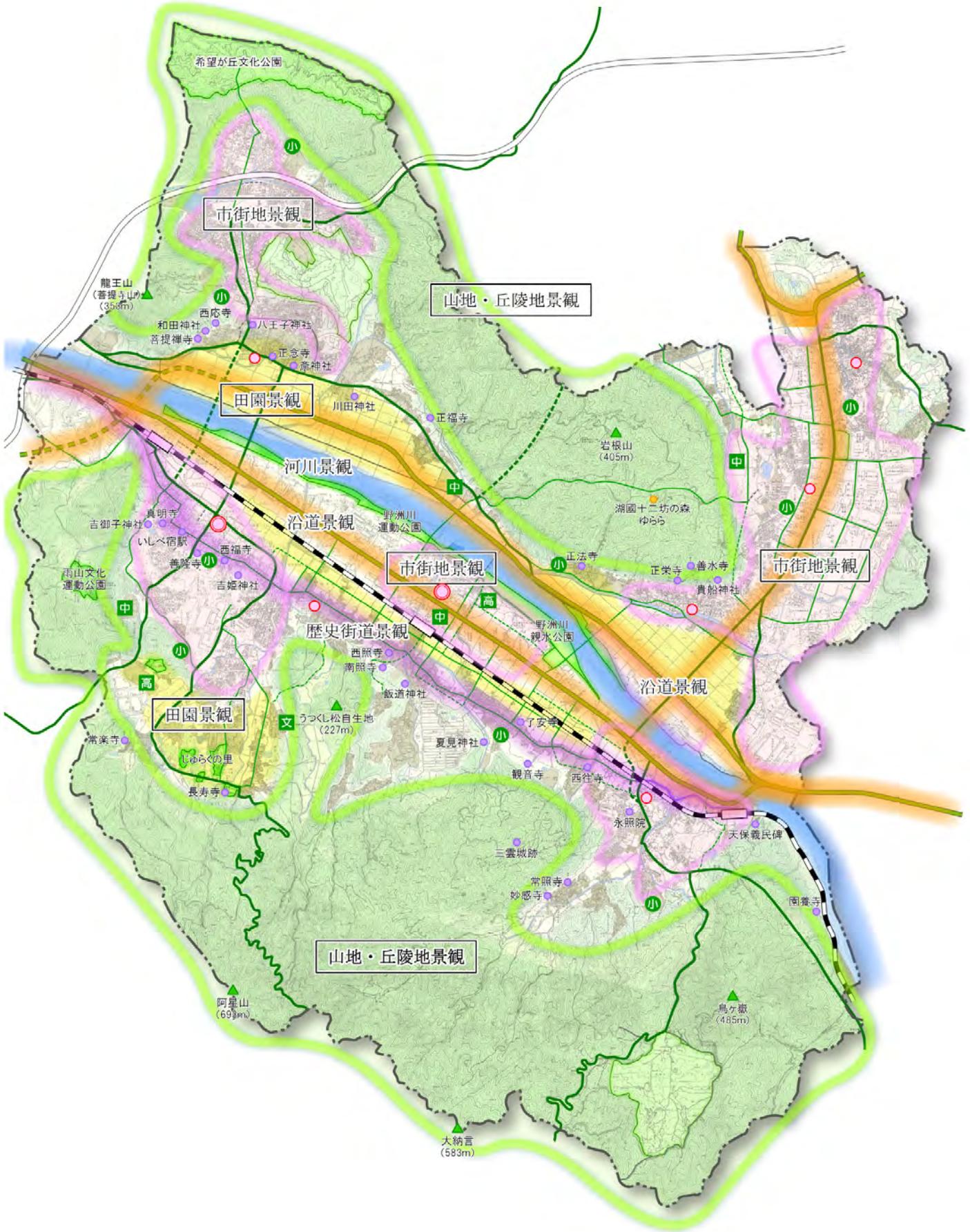


#### ■市街地景観

- ・J R 駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、建築物の形態・意匠などのルールづくりや景観に配慮した質の高い都市基盤整備を進め、活力やにぎわいの中にやすらぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- ・計画的な市街地整備を推進する地区においては、統一感のある景観形成に配慮し、調和の取れた建築物の整備や積極的な緑化など、知恵や工夫を凝らし、魅力ある景観づくりを戦略的に進めます。
- ・湖南工業団地や国道1号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲の景観への影響に配慮したまとまりのある緑地の確保を促し、威圧感のない緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。
- ・住宅地においては、住宅の形態・意匠や緑化などに関するルールづくりを促すなど、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かなで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。



景観づくりの方針図（目標年次：平成37年（2025年））



## ②拠点の景観づくり

### ■都市施設

- ・今後の都市施設整備に当たっては、地域の景観特性との調和に配慮しつつ、質の高い景観づくりを進めます。
- ・公共公益施設をはじめ、観光・レクリエーション拠点、JR駅周辺など、顔となる施設周辺は、景観づくりを先導するシンボリックなデザイン、特徴のある街路樹の整備、電線・電柱の地中化整備などに取り組み、魅力ある景観づくりに取り組みます。
- ・看板や案内板などのサインや街路灯などは、個性があり愛着が持てる施設景観として統一的な整備を進めます。

### ■自然、歴史、文化資源

- ・市内に点在する寺社仏閣、歴史・文化的に価値の高い資源、固有の自然資源などを景観づくりの要素として位置付け、地域の個性を高める拠点景観づくりを進めます。
- ・うつくし松周辺は、雑木の伐採や下草刈りなどの環境整備だけでなく、幼樹の移植や管理、病害虫防除・駆除などに取り組み、貴重な景観資源を後世に伝えていきます。
- ・湖南三山は、本市の主要な観光拠点となる資源であるため、周辺の自然環境の環境整備を一体的に進め、固有の景観づくりを進めます。
- ・三雲城跡をはじめとする甲賀郡中惣城郭群は、特色ある景観資源として、まちづくりに活かします。

## ③軸の景観づくり

### ■河川景観

- ・野洲川は、新たな憩い・レクリエーションの拠点整備やこれらをネットワークする散策路の整備、日陰のできる樹木の植樹などを進め、市民の日常生活にやすらぎを与える連続性のある河川景観づくりを進めます。
- ・市民の身近な河川や用水空間は、主体的な維持管理やまちづくりへの活用を促しながら、親水空間の整備などを進め、周囲の環境と一体となった心やすらぐ景観づくりを進めます。



### ■沿道景観

- ・国道1号バイパスなど、今後新たに道路整備を推進する地区では、土地利用計画に調和した統一感のある沿道景観づくりを進めます。
- ・過度に大きな看板やけばけばしい色調の広告版などについては、適切な修繕や維持管理などを促し、交通の要衝のまちにふさわしい沿道景観づくりに取り組みます。

### ■歴史街道景観

- ・石部宿周辺は、本市のかけがえのない資産であるため、今後とも、市民や行政、まちづくり団体などの多様な主体が連携を図りながら、歴史や文化的な雰囲気を感じられる景観づくりを進めます。
- ・東海道は、銀ねずみ色の瓦屋根や紅柄の柱・梁、生け垣、土塀などが残り、街道から見える緑の山並みや地形条件によって固有の景観が形成されているため、歴史的な街並みの保全と修復に向けた取り組みを進めます。

### (3) 景観づくりの具体的な進め方

#### ①景観法を活用した景観づくりの進め方

- ・ 景観法の全面施行に至る経緯を踏まえ、本市においても景観法を積極的に活用した景観づくりを進めます。
- ・ これまでの県の取り組みを踏まえつつ、石部宿や東海道などにおける景観計画区域等の指定による統一感のある景観づくりの推進、うつくし松などを対象とした景観重要樹木の指定による永続的な保存の取り組みなどにより、本市の魅力やイメージアップに戦略的に取り組みます。
- ・ 市民の身近な景観づくりに対する活発な活動が見られる地区などは、実現に向けて必要となるルールとして景観計画区域や景観協定などを積極的に活用します。
- ・ 交通の要衝のまちにふさわしい景観づくりに向けて、景観計画区域と屋外広告物条例を合わせた重層的な取り組みを推進し、地域の特性に調和した景観誘導への配慮が感じられる景観づくりを進めます。
- ・ 今後の国道、県道などの整備においては、景観重要公共施設として、シンボリックな質の高い景観づくりを進めます。

#### ②歴史街道の景観づくりの方針

- ・ 東海道は、本市の資産としてまちづくりに積極的に活用するため、地域住民や企業、まちづくり専門家などの多様な主体の連携を促しながら具体的な整備イメージの検討を行い、歴史や文化の雰囲気を感じられる景観づくりに取り組みます。
- ・ 石部宿周辺は、宿場町として歴史的に価値の高い建造物などを保全するとともに、周辺住民の理解と協力、主体的な意識づくりに取り組み、本市の歴史・文化拠点としてより一層魅力を高めていきます。
- ・ 寺社仏閣、史跡、天然記念物などを結ぶ誘導サインや案内板の設置など、歴史的な風情が感じられる景観づくりを進めます。
- ・ 地域住民の暮らしやすさを高めることを大切にし、通過交通の抑制や観光客へのマナー意識の向上に努めます。



### ③野洲川の景観づくりの方針

- ・野洲川は、それぞれの市街地から気軽にアクセスでき、心が憩う景観づくりを進めます。
- ・河川沿岸の美化活動や親水公園などにおけるシンボリックな植樹・花植えなど、市民の参加と協力のもとで魅力ある景観づくりを進めます。
- ・新たに整備する憩い・レクリエーション拠点は、整備計画策定段階から市民や企業の参加を促し、協働による誇りと愛着を育む参加型の公園づくりに取り組みます。



### ④市民主役の景観づくりの方針

- ・『ずっとここに暮らしたい!』と市民が思えるためには、身近な地域に対する誇りや愛着を高めていくことが不可欠であるため、広く市民の意識啓発を図り、身近な地域における景観づくりを支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ・身近な景観づくりに取り組む地域団体に対する表彰制度の創設、イベント・シンポジウムの開催、土地の使い方や建築活動に対するルールづくりへの支援、相談・助言や主体的な活動を支える制度の創設などに取り組み、市民と行政が連携しながら積極的に景観づくりを進めます。
- ・市民主役の景観づくりを先導するモデル地区での取り組みを実践するとともに、ホームページや広報を活用しながら市民が『自分たちもやってみよう』と思える情報提供や意見交換の場づくりに取り組みます。
- ・市内においては、市民の身近な景観づくりに対する想いの窓口となる関係各課の連携体制を図るとともに、景観形成に係る施策や事業の情報共有を図るなど、総合的な視点から市民主役の景観づくりを進めます。



## 5. 河川、上下水道の整備の方針

### (1) 河川整備の基本方針

- ・市域の中央を東西に流れる野洲川などの河川は、優れた自然環境であるとともに、市民の日常生活を支える重要な施設であるため、より一層の安心・安全の確保に向けた計画的な整備推進、適切な維持管理、固有の資源としてのまちづくりへの活用などが望まれます。

#### ①安全・安心できる環境整備を進めます。

- ・野洲川自体にも危険箇所が見られるとともに、支川においては、大雨の際に支川同士の合流点などにおいて浸水被害が発生している箇所も見られます。
- ・今後の河川整備においては、水害の発生が想定される危険箇所を中心として、河川改修や護岸整備、砂防施設の整備などを計画的に推進するとともに、貯水機能を有する上流の森林地域の適切な保全を図り、災害に強い安全な川づくりに努めます。
- ・雨水の排水路機能が弱く、道路や農地などへの浸水が懸念される箇所も見られるため、地形条件などを踏まえて技術面や財政面から勘案しつつ、必要に応じて雨水排水路整備に取り組み、衛生的で快適な生活環境づくりに努めます。

#### ②身近な親水空間の整備を進めます。

- ・河川や用水は、市民の日常生活にやすらぎや癒しを与えてくれる貴重な場であるため、市民の意向を踏まえながら、気軽に水と親しむことのできる身近なレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- ・野洲川は、市民の身近なレクリエーション拠点としてより一層の機能強化を図るため、菩提寺地区と石部地区、三雲地区と岩根地区・下田地区など、それぞれの市街地から繋がりを強化する拠点整備とこれらを繋ぐ散歩道の整備推進に努めます。
- ・市民の身近な河川や用水の空間については、身近な環境美化活動などによって美しい河川に対する意識啓発を図るとともに、地域住民の主体的な取り組みを基本とした個性ある魅力的な親水空間づくりを進めます。



#### ③総合的な環境保全・資源の有効活用に取り組みます。

- ・野洲川をはじめとした河川は、本市の都市環境を支える重要な資産であるため、各種制度の活用や多様な主体による維持管理などに取り組み、適正に将来へ受け継いでいきます。
- ・周辺自治体と連携を図りながら、生態系や水質に関する調査を継続的に行うとともに、流域住民への意識啓発や参加型の環境調査を実践するなど、多様な主体が協力し合いながら環境保全に努めます。
- ・小学校や中学校における総合学習などを積極的に活用しながら、恵まれた自然環境に関する意識を高める環境教育に取り組み、美しい都市環境の整備を進めます。
- ・今後のまちづくりにおいては、雨水の適正処理や透水性舗装などによる自然エネルギーの有効活用に取り組みます。

## (2) 上下水道整備の基本方針

- ・上下水道は、市民の日常生活や都市活動を支える基本的な都市基盤であるため、計画的な整備推進と適切な維持管理が不可欠です。
- ・現在、省エネルギー活動や日頃からの節水への取り組みにより、滋賀県全体の水需要は減少傾向にありますが、今後、本市においては、計画的な新市街地整備により、市民の日常生活や様々な都市活動を支える水需要が増大することが想定されます。
- ・このため、長期的な視野に立った水資源の適正利用や計画的な下水道整備などによる快適な生活環境の確保に取り組むことが重要となっています。

### ①生活の質を支える都市基盤の計画的な整備を進めます。

- ・上水道は、市民の日常生活のライフラインとなる必要不可欠な施設であるため、適切な自己水源の機能維持・施設管理や県水の適正利用などにより、今後とも安定した水量と安全な水質の確保に努めます。
- ・市街地が分散し、国土レベルの幹線道路が市域の東西を横断する都市の基本的な構造を踏まえつつ、今後の新たな市街地整備などに対応するため、土地利用計画との整合・調整を図りながら、土地利用の進展状況や人口密度の状況などを総合的に考慮しつつ、計画的な下水道整備を推進します。

■表 公共下水道事業の認可および整備概要

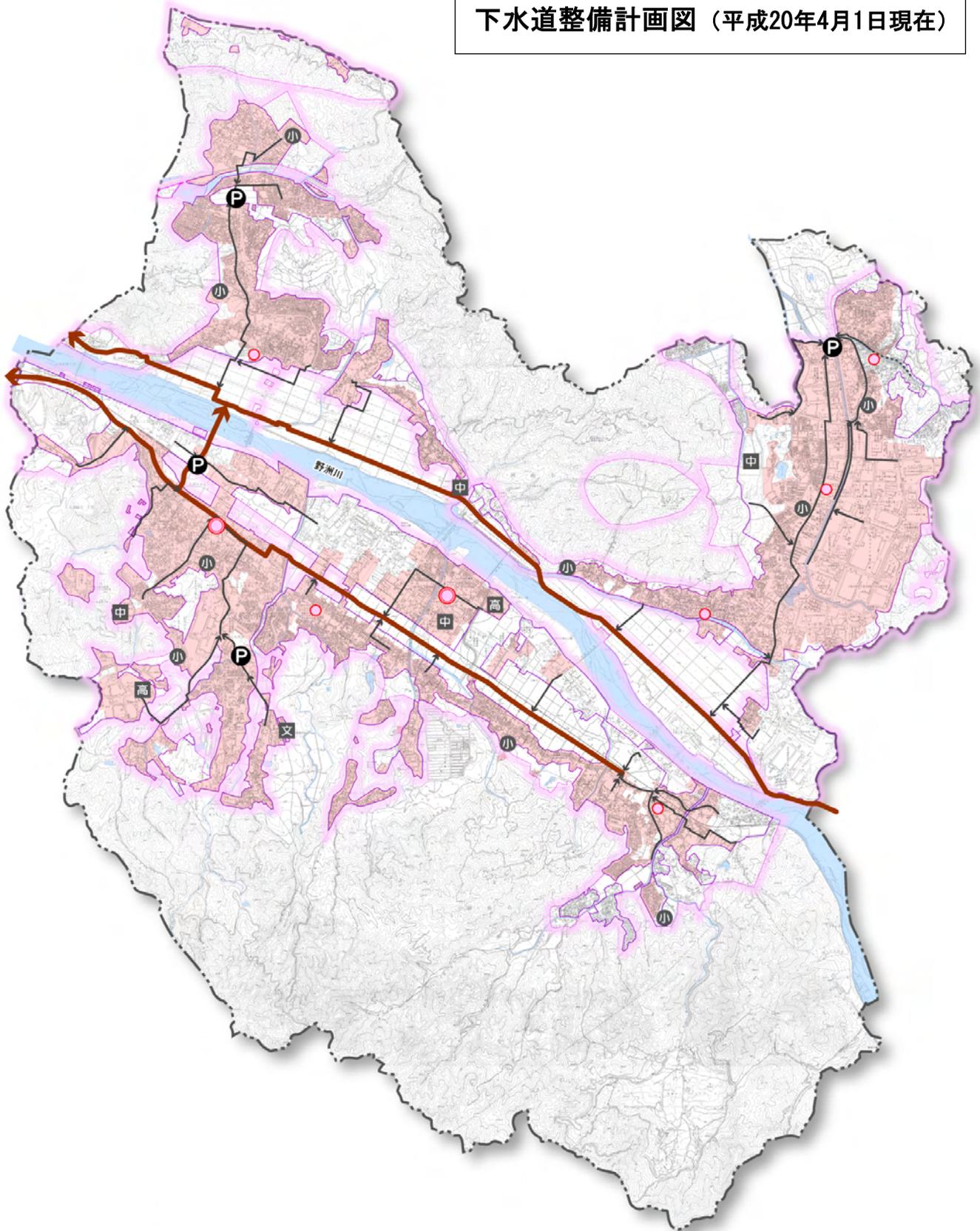
	汚 水						
	処理区域面積 (ha)	事業認可 処理面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率 (%)	処理区域 内人口 (人)	計画処理 水量 (m <sup>3</sup> /日最大)	排除方式
湖南市 全体	2,653.2	1,815.9	1,472.5	81.1	50,225	48,935	分流式

(出典：庁内資料、平成20年4月1日現在)

### ②下水道利用への呼びかけに努めます。

- ・市内には、下水道整備が完了した区域における未接続家屋が見られます。
- ・このため、下水道整備が完了し供用開始区域を拡大した区域から、順次、下水道排水工事を促すなど、これらの未接続家屋への指導や協力要請を継続して行い、河川への生活排水の流入防止に努めます。
- ・広報やホームページを活用しながら、情報提供や意識啓発に努めます。

下水道整備計画図（平成20年4月1日現在）



凡 例	行政界	全体計画	流域下水道幹線
	河川等	認可区域	公共下水道幹線
	行政サービス機能	事業区域	下水道ポンプ施設
	学校教育施設		

※道路の破線部分は、いずれも計画路線を示す。

## 6. 安心・安全まちづくりの方針

### (1) 安心・安全まちづくりの基本方針

- ・安心・安全な生活環境の確保は、市民の日常生活や都市活動における基本であり、日頃から意識して防災に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・市民や企業、行政などあらゆる主体が協力し合いながら、災害に強く、安心して生活できる都市環境の実現を目指します。

#### ①自然災害の防止・被害軽減に向けた取り組みを適切に進めます。

- ・本市は、南北をそれぞれ岩根山系と阿星山系に囲まれ、中央に野洲川が流れる地形条件を有しているため、治山・治水事業をはじめ、河川改修や護岸整備などによる水系の総合的管理とともに、危険地域に関する情報提供や適切な土地利用誘導を図り、今後とも、地震や風水害、土砂災害などの自然災害に強いまちづくりを進めます。
- ・特に、今後、土地利用転換を図る区域については、土砂災害などの危険性を十分に検討した上で、安心・安全な土地利用を誘導します。

#### ②災害に強い都市基盤の整備を進めます。

- ・地震や風水害、土砂災害などの自然災害の被害を最小限に抑えるため、道路や公園などの計画的な配置・整備や維持管理に努め、災害時の安心・安全な避難環境を確保するとともに、近隣市町と連携しながら広域的な防災体制の維持強化に努めます。
- ・電気、ガス、上下水道などのライフラインや情報伝達網の耐震化整備など、災害時を想定した整備や機能強化に努め、災害に強い基盤整備を進めます。

#### ③建築物の耐震化・防火を推進します。

- ・避難場所となる公共施設とともに、耐震診断に関する相談などの支援を行いながら個人住宅の耐震化への取り組みを着実に進めます。
- ・市街地内においては、建築物が密集して建ち並んでいる地域もあり、火災による延焼の危険性も懸念されるため、防火地域や準防火地域の指定を検討するなど、建築物の防火性能の向上を計画的に推進します。

#### ④安心・安全まちづくりに向けた地域レベルの活動を推進します。

- ・地域の安全は地域住民が主体となって守ることを基本としつつ、地域住民、関係機関、行政が協働しながら防災体制の整備・強化に努め、地域防災計画に基づいた総合的な防災対策に取り組みます。
- ・市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、まちづくり協議会の主体的な取り組みを促し、高齢者や障がい者、要介護者などの災害時要援護者に対しても地域住民の協力が得られるような地域ぐるみの防災体制を確立していきます。

## (2) 分野別にみた基本方針

### ①防災対策の充実

#### ■森林、河川等

- ・地すべりや土砂災害を未然に防止するため、住戸背後にある森林地域を中心として急傾斜地の整備など、治山・治水事業を推進します。
- ・特に危険度が高く、治山・治水事業だけでは災害を防止することが困難な区域については、地域住民の理解と協力を促しながら、新たな建築活動の規制や既存建築物の移転促進を検討します。
- ・台風や大雨時における水害を防止するため、主要な河川の河川改修や護岸整備に順次取り組むとともに、中小河川や用水の氾濫防止に努めます。

#### ■道路・橋梁

- ・市街地や集落地域が分散する本市の特性を踏まえ、市民の安全で円滑な避難を確保するとともに、避難所をネットワークし、緊急物資を円滑に輸送できる災害に強い輸送路を確保します。
- ・十分な幅員を有しない災害時の危険が懸念される避難路などについては、倒壊防止に向けた耐震化や延焼防止に資する生け垣などの緑化推進など、沿道住民と協力しながら防災性の向上に取り組みます。
- ・災害救援活動を支える幹線道路ネットワークの耐震化整備に努めるとともに、災害救援活動の分断要素となる橋梁部については、市内に架かる全ての橋梁について、県との連携を図りながら耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を進めます。

#### ■避難所・一時避難場所

- ・学校教育施設や市立公民館などは、災害時の避難所となる重要な施設であるため、耐震化整備とともに、備蓄機能や復旧活動の支援機能の強化などに取り組み、地域防災の拠点として災害時に円滑に対応できる環境整備を進めます。
- ・災害時などの一時的な避難場所となる身近な公園や緑地を計画的に配置・整備するとともに、耐震性能を持つ防火水槽の整備など災害時を想定した機能強化を進めます。
- ・国道1号バイパス沿道の新市街地においては、民間活力を積極的に活かしながら、広域的な防災拠点機能の配置を促します。

#### ■建築物

- ・木造家屋が密集する既存の市街地や一団の住宅地などでは、建替え時における不燃化や耐震化を促進するとともに、敷地内のオープンスペースの確保や緑化を推進し、防災性の向上を図ります。
- ・建築物が密集している地域では、貴重な防火資源としての寺社・仏閣などの樹林地を保全するなど、積極的なオープンスペースの確保に努めます。

## ②防災体制の強化

- ・地域住民による自主防災組織の活動や自主防災組織の資器材整備を適切に支援し、地域に密着した迅速な初期防災体制の構築を図ります。
- ・より実践的な防災訓練の充実、平常時からの避難経路の確認、自主防災組織リーダー育成研修会の開催など、地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。
- ・災害時における迅速な救援活動、円滑な物資の輸送、速やかな応急復旧体制の確立を図るため、近隣市町や防災関係機関との相互援助体制の確立に努めます。

## ③防災意識の向上

- ・防災マップなどの作成・配布などにより、避難所や浸水被害、土砂災害などの情報提供に努めるとともに、平常時からの食料や防災器具の準備などを促し、市民の防災意識の向上に取り組めます。
- ・学校教育や社会教育の場、広報活動などを通じて、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及に努めます。
- ・災害時における迅速な情報収集・伝達のため、同報系防災行政無線の整備や湖南市タウンメールの積極的な活用などに取り組み、市民への連絡通報体制の維持・強化に努めます。

## (3) 犯罪の起こりにくい地域づくりの方針

---

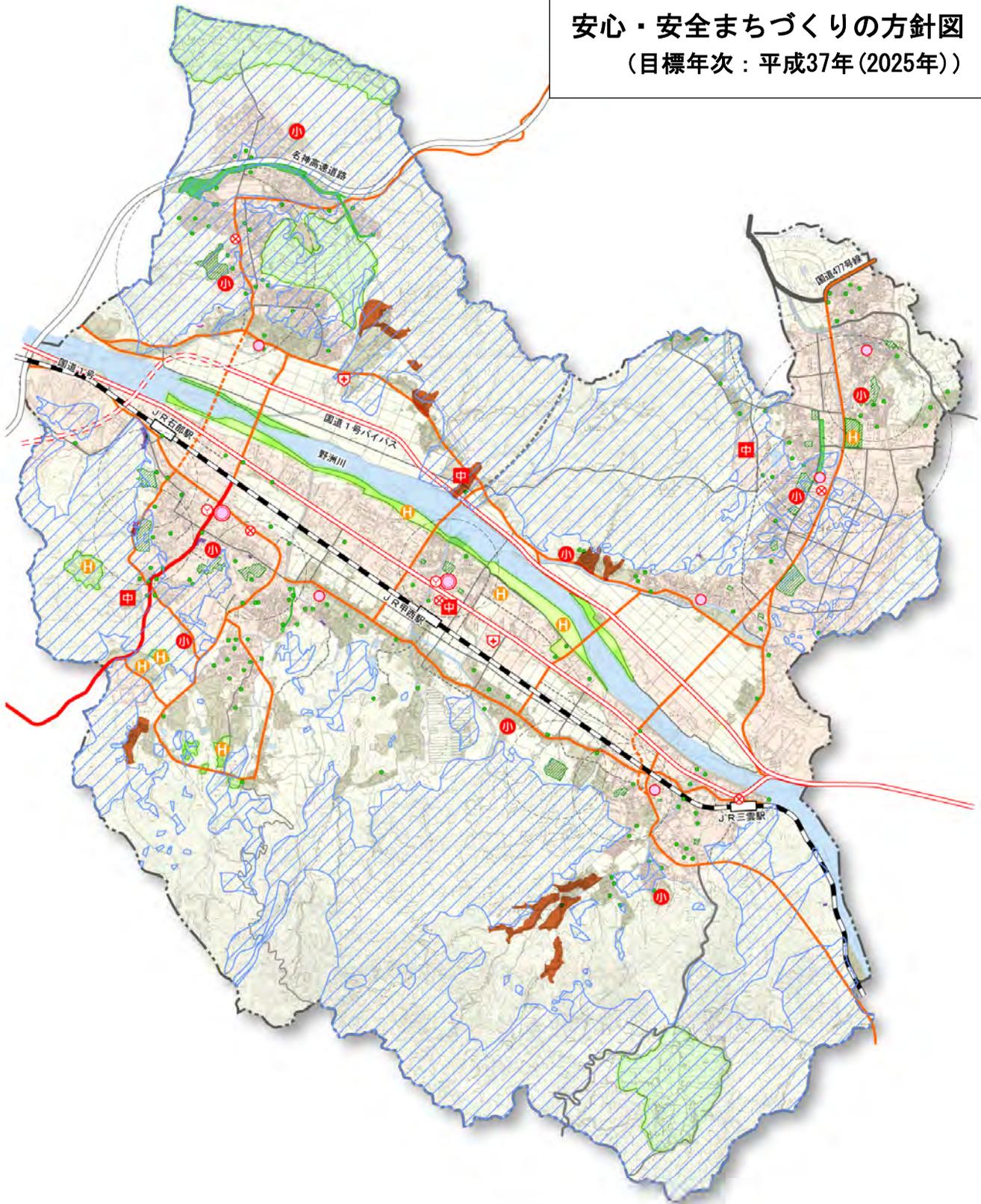
### ①地域主体の安心・安全まちづくりの推進

- ・警察や関係機関と連携・協力して、地域ごとに活動している防犯パトロールや子ども見守り隊の取り組みの育成支援に努めます。
- ・防犯対策に効果が高い玄関先の灯り点灯運動など、地域が主体となって取り組む安心・安全まちづくりを促進します。
- ・一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地を狙った窃盗犯罪などの防止に向けて、常時から身近な地域コミュニティの維持・強化を促進します。
- ・ポイ捨て禁止や環境美化活動など、ごみのない美しい環境を整えることが犯罪防止にも効果が高いため、行政区や集落単位、企業や団体などによる美化活動を促進するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識を継続的に育みます。

### ②犯罪が起こりにくい環境づくりの推進

- ・子どもたちの通学路となる道路などにおいては、草むらやブロック塀など視界を妨げる要因を除去し、隅々まで人目の行き届く空間づくりに努めます。
- ・街路灯・防犯灯の設置や地下道における照明設備の充実など、夜間でも安心・安全に歩ける環境づくりに努めます。
- ・市民と行政、関係機関が協働して、湖南市タウンメールの積極的な活用や地域住民への連絡網の整備などにより、不審者情報などの迅速な情報伝達の体制づくりに努めます。

# 安心・安全まちづくりの方針図 (目標年次：平成37年(2025年))



凡 例		行政界		J R 草津線		都市公園 ※破線は誘致圏 (近隣公園：500m、 地区公園：1,000m)		砂防指定地
		高速道路		市街化区域		地域ふれあい公園		土砂災害警戒区域 (土石流)
		第1次緊急輸送道路		避難所等		レクリエーションエリア		土砂災害特別警戒区域 (土石流)
		第2次緊急輸送道路		一時避難場所		その他の宅地		土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
		第3次緊急輸送道路		ヘリコプター離発着場		河川等		土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
		その他の市道	※道路の破線部分は、いずれも計画 路線を示す。					その他の施設 (交番等、消防署等、病院)

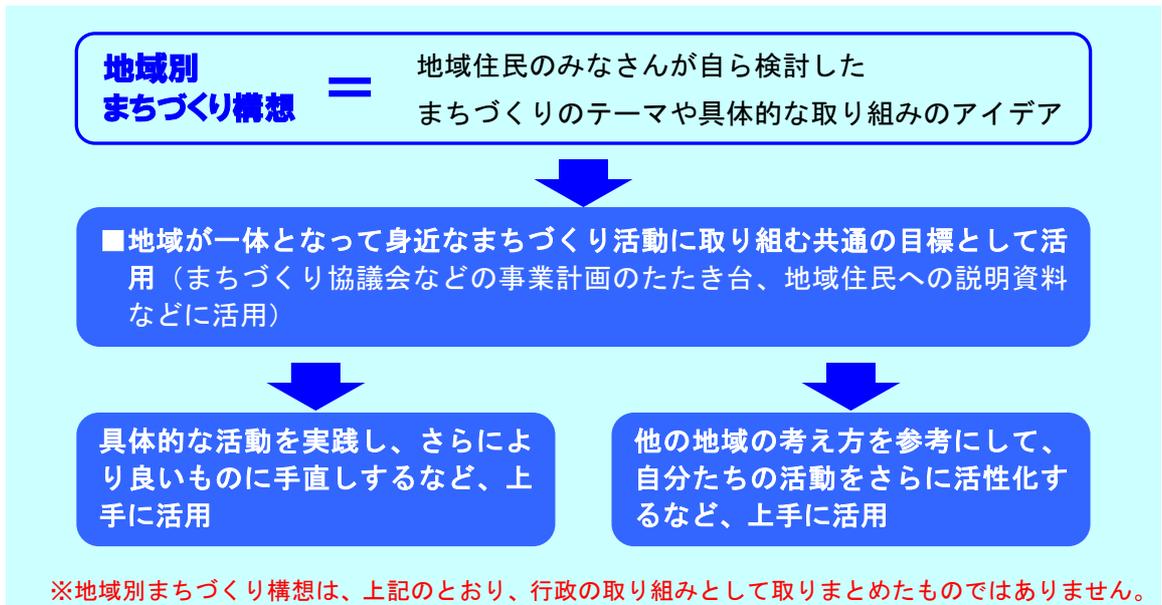
# 第4章 地域別まちづくり構想

## (「地域住民主体で取り組む地域のまちづくり」のたたき台)

### 1. 地域別まちづくり構想の位置付け

#### (1) 位置付けと活用イメージ

- ・地域住民のみなさんが身近な地域に誇りや愛着を持って快適に暮らすためには、地域住民みなさん自身の主体的なまちづくり活動が不可欠です。
- ・このため、都市計画マスタープランの策定に当たり、学区ごとに「地域別まちづくり懇談会」を開催し、ワークショップ形式により、地域住民のみなさんが知恵やアイデアを出し合い、これからの地域まちづくりについて検討を重ねました。
- ・地域別まちづくり構想は、以下のとおり、地域住民のみなさんが自ら検討したまちづくりのテーマや具体的な取り組みのアイデアを取りまとめたものであり、地域住民の主体的なまちづくり活動のための使い方を想定しています。



#### (2) 地域区分の考え方

- ・学区ごとのまちづくり、身近な地域のまちづくりへの活用を想定しているため、「地域別まちづくり懇談会」の7学区ごとに地域別まちづくり構想を取りまとめます。

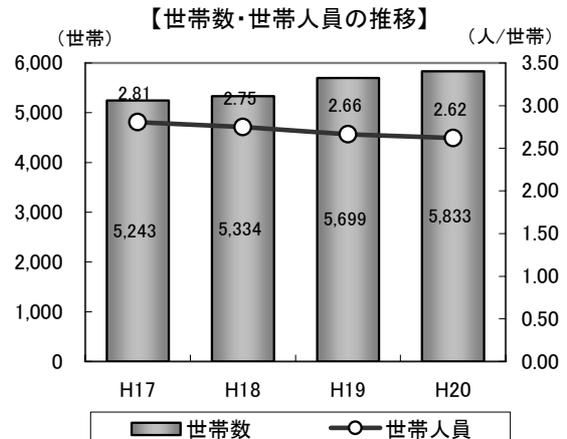
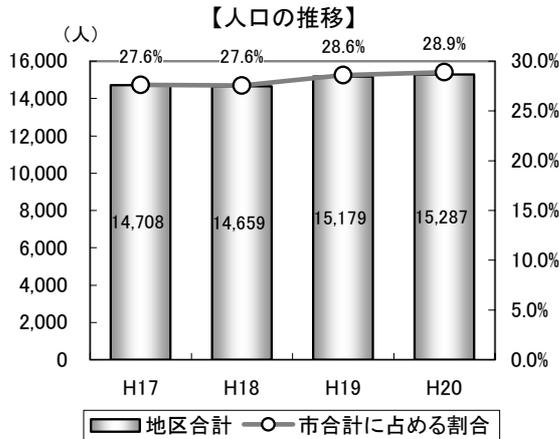


## 2. 三雲学区のまちづくり

### (1) 三雲学区の現況



- ・三雲学区は市域南部に位置し、東側から南側にかけて甲賀市に隣接しています。
- ・J R 駅周辺には既存の市街地や住宅地が形成され、国道1号沿道では、沿道サービス施設や工場等が立地しています。
- ・J R 草津線の南側には、東海道に沿って既存の住宅地が形成されています。
- ・平成20年(2008年)時点で、人口は約15,300人、世帯数は約5,800世帯となっており、人口は市合計の28.9%を占め、全学区中最も多くなっています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成20年(2008年)時点では、2.62人/世帯となっています。
- ・国道1号のほか、甲賀市と連絡する主要地方道草津伊賀線や主要地方道牧甲西線が通過しています。
- ・三雲城跡や妙感寺、常照寺などの歴史資源をはじめ、西部には平松ウツクシマツの自生地、東部には不動乃滝などの豊かな自然資源があります。



※H19・20は外国人を含む(資料:住民基本台帳)

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平松ウツクシマツ自生地</li> <li>・不動乃滝</li> <li>・野洲川</li> <li>・荒川</li> <li>・大沙川</li> <li>・由良谷川</li> <li>・家棟川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三雲城跡</li> <li>・妙感寺</li> <li>・常照寺</li> <li>・上乘寺</li> <li>・円養寺</li> <li>・了安寺</li> <li>・永照院</li> <li>・天保義民碑</li> <li>・夏見神社</li> <li>・甲賀郡中惣城郭群</li> <li>・西往寺</li> <li>・敬応寺</li> <li>・西照寺</li> <li>・南照寺</li> <li>・観音寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南市東庁舎</li> <li>・三雲出張所</li> <li>・柑子袋出張所</li> <li>・柑子袋公民館</li> <li>・中央公民館</li> <li>・三雲公民館</li> <li>・三雲小学校</li> <li>・三雲東小学校</li> <li>・甲西中学校</li> <li>・県立三雲養護学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R 甲西駅・三雲駅</li> <li>・国道1号</li> <li>・(主)草津伊賀線</li> <li>・(主)牧甲西線</li> <li>・(主)彦根八日市甲西線</li> <li>・角田公園</li> <li>・上街道公園</li> <li>・鳥井立公園</li> <li>・東代公園(計画)</li> <li>・広野川・落合川緑地</li> <li>・夏見公園</li> <li>・森北公園</li> <li>・三雲公園</li> </ul>

## (2) 三雲学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然や風景が豊かである

- ・ 荒川、家棟川、夏見神社付近の桜並木の保存。
- ・ 役場前の街灯の並んだ通り（キレイで走りやすい）。
- ・ 三雲小学校の校庭が広く、のびのびと遊べる。
- ・ 親水公園がレクリエーションに活用できる良い広場。

#### ■ 文化が香る場所である

- ・ 旧東海道は趣があり、大切にしたい。
- ・ 三雲天保義民を大切にしたい。
- ・ 自然が豊かで、歴史的な文化財がある（美松、三雲城跡等）。
- ・ 三雲城跡には井戸が残っている。

#### ■ 人間関係が豊かである

- ・ 旧東海道沿いの住民同士の助け合いの風土。

#### □ 道路・交通環境

- ・ 三雲小学校付近の小学生の交通安全の確保。
- ・ 旧道は狭いが、朝夕は交通量（通過交通）が非常に多い（特に吉永地区）
- ・ 住宅地内を抜け道として通行するので、何とかして欲しい。
- ・ 柑子袋から旧道石部に入る所に歩道がなく、車も多く危険。
- ・ 東丁庭線や柑子袋区全体的に防犯灯が少なく、夜が暗い。
- ・ 三雲学区と岩根学区が交流するには野洲川の橋が少ない。
- ・ JR 草津線の本数を増やしてほしい。

#### □ 公園

- ・ 子どもたちが遊べるよう、森北公園の遊具を早く修理してほしい。

#### □ 防災環境

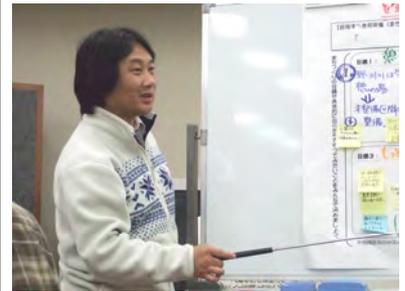
- ・ 柑子袋の山手、木がなく土砂が流れて危ない。
- ・ 旧東海道沿いの古い家屋や赤松台への道路が防災上問題。

#### □ その他

- ・ 湖南市をアピールできる観光資源がない。
- ・ 文化ホールが狭い。
- ・ 親水公園内に犬のフンが多い。
- ・ ムダなモニュメントはいらない（ムダなお金を使わない）。



- 様々な歴史・景観資源をつなげて回遊の魅力を出そう。
- 妙感寺～三雲城跡周辺の里山づくり。
- 柑子袋以西農免道路の延長整備。
- JR 草津線の利便性を高めよう。
- 東海道の安全な交通環境を整備しよう。
- 子どもが外で遊べる地域をつくろう。
- 荒川の上流にホタルが生育する場所を作る。
- 石部と連携し、東海道を活かしたまちづくりをしよう。
- 普段の生活で最低限のマナーを守ろう。



### (3)三雲学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## 自然と歴史・文化をつなぐ やすらぎのあるまち 三雲

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 心がほっとする憩いの拠点づくりと有効活用

- ・野洲川親水公園や身近な公園など、地域住民同士が交流し、心がほっとする憩いの拠点づくりと有効活用、主体的な維持管理に取り組みます。
- ・野洲川親水公園と野洲川運動公園の積極的な活用（住民同士のふれあい、健康づくり、災害時の避難所など）
- ・市民参加で野洲川沿いにコンサートホールをつくる（レンガに名前を入れる等の協力をしてもらう）
- ・年に数回程度、子ども同士が遊べる機会の企画
- ・花と緑で憩いの拠点づくりを行う
- ・老人クラブと子ども会の共催による公園の維持管理活動の実施
- ・公園を桜の名所にして、桜まつりを実施する
- ・広い歩道にベンチを置き、くつろげる空間を整備する

##### ▶ 誰もが安心・安全に行動できる環境づくり

- ・子どもたちの通学路や東海道など、子どもからお年寄りまで全ての住民が安心・安全に行動できる環境づくりに取り組みます。
- ・子どもの安全を守るため、堤防などを利用した通学路の整備
- ・ふれあいバスを利用して通学距離の長い児童を対象に送迎を行う（行政の支援が必要）
- ・通学時間帯は旧道を通行止めにし、子どもたちの安全を守る（地域住民の支援が必要）
- ・通学路の安全監視員の一般公募による交通安全の普及
- ・自動車運転手に交通マナー遵守の啓発活動を行う
- ・学校・保護者・地域が一体となって交通マナーの育成を図る
- ・バイコロジー（自転車利用促進）に向けた環境づくり

##### ▶ 恵まれた自然を活かした個性あるまちづくりの推進

- ・恵まれた自然資源を保全・活用し、広くアピールすることによって、個性ある魅力的なまちを目指します。
- ・自然を活かして里山やホタルの成育場を作る
- ・ひょうたん池を緑、自然コミュニティの場として活用する

##### ▶ 歴史・文化を大切にしたまちづくりの推進

- ・地域に残る歴史・文化資源を大切に活かしながら、魅力あるまちづくりを進めます。
- ・東海道の街並みを観光に活用するため、住民への普及活動を行う
- ・造り酒屋の香りを多くの人に味わってもらえるような企画の立案
- ・天保義民相撲大会を定期的なイベントにしたい
- ・地域の文化を残すため、次の世代への伝承活動を実施する

##### ▶ 点から線へ、まちづくり資源のネットワークづくり

- ・自然資源や歴史資源などを上手にネットワークし、回遊性を高め、相乗的に魅力が高まるまちづくりを進めます。
- ・JRの駅から三雲城、妙感寺周辺までを歩くレール&ウォークの企画を継続・発展
- ・ウツクシマツや歴史的文化財をめぐるルートづくり
- ・お寺やお宮をめぐるスタンプラリーの開催
- ・吉永の青少年自然道場から針区赤松台間の山道を活かした山桜の街道づくり

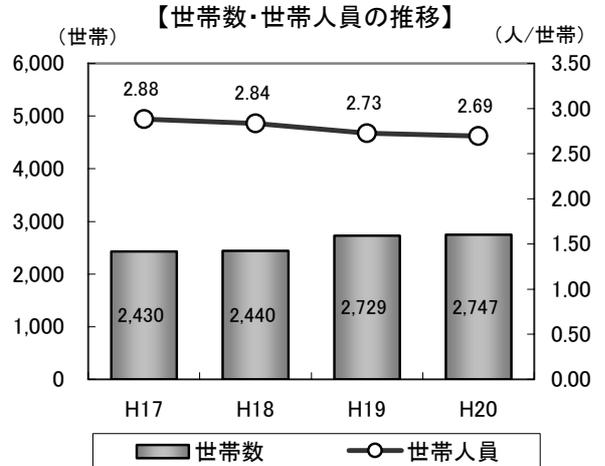
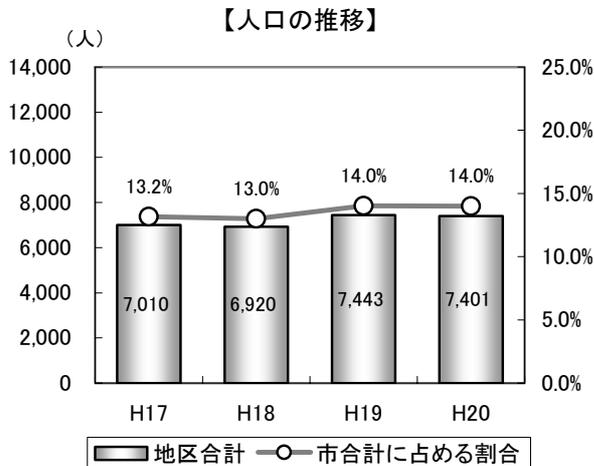


### 3. 石部学区のまちづくり

#### (1) 石部学区の現況



- ・石部学区は、野洲川の南部に位置し、西側は栗東市に接しています。
- ・学区の南西側は雨山など自然豊かな山地が残り、学区の中央から東側にかけて市街地が形成されています。
- ・平成20年（2008年）時点で、人口は約7,400人、世帯数は約2,700世帯となっており、人口は市合計の14.0%を占めます。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成20年（2008年）時点では、2.69人/世帯となっています。
- ・学区の北側には、国道1号とJR草津線が通過し、国道1号沿道には沿道サービス施設や大規模工場が、JR草津線南側には一団の農地が残っています。
- ・北西にはJR石部駅があり、その西側には国道1号バイパス整備が計画されています。
- ・学区中央には県道石部草津線、東側には県道長寿寺本堂線が通過しています。
- ・市街地内には東海道をはじめ、小島本陣跡や吉姫神社などの歴史資源が数多く残り、雨山文化運動公園には、東海道石部宿歴史民俗資料館や雨山研修館「宿場の里」などが立地しています。



※H19・20は外国人を含む（資料：住民基本台帳）

#### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川</li> <li>・雨山</li> <li>・落合川</li> <li>・宮川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道</li> <li>・吉姫神社</li> <li>・善隆寺</li> <li>・蓮垂寺</li> <li>・明清寺</li> <li>・吉御子神社</li> <li>・金比羅宮</li> <li>・西福寺</li> <li>・川崎神社</li> <li>・真明寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南市西庁舎</li> <li>・石部公民館</li> <li>・石部小学校</li> <li>・石部医療センター</li> <li>・雨山文化運動公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号バイパス(整備中)</li> <li>・国道1号</li> <li>・(県)石部草津線</li> <li>・(県)長寿寺本堂線</li> <li>・里山しょうらい公園</li> <li>・十禅寺公園</li> <li>・松籟公園(計画)</li> <li>・吉姫公園</li> <li>・野洲川緑地</li> <li>・JR石部駅</li> </ul>

## (2) 石部学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然や風景が豊かである

- ・ 野洲川の水辺の自然がある。
- ・ 雨山の散歩道や桜がきれいである。

#### ■ 文化が香る場所である

- ・ 石部宿など歴史が豊かなまちである。
- ・ 歴史的な昔の思い出のある施設や建物がある。

#### ■ 日常的な買い物ができる

- ・ 大きい買い物以外であれば事が足りる。

#### ■ まちの雰囲気良く、コミュニティがしっかりしている

- ・ 小さくまとまっている。
- ・ 人情味がある。

#### □ 道路・交通

- ・ 歩道がなく、危ない（宝来坂～駅間）。
- ・ 主要道路が狭く、渋滞がよく起こる。
- ・ バスの本数が少ない。
- ・ 駅前に大きな駐車場がない。
- ・ 現在の JR 石部駅の位置が良くない。
- ・ 細い道でも交通量が多く危険である。

#### □ 街並み・景観

- ・ 街並みに見苦しい看板が多い。
- ・ 土地開発が業者任せで、団地などの景観に統一性がない。
- ・ 街並み保存ができていない。
- ・ 本陣など史跡が保存されていない。

#### □ 労働環境

- ・ 働き場が少なく、若者が外へ流出してしまう。

#### □ 防災・地域コミュニティ

- ・ 消火栓が少なく、ホースが届かない家屋が目立つ。
- ・ 住民が気軽に参加できるようなイベントが少ない（花火・運動会など）。
- ・ 新しいまちづくりを進めようと思っても、大きな会議をする場所がない。



- 歩道の整備など、歩きやすい市街地を実現しよう。
- 石部と甲西を繋ぐ農免道路の早期整備を実現しよう。
- 石部駅（草津線）の複線化、石部駅周辺整備を進めよう。
- 新しい住宅を立てる場合には景観にも配慮しよう。
- 東海道沿いでは歴史や文化が感じられるまちづくりを進めよう。
- 本社機能を持つ会社を積極的に誘致しよう。
- 地域住民と行政が協働してまちづくりに取り組もう。
- 地域住民同士がコミュニケーションをしっかりとする手段を確立しよう。



### (3) 石部学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## 歴史・自然・文化が織りなす あったかふるさと 石部

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 地域住民と行政のしっかりした連携づくり

- ・地域住民と行政が連携し、ともに志を共有し、まちづくりを進めていきます。
  - ・地域住民が行政をチェックする体制づくり
  - ・地域住民と行政の協働による、市ホームページや広報誌などの改善
  - ・地域住民と行政の管理区分や役割分担の明確化

##### ▶ 地域特性に配慮した道路・交通環境の改善

- ・市街地内の狭い道路など地域特性を踏まえつつ、公共交通機関の機能強化を含めた道路環境の整備を行い、老若男女問わず誰もが快適に生活できるまちづくりを目指します。
  - ・新名神高速道路や国道1号バイパスとのアクセス向上
  - ・旧道の一方通行の実施（歩道と車道の区分化）による市街地活性化
  - ・市街地内の狭い道路の拡充整備
  - ・公共交通機関の利便性向上
  - ・JR石部駅周辺の活性化と宿場町の雰囲気に合わせて改装（石部の顔づくり）
  - ・五軒茶屋～栗東市間のアクセス向上

##### ▶ 安心・安全なまちづくりの推進

- ・すべての地域住民が安心・安全をじかに感じ、住みたくくなるようなまちを目指します。
  - ・子ども110番の家の増設
  - ・夜間、各家庭が協力して「一軒一灯」運動の実施
  - ・住宅裏の斜面の適正管理

##### ▶ 住らぎを感じる美しいまちづくりの推進

- ・雨山周辺の自然環境や田園風景などの資源を活かし、住民だけでなく、訪れた人にも愛されるような景観や環境づくりを推進します。
  - ・本陣の再建
  - ・街並み景観づくりに関するアイデアの募集
  - ・「宿場」をイメージしたまちづくりの推進
  - ・プランターを用いた花の寄せ植え運動による道路美化の実施
  - ・休耕田を利用した高齢者の憩いの場づくり
  - ・学区内公園の定期的な草刈りの実施

##### ▶ みんなが集いふれあえる地域のコミュニティづくり

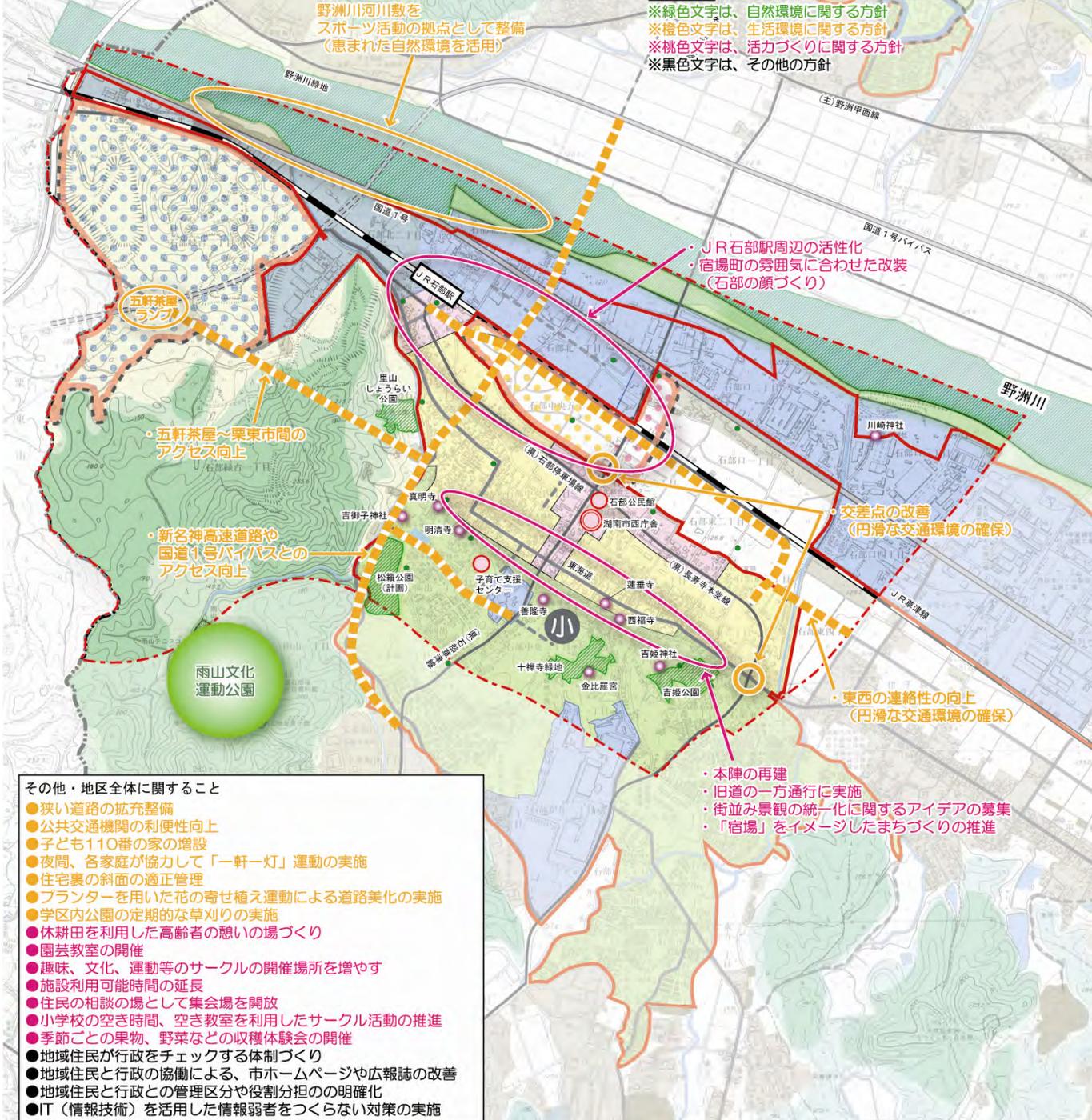
- ・地域住民同士がふれあい、互いの理解を深め、尊重し合えるような交流の場や機会をつくり、お互いに助け合えるまちづくりを進めます。
  - ・野洲川河川敷をスポーツ活動の拠点として整備
  - ・お互いで種や苗のやり取り、栽培方法を伝授する園芸教室の開催
  - ・趣味、文化、運動等のサークルの開催場所を増やしたり、施設利用可能時間を延長する
  - ・住民の相談の場として集会場を開放
  - ・小学校の空き時間、空き教室を利用したサークル活動の推進
  - ・季節ごとの果物、野菜などの収穫体験会の開催
  - ・IT（情報技術）を活用した情報弱者をつくらない対策の実施

# まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくりの方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※橙色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活力づくりに関する方針
- ※黒色文字は、その他の方針



- その他・地区全体に関すること
- 狭い道路の拡充整備
  - 公共交通機関の利便性向上
  - 子ども110番の家の増設
  - 夜間、各家庭が協力して「一軒一灯」運動の実施
  - 住宅裏の斜面の適正管理
  - プランターを用いた花の寄せ植え運動による道路美化の実施
  - 学区内公園の定期的な草刈りの実施
  - 休耕田を利用した高齢者の憩いの場づくり
  - 園芸教室の開催
  - 趣味、文化、運動等のサークルの開催場所を増やす
  - 施設利用可能時間の延長
  - 住民の相談の場として集会場を開放
  - 小学校の空き時間、空き教室を利用したサークル活動の推進
  - 季節ごとの果物、野菜などの収穫体験会の開催
  - 地域住民が行政をチェックする体制づくり
  - 地域住民と行政の協働による、市ホームページや広報誌の改善
  - 地域住民と行政との管理区分や役割分担の明確化
  - IT（情報技術）を活用した情報弱者をつくらない対策の実施

凡例	行政界	高速道路	専用居住ゾーン	森林環境保全エリア
	市街化区域	国道	複合居住ゾーン	里山環境活用エリア
	地区界	県道	商業・業務ゾーン	レクリエーションエリア
	河川等	主要な市道等	産業振興ゾーン	特定保留区域（～H22年）
	行政サービス機能	J R 草津線	既存環境保全エリア	計画的市街地整備区域
	学校教育施設		田園環境保全エリア	計画的開発誘導区域
			都市計画公園	地域ふれあい公園

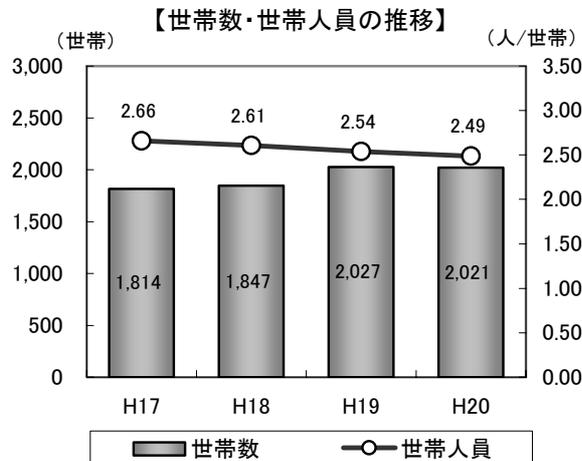
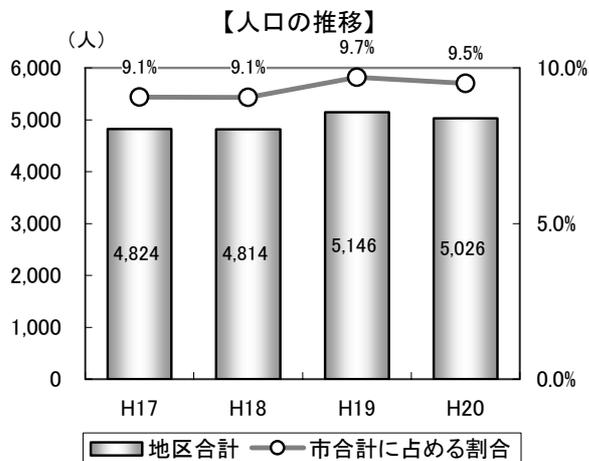
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

## 4. 石部南学区のまちづくり

### (1) 石部南学区の現況



- ・石部南学区は市城南西部に位置し、西側は栗東市に隣接しています。
- ・学区中央の北側には一団の住宅地が形成されており、南側には阿星山や広野川、北西部には雨山などの自然資源があります。
- ・平成 20 年（2008 年）時点で、人口は約 5,000 人、世帯数は約 2,000 世帯となっており、人口は市合計の 9.5% を占めています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成 20 年（2008 年）時点では、2.49 人/世帯となっています。
- ・学区中央には県道石部草津線、東側には県道長寿寺本堂線が通過しています。
- ・歴史資源として、湖南三山に数えられる常楽寺や長寿寺などがあり、また、じゅらくの里を中心に良好な田園景観が広がっています。
- ・北西部の雨山文化運動公園には、雨山総合グラウンドなどの体育施設、東海道石部宿歴史民俗資料館、雨山研修館「宿場の里」などがあります。



※H19・20 は外国人を含む (資料：住民基本台帳)

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨山</li> <li>・ 広野川</li> <li>・ 井の本川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常楽寺</li> <li>・ 長寿寺</li> <li>・ 十王寺</li> <li>・ 西教寺</li> <li>・ 白山神社</li> <li>・ 三聖神社</li> <li>・ 阿星寺遺跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石部南小学校</li> <li>・ 石部中学校</li> <li>・ 石部南公民館</li> <li>・ 県立近江学園</li> <li>・ 県立石部高校</li> <li>・ じゅらくの里</li> <li>・ 雨山文化運動公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (県) 石部草津線</li> <li>・ (県) 長寿寺本堂線</li> </ul>

## (2) 石部南学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然や風景が豊かである

- ・豊かな田園風景と対岸までの夜景が美しい。
- ・雨山の散歩道や桜、湖南三山、もみじがきれいである。
- ・おいしいお米がとれる。

#### ■ 文化が香る場所である

- ・常楽寺、長寿寺（国宝）などの古い寺や神社が残り、歴史がある。
- ・鬼ばしり、いもち送りなど、伝統行事がある。
- ・歴史的な、昔の思い出のある施設や建物がある。

#### ■ あたたかく、暮らしやすい環境

- ・人と人との繋がりが強く、人間性があたたかい。
- ・福祉施設が多く立地している。
- ・巡回バスが近くをまわり便利である。

#### □ 施設の管理

- ・阿星児童館が耐震問題で閉鎖されていて、大人数で集まれる場所がない。
- ・阿星児童館および広場が利用されていない。
- ・老人ホームの設置。

#### □ 交通安全

- ・尾崎地域バイコロジーをつなぐ歩道の設置。
- ・道路が狭く曲がりくねっており、歩道がない場所がある。
- ・路上駐車が多く、見通しが悪い。
- ・通勤ルートの抜け道となっていて危ない。
- ・見通しが悪い（宝来坂～石部南小学校）。

#### □ 防犯・防災

- ・女性が夜一人歩きできない。
- ・防犯灯が少なく、暗い。
- ・避難場所の確保、充実。

#### □ 農地・山林

- ・里山の手入れが悪く、放置され、イノシシなどの被害発生。
- ・竹の繁殖が激しく、里山や植林地が荒れている。
- ・林道などにゴミの不法投棄が多い。

#### □ 開かれた地域づくり

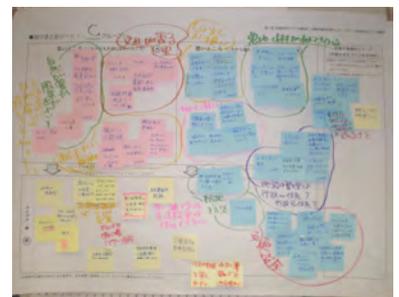
- ・女性のアイデア・パワーをもっと活用すべき。
- ・地区間との結びつきがほとんどない。

#### □ その他

- ・銀行が石部南学区になく、店も少ない。



- 子どもたちに自然の中での遊び方を伝えたい。
- 公民館前の広場、花、植木などをきれいにしたい。
- 美化運動に取り組みたい。
- 長寿寺、常楽寺用の資料館をつくりたい。
- 高齢者のための老人ホームや集団家庭菜園をつくりたい。
- バスの料金を安く、小型車両で細かく運行してほしい。



### (3) 石部南学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## 豊かな自然と伝統のこころが息づくふるさとづくり

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 恵まれた山や川、田園の保全と活用

- ・日々の生活にやすらぎと潤いを与える山や川、田園などの豊かな自然環境を保全し、活用しながら生活環境づくりや魅力づくりに取り組みます。
  - ・休耕田を利用した貸農園の実施
  - ・子どもを巻き込んだ里山づくりや地域の美化活動の実施
  - ・広野川、井の本川をきれいにし、魚やホタルの棲める川に整備
  - ・紫雲の滝、じゅらくの里の整備
  - ・草刈りなどによる河川や公共施設の管理徹底
  - ・ゴミの不法投棄に対する監督強化（行政との協働）
  - ・獣害対策

##### ▶ 文化財と特産品を活かした魅力あるまちづくりの推進

- ・学区の文化財と特産品を活かし、活気と情緒あふれるまちづくりを推進します。
  - ・湖南三山実行委員会の企画による常楽寺、長寿寺、もみじのシーズンのライトアップの実施
  - ・常楽寺、長寿寺の資料館の設置
  - ・地産地消市場を設置・運営する
  - ・文化財補助の実施（行政のバックアップ）
  - ・竹炭づくりの開催
  - ・特産物の開発（山いも、こいも、芋つぶし、つるし柿等）

##### ▶ ふれあい・交流イベントの開催

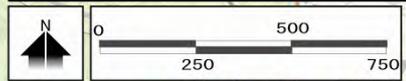
- ・住民同士の関係を密にするため、ふれあいや交流の場や機会、気軽に集える場を設けます。
  - ・地産地消のしくみを作り、新旧住民のつながりと輪を深める
  - ・石部、石部南学区合同での運動会等の開催
  - ・伝統行事を地域住民、地区全体で取り組む
  - ・こどもの日の前後に学区内にて「子どもまつり（子ども対象）」の開催
  - ・現在行われている伝統行事（いもち送り等）の更なるPR活動の実施
  - ・発動機（古い農業機械）の展示会の開催（行政との協働）

##### ▶ 住み続けたいと想える地域づくりの推進

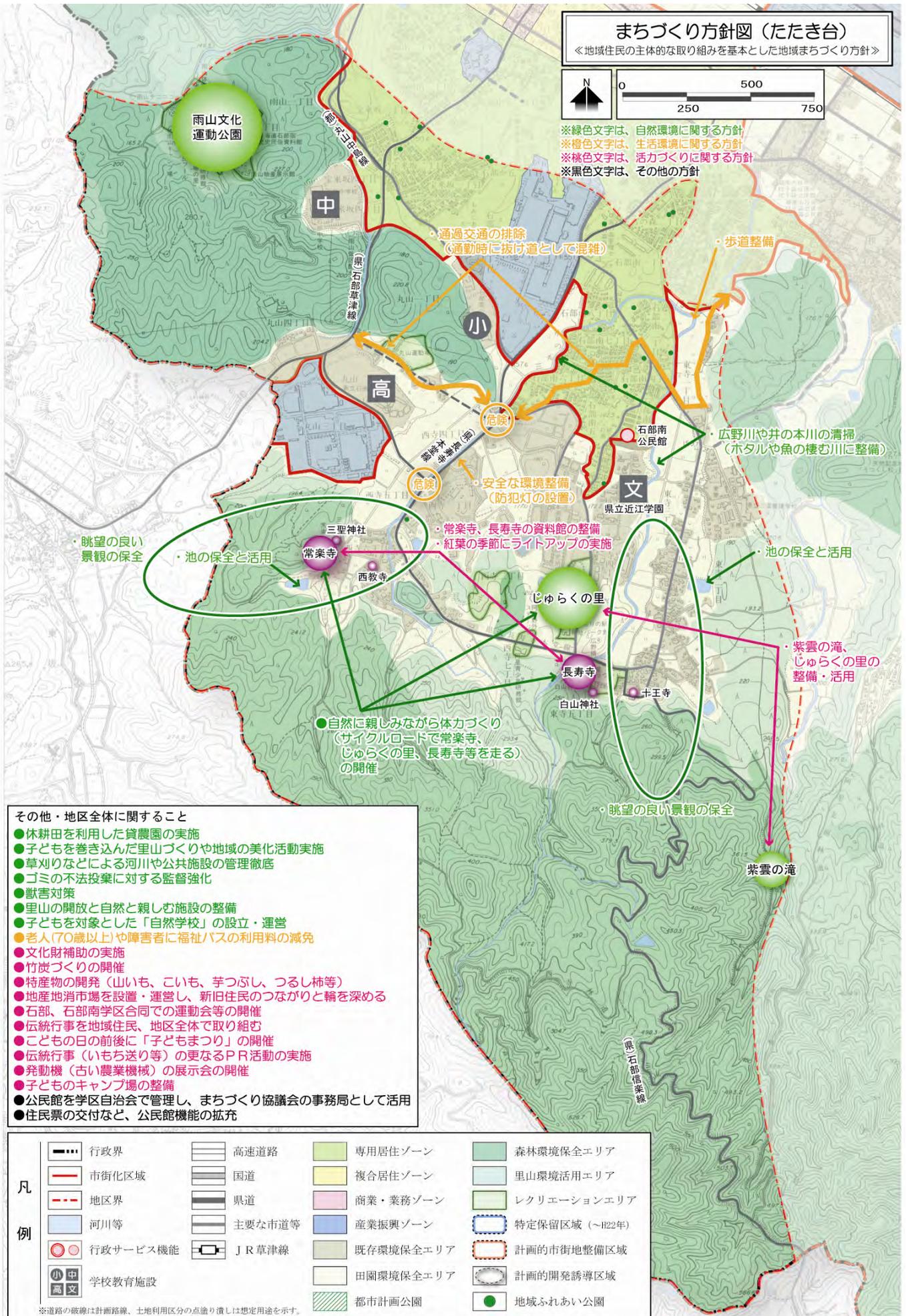
- ・住民が普段の生活でゆとりや生きがいを感じ、いつまでも住み続けたいと想えるようなまちづくりを推進します。
  - ・自然に親しみながら体力づくり  
（サイクルロードで常楽寺、じゅらくの里、長寿寺等を走るイベントの開催）
  - ・里山の開放と自然と親しむ施設の整備
  - ・子どもを対象とした「自然学校」の設立・運営
  - ・子どものキャンプ場の整備
  - ・公民館を学区自治会で管理し、まちづくり協議会の事務局として活用する
  - ・住民票の交付など、公民館機能の向上
  - ・県道長寿寺本堂線の防犯灯の設置
  - ・老人（70歳以上）や障害者に福祉バスの利用料の減免

# まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※橙色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活力づくりに関する方針
- ※黒色文字は、その他の方針



- その他・地区全体に関すること
- 休耕田を利用した貸農園の実施
  - 子どもを巻き込んだ里山づくりや地域の美化活動実施
  - 草刈りなどによる河川や公共施設の管理徹底
  - ゴミの不法投棄に対する監督強化
  - 獣害対策
  - 里山の開放と自然と親しむ施設の整備
  - 子どもを対象とした「自然学校」の設立・運営
  - 老人(70歳以上)や障害者に福祉バスの利用料の減免
  - 文化財補助の実施
  - 竹炭づくりの開催
  - 特産物の開発(しいも、こいも、芋つぶし、つるし柿等)
  - 地産地消市場を設置・運営し、新旧住民のつながりと輪を深める
  - 石部、石部南学区合同での運動会等の開催
  - 伝統行事を地域住民、地区全体で取り組む
  - こどもの日の前後に「子どもまつり」の開催
  - 伝統行事(いもち送り等)の更なるPR活動の実施
  - 発動機(古い農業機械)の展示会の開催
  - 子どものキャンプ場の整備
  - 公民館を学区自治会で管理し、まちづくり協議会の事務局として活用
  - 住民票の交付など、公民館機能の拡充

凡例		行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		主要な市道等		産業振興ゾーン		特定保留区域(～H22年)
例		行政サービス機能		J R草津線		既存環境保全エリア		計画的市街地整備区域
		学校教育施設		田園環境保全エリア		都市計画公園		計画的開発誘導区域
		地域ふれあい公園						

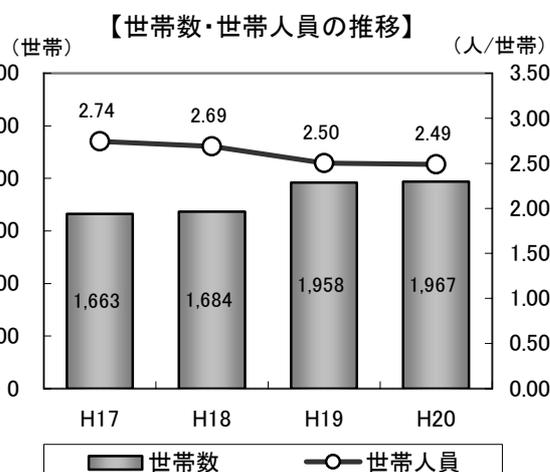
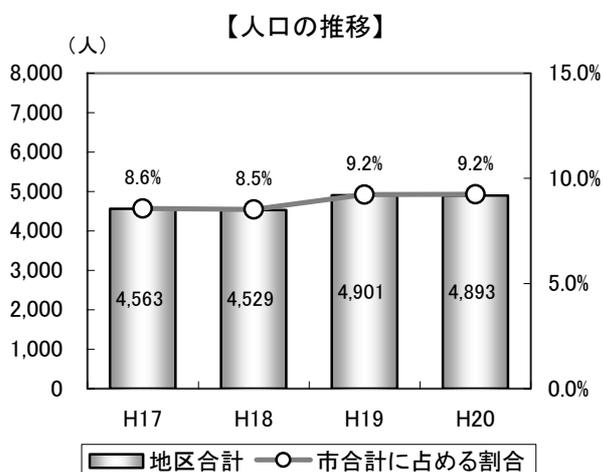
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

## 5. 岩根学区のまちづくり

### (1) 岩根学区の現況



- ・岩根学区は、野洲川の北側から十二坊の山地・丘陵地までを区域に含み、北側は竜王町に隣接しています。
- ・十二坊の山裾に広がる集落地域をはじめ、東部には土地区画整理事業による計画的な住宅地（岩根中央）が整備されています。
- ・平成20年（2008年）時点で、人口は約4,900人、世帯数は約2,000世帯となっており、人口は市合計の9.2%を占めます。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成20年（2008年）時点では、2.49人/世帯となっています。
- ・野洲川に沿って国道1号バイパス、山裾を縫うように主要地方道野洲甲西線がそれぞれ横断し、東部には名神高速道路竜王インターチェンジのアクセス道路となる主要地方道彦根八日市甲西線が通過しています。
- ・甲西大橋から湖南工業団地を繋ぐ市道岩根大谷線、市道十二坊線によって「湖國十二坊の森 十二坊温泉ゆらら」にアクセスできます。
- ・野洲川沿いに広がる一団の農地、思川、十二坊の山地・丘陵地などの豊かな自然環境が残るとともに、善水寺などの歴史資源があります。



※H19・20は外国人を含む (資料：住民基本台帳)

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川</li> <li>・十二坊</li> <li>・思川</li> <li>・高田砂川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善水寺</li> <li>・正福寺</li> <li>・正法寺</li> <li>・鷹崖不動明王</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩根出張所</li> <li>・岩根公民館</li> <li>・岩根小学校</li> <li>・甲西北中学校</li> <li>・湖國十二坊の森 十二坊温泉ゆらら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思川の桜並木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号バイパス</li> <li>・(主)野洲甲西線</li> <li>・(主)彦根八日市甲西線</li> <li>・谷ヶ間公園</li> <li>・蛇の木公園</li> <li>・野洲川緑地</li> </ul>

## (2) 岩根学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然環境が良い

- ・ ホタルやメダカが育成できる環境がある。
- ・ 野洲川や阿星山方面への眺めが良い。
- ・ 地域住民が協力して十二坊の緑を再生させた（誇れる歴史）。
- ・ 十二坊の森は住民のやすらぎの場である。

#### ■ 思川がある

- ・ 桜や水仙が美しい。
- ・ 小学生が中心となってホタル祭りを開催している。
- ・ 地域住民の宝として、毎月、環境美化に取り組んでいる。

#### ■ 歴史・文化がある

- ・ 国宝善水寺がある（観光資源としての更なる活用が望まれる）。
- ・ 朝国地区のさぎっちょなど、地区に残る伝統行事がある。
- ・ 十二坊の寺跡などに関する言われが残っている。

#### □ 通学路をはじめ、交通環境が悪い

- ・ (主)野洲甲西線や地区内の生活道路内に通過交通が多い。
- ・ 通学路は、歩道が少なく、見通しも悪く、危険箇所が多い。
- ・ 朝夕を中心として、慢性的な渋滞が発生している。

#### □ 公園や広場が少ない

- ・ 子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・ 親水公園に安全に行ける環境が整っていない。

#### □ 快適な生活環境が脅かされている

- ・ 野洲川沿いを中心に、ゴミの不法投棄がひどい。
- ・ 外灯が少なく、偏りがみられる。

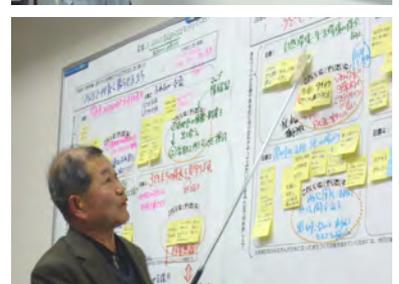
#### □ 買い物できる場所が少ない

#### □ 地域住民の交流・まちづくりへの参画

- ・ 高齢者の憩いの場がない。
- ・ 若い人のまちづくりへの参加が少ない。
- ・ アパートやマンションが増えて、隣人の顔が見えない。
- ・ 外国人との交流が疎遠がちである。



- 思川や善水寺を地域住民の宝として共有し、景観づくりや憩いの場づくりなど、まちづくりに活かしていこう。
- 外国人との交流も含めて、地域住民のふれあいづくりに取り組もう。
- 各地区のことをもっとよく知ろう。
- 子どもがたくさん増えるまちづくりを進めよう。
- 都市的土地利用を集約するなどとして、自然や農地を子どもたちと一緒に守ろう。
- 子どもから高齢者までみんなが憩える場をつくろう。
- 通学路の安全確保など、道路環境を改善しよう。
- 家々の美しい庭づくりを広げていこう。
- 地域の環境を美しく守ろう。



### (3) 岩根学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## 子どもも高齢者も仲良く笑顔で暮らせる 人情あふれる やすらぎのまちづくり

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 歩きたくなる美しい里づくりの推進

- ・ 思川をはじめとした自然環境を最大限に活かしながら、歩いてみたくなる環境づくり、ゴミのポイ捨てができない美しい里づくりを推進します。
  - ・ 思川全域での桜まつりやホタル祭りの開催などを通じた憩いの川づくりの実践・継続
  - ・ アジサイや水仙の寄せ植え、ベンチの設置と木陰のできる樹木の植樹など、思川の環境整備
  - ・ 休耕田を沿道に集めて作るコスモスやひまわりの景観づくり、子どもたちが遊べるコスモス畑の迷路づくり
  - ・ 各家庭の玄関前や道路肩へのプランターの設置
  - ・ リサイクルの推進や環境教育など、ゴミや環境問題への取り組み推進

##### ▶ 心やすらぐ、安心・安全な憩いの場づくり

- ・ 東西に長く広がる地域特性を踏まえつつ、地域に残るまちづくり資源を有効に活用しながら、やすらぎの場となる公園・広場づくりや環境づくりに取り組みます。
  - ・ 子どもから高齢者まで全ての住民による、十二坊ハイキングなどを通じた里山保全の取り組み推進
  - ・ 西公園を利活用した世代間交流
  - ・ もみじの植樹などによる善水寺周辺の憩いの場づくり
  - ・ 子どもやお年寄りが安全に活用できる周りの自然を活かした遊び場づくり
  - ・ 治水や景観、ふれあいづくりにメリットがある野洲川親水公園の整備

##### ▶ 知恵やアイデアを出し合い進める、ふれあい・交流づくり

- ・ 地域住民が創意工夫を凝らしながら、できることから少しずつ、楽しみながら、地域住民のふれあいや交流の場や機会をつくります。
  - ・ 岩根音頭の作成と納涼祭の開催、岩根のマスコット『イワネちゃん』づくり
  - ・ 春の桜まつり（各地区実施、スタンプラリーで交流促進）と夏のホタル祭り（一同介して）の開催
  - ・ 各地区の歴史や文化、お勧めスポット、地域活動の状況など、情報や財産を取りまとめた情報誌やマップの作成、ノウハウやアイデアの共有
  - ・ 公民館祭りを利用した世代間のコミュニケーション、若い世代のまちづくりへの参画の促進
  - ・ 外国人との交流会の開催
  - ・ 子どもたちが野洲川の土手に絵や文字を描いてみるイベントの実施

##### ▶ 岩根を愛するまちづくりの実践

- ・ 地域住民が地域を愛し、ともに助け合い、誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくりを進めます。
  - ・ 岩根の歴史を知ったり学べる新聞や冊子づくり、歴史を語る会の開催
  - ・ お年寄りの方が先生になったり、田畑の道具や写真の展示など、田舎を体験できる場として岩根歴史資料館（コーナー）の設置
  - ・ 子どもたちに気軽に声を掛けられる大人づくり
  - ・ 次代の子どもたちへ良い心、美しい心を伝える機会づくり
  - ・ 防災無線を活用した子どもの登下校の安全な環境づくり（音楽に合わせて家の前が出る）
  - ・ 「芋つぶし」など新しい特産品づくり、消費者との交流機会づくり
  - ・ 観光ガイドやボランティアを集める

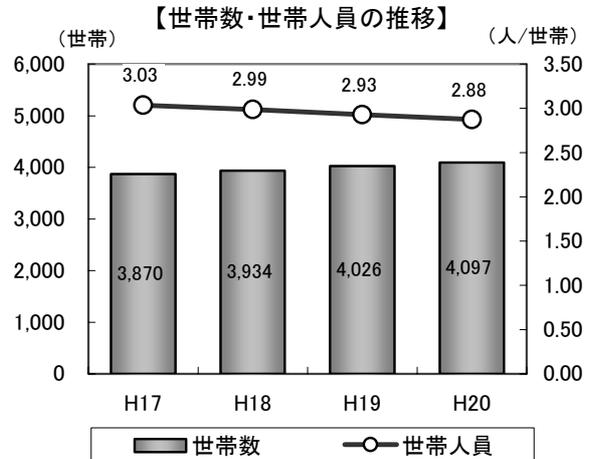
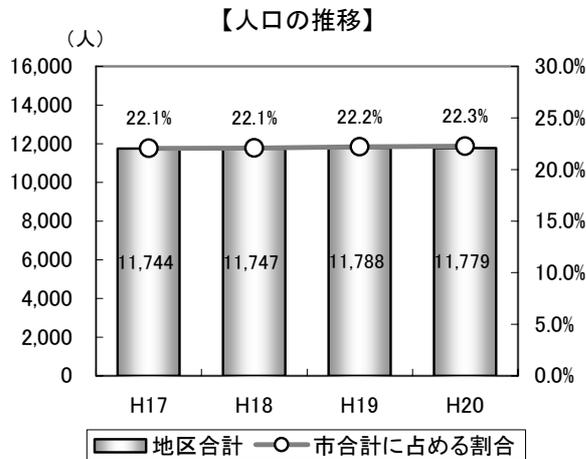


## 6. 菩提寺学区のまちづくり

### (1) 菩提寺学区の現況



- ・菩提寺学区は、市域北西部に位置し、北部には緑豊かな山並み、南部には野洲川があり、西部は野洲市と隣接しています。
- ・野洲川沿いに広がる一団の農地の北側には、既存の住宅地があり、その北側一面に戸建て住宅を中心とした一団の住宅地が形成されています。
- ・平成20年（2008年）時点で、人口は約11,800人、世帯数は約4,100世帯となっており、人口は市合計の約22%を占め、三雲地区に次ぐ大きさとなっています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成20年（2008年）時点では2.88人/世帯となっています。
- ・学区の北側を名神高速道路が横断し、野洲川に沿って国道1号バイパスが通過しています。
- ・主要な道路として、主要地方道野洲甲西線が学区内を横断し、名神高速道路竜王インターチェンジに繋がる主要地方道竜王石部線が通過しています。
- ・学区南部には、斎神社や菩提禅寺など奈良時代からの歴史資源があります。



※H19・20は外国人を含む (資料：住民基本台帳)

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川</li> <li>・龍王山 (菩提寺山)</li> <li>・大山川</li> <li>・大谷川</li> <li>・高田砂川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・龍王山 (菩提寺山) 史跡群</li> <li>・菩提禅寺</li> <li>・西応寺</li> <li>・正念寺</li> <li>・斎神社</li> <li>・和田神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菩提寺出張所</li> <li>・菩提寺公民館</li> <li>・菩提寺北小学校</li> <li>・菩提寺小学校</li> <li>・コミセン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立希望が丘文化公園</li> <li>・ゴルフ場</li> <li>・名神高速道路菩提寺PA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号バイパス</li> <li>・(主)野洲甲西線</li> <li>・(主)竜王石部線</li> <li>・菩提寺公園</li> <li>・大山川緑地</li> <li>・野洲川緑地</li> </ul>

## (2) 菩提寺学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然が豊かである

- ・環境がよく、ホタルが生息している。
- ・生活道路沿いに田畑が点在しており、季節感が感じられる。
- ・北部山地の山ツツジ、北山台のイチョウ並木がすばらしい。
- ・サイドタウン地区希望ヶ丘南ゲートへ向かう道は桜が多い。

#### ■ 奈良時代からの歴史の里である

- ・歴史のあるお寺がある（斎神社、菩提禅寺）。
- ・和田神社（歴史ある古い神社）の景色が最高。

#### ■ 生活環境がよい

- ・大山川にホタルが生息している。
- ・住宅密度が高く、交流が密である。
- ・ゴミの分別がしっかりなされている。
- ・隣組の連絡が密である。
- ・犯罪が少なく、治安がよい。
- ・田舎すぎず、都会すぎない。

#### ■ その他、地区の特徴

- ・子どもの挨拶がしっかりしている（小中高校生）。
- ・菩提寺北小学校に受け継がれる「音楽、歌」の校風がよい。

#### □ 道路・交通環境が悪い

- ・朝夕の通過交通により、通学路が非常に危険。
- ・駅まで遠く、車がないと生活できない。
- ・狭い歩道・自転車道の整備（自転車での通行が難しい）。
- ・近江台から竜王へ向かう坂道は冬場に事故が多い。

#### □ 地域コミュニティ

- ・マンション住民の自治会への意識が希薄。
- ・マナーの低下（ゴミのポイ捨て、犬猫のフン害）。
- ・世帯数が多すぎて、子ども会活動に制限がある。
- ・商店街のまとまりがない（菩提寺地区商店街）。

#### □ 農業・治安・その他の問題点

- ・専業農家が成り立たない。後継者が育たない。
- ・地域にお土産になるような特産品がない。
- ・不審者が頻繁に出る場所がある。
- ・交番・駐在所がない。



- 歩道、商店街コミュニティ道路、希望ヶ丘公園へのサイクリングロードの整備しよう。
- 龍王山(菩提寺山)周辺と大山川の環境整備を推進しよう。
- ホタルの飛び交う自然を整備しよう。
- 山ツツジ、百合、イチョウ、梅を残そう。
- 商店街を集約し、高齢者が買い物しやすく整備しよう。
- 農業の維持・食の安全・地域活性化を推進しよう。
- 地域ブランドを発掘しよう。
- 住民間のコミュニティを高めよう。



### (3) 菩提寺学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## 子どもたちが愛し誇れる文化の香るまち 菩提寺

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 地域住民みんなの憩いの拠点づくり

- ・地域住民みんなが憩いふれあえる場を整備し、外に出たくなる環境づくりを進めます。
  - ・龍王山（菩提寺山）と大山川の憩いの場所の整備
  - ・菩提寺の史跡めぐりが出来るような散策道の整備
  - ・大山川を中心としたホタルの里の整備、川を中心に子どもたちが遊べる環境づくり
  - ・テニスコートなど、多目的広場の有効利用
  - ・菩提寺学区内で眺望の良いポイントなどを示したマップづくり

##### ▶ みんなでつくる美しい環境づくり

- ・暮らしの豊かさを実感できる美しいまちづくりに取り組みます。
  - ・花のある道づくり、自動車道や自転車道脇に季節の花を植栽する
  - ・住民間の定期的な公園の清掃、広葉樹の植樹活動の実施
  - ・犬猫の糞害、ゴミのないまちづくりの推進

##### ▶ 安心・安全に暮らせる環境づくり

- ・地域住民が安心・安全を心から実感でき、快適に生活できるまちを目指します。
  - ・街灯の整備（メイン通りを明るくおしゃれに）
  - ・防災訓練の実施（各自治会ではなく全体での実施）
  - ・地域医療ネットワークの整備
  - ・高齢者同士が集まり助け合うコミュニティの整備

##### ▶ 菜の花プロジェクトの推進

- ・家庭から出る植物油を回収・再利用するなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。
  - ・大山川沿いや休耕田を活用して菜の花を植えよう
  - ・菜の花プロジェクト実現のためのPDCAサイクルの実践
  - ・BDFを活用したコミュニティバスの運行、菩提寺公民館前にBDF専用のスタンドを設置

##### ▶ 地元の農業・商業の活性化によるまちの活力の創出

- ・魅力ある商店街や特産品の開発など、農業と商業が連携し地元活性化を進めます。
  - ・歩行者天国にてフリーマーケットなどを行う
  - ・アンケートにより消費者のニーズを調べ、商店会で検討してもらう
  - ・道の駅をつくり、地産物の販売・地消を行う

##### ▶ コミュニティのあるまちづくりの実践

- ・四季折々のイベントやネットワークを通して交流し、地域住民の体力や互いの絆を強固なものにしていきます。
  - ・まちづくりの拠点となるコミュニティセンターの整備
  - ・知能や技能を持った人たちのリストの作成（ネットワークの構築）
  - ・子どもたちに、お年寄りの知恵・技能を伝承する機会の提供
  - ・空き教室を活用したミニ児童館の実現
  - ・伝統芸能の推進、和太鼓などの新たな芸能の開発
  - ・ふるさと防災チーム大会（パケツリレー、ホース運び等）の実施
  - ・各地区をめぐるマラソン大会の開催（例えば、菩提寺学区駅伝大会）

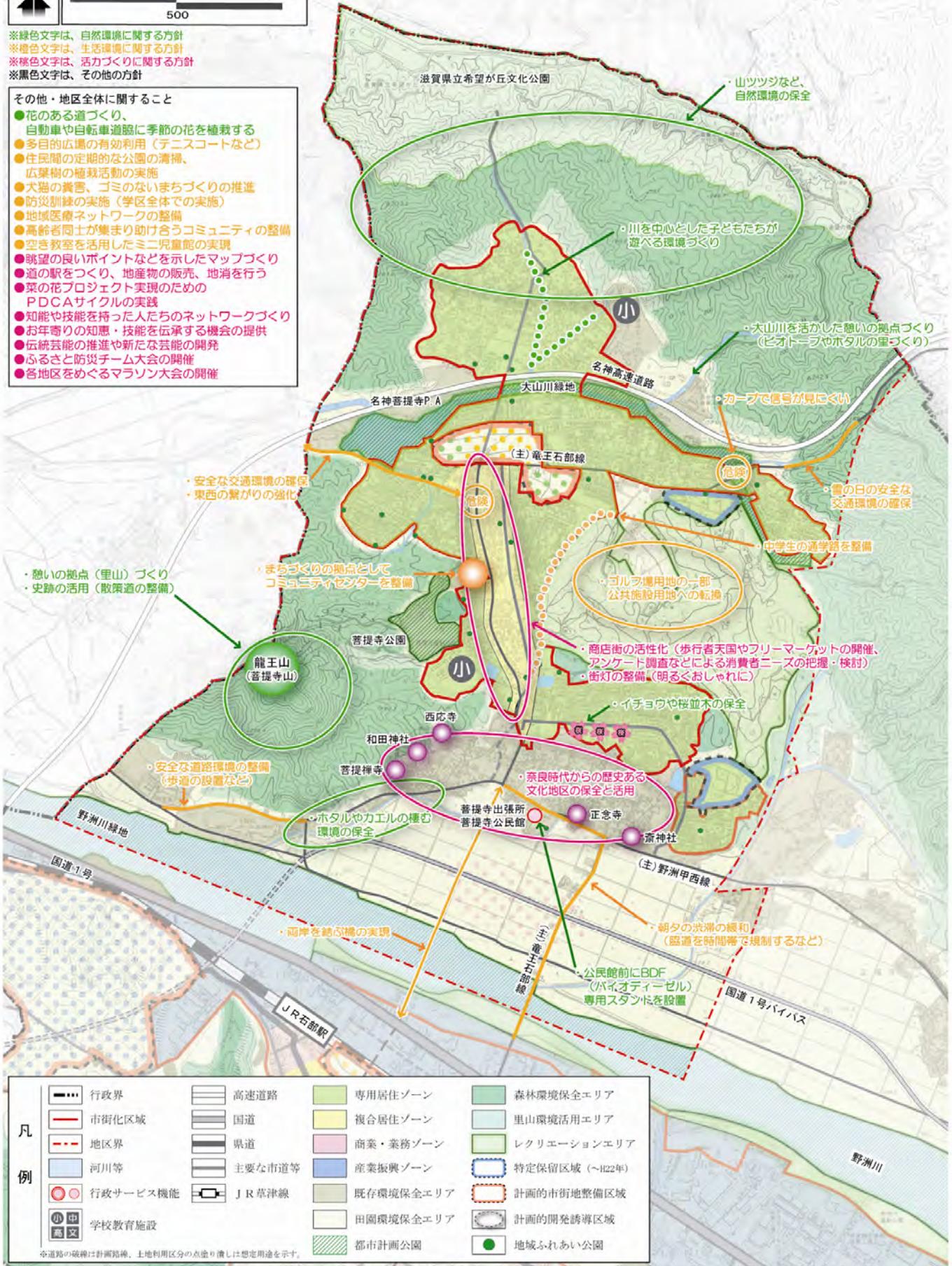
# まちづくり方針図 (たたき台)

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



- ※緑色文字は、自然環境に関する方針
- ※橙色文字は、生活環境に関する方針
- ※桃色文字は、活かすに関する方針
- ※黒色文字は、その他の方針

- その他・地区全体に関すること
- 花のある道づくり、  
自動車や自転車道脇に季節の花を植栽する
  - 多目的広場の有効利用（テニスコートなど）
  - 住民間の定期的な公園の清掃、  
広葉樹の植栽活動の実施
  - 犬猫の養育、ゴミのないまちづくりの推進
  - 防災訓練の実施（学区全体での実施）
  - 地域医療ネットワークの整備
  - 高齢者同士が集まり助け合うコミュニティの整備
  - 空き教室を活用したミニ児童館の実現
  - 眺望の良いポイントなどを示したマップづくり
  - 道の駅をつくり、地産物の販売、地消を行う
  - 菜の花プロジェクト実現のための  
P D C Aサイクルの実践
  - 知能や技能を持った人たちのネットワークづくり
  - お年寄りの知恵・技能を伝承する機会の提供
  - 伝統芸能の推進や新たな芸能の開発
  - ふるさと防災チーム大会の開催
  - 各地区をめぐるマラソン大会の開催



凡例		行政界		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		産業振興ゾーン		特定保留区域 (～H22年)
		行政サービス機能		既存環境保全エリア		計画的市街地整備区域
		学校教育施設		田園環境保全エリア		計画的開発誘導区域
				都市計画公園		地域ふれあい公園
		高速道路				
		国道				
		県道				
		主要な市道等				
		J R 草津線				

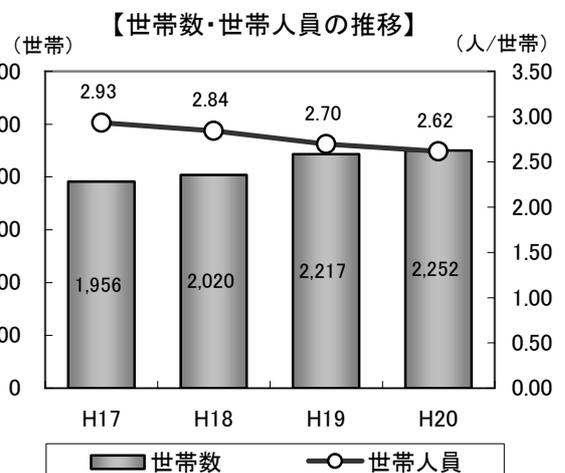
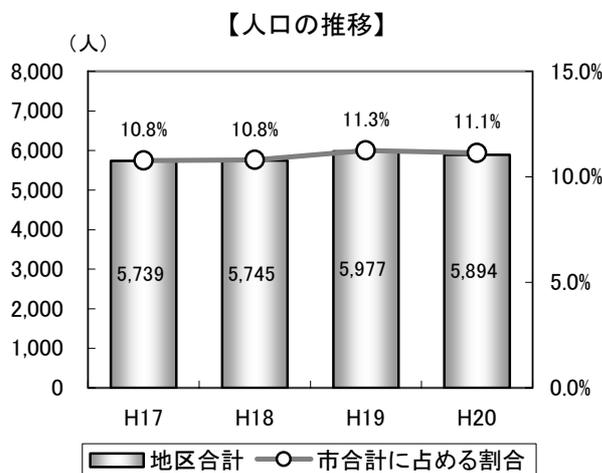
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

## 7. 下田学区のまちづくり

### (1) 下田学区の現況



- ・下田学区は、市域の北東に位置し、北側は竜王町、東側は甲賀市に隣接しています。
- ・北側には一団の農地が広がり、国道 477 号の東側には祖父川沿いに市街地や専用住宅地が形成されています。
- ・北西側には、農地と一団の専用住宅地が形成され、野神川の東側に大谷観光ぶどう園があります。
- ・平成 20 年（2008 年）時点で、人口は約 5,900 人、世帯数は約 2,300 世帯となっており、人口は市合計の 11.1% を占めています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成 20 年（2008 年）時点では、2.62 人/世帯となっています。
- ・幹線道路として、国道 477 号と主要地方道彦根八日市甲西線、隣接する甲賀市へのアクセス道路となる県道春日竜王線が通過しています。
- ・南側には湖南工業団地、行政界を界して北東側にはダイハツ工業竜王工場が立地しており、多くの人が集まる環境を有しています。
- ・約 600 年の歴史を持つ日枝神社があり、5 月には「お田植え踊り」が行われています。



※H19・20 は外国人を含む（資料：住民基本台帳）

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	その他	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父川</li> <li>・野神川</li> <li>・長谷川</li> <li>・旧茶釜川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日枝神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田出張所</li> <li>・下田公民館</li> <li>・下田小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷観光ぶどう園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 477 号</li> <li>・(主)彦根八日市甲西線</li> <li>・(県)春日竜王線</li> <li>・下田公園</li> <li>・雷古公園</li> </ul>

## (2) 下田学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 自然環境が残っている

- ・長谷川など、ホタルが成育できる環境がある。

#### ■ 生活環境が良い

- ・緑ヶ丘団地は幹線道路から離れているので静かで良い。
- ・手作りのグランドゴルフ場があり、和気あいあい。

#### ■ コミュニティがしっかりしている

- ・旧商店街がある。
- ・河川の清掃を地域で行っている。
- ・下田東西南北又は振興住宅街が一緒になって体育祭などの行事に参加し、コミュニケーションを行っている。

#### ■ 伝統文化や地域の特産品の継承、地域の個性等

- ・日枝神社の「お田植え踊り」がある。
- ・下田なすや弥平唐辛子などの特産品がある。
- ・大企業など大きな工場が隣接しており、人が集まりやすい。

#### □ 身近な生活環境

- ・大きいスーパーマーケットが近場がない。
- ・旧商店街の活気がない。
- ・病院が遠い。
- ・公園が小さく、子どもを遊ばせる場所が少ない。

#### □ 道路・交通環境

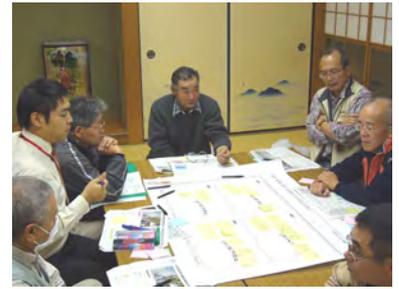
- ・道路・歩道が狭い。
- ・トラック等の大型車の交通が多く、通過交通が多い。
- ・下田東の交差点では事故が多く、下田交差点には横断歩道がない。

#### □ 騒音・振動・水質など自然環境の悪化

- ・工場からの騒音・振動、排水による池、川への影響が懸念される。
- ・ゴミが多い。
- ・山や里が荒れ放題となっている。



- 歩いて生活ができるまちをつくろう。
- 道路・交通環境を整備し、通学路を安全にしよう。
- 下水道を整備し、せせらぎの川・ホタルの棲める川をつくろう。
- 旧市街地内を流れる祖父川の環境を保全・整備しよう。
- 日枝神社周辺の環境を保全しよう。
- 商店街の活性化を進めよう。
- 「下田なす」などの特産物を中心とした道の駅を実現し、全国的な特産物にしたい。
- 環境美化等あらゆる面で地域住民と企業と行政が連携していこう。
- 行政と緊密に連携をとり、地域別に得意な分野ごとに人が集まり、ネットワークを作ろう。



### (3) 下田学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## みんなで活がそう美しいまち、好きです 下田！

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 胸を張って未来に残せる美しい環境づくり

- ・ 次の世代に胸を張って堂々と受け継がせられる環境をつくっていきます。
  - ・ メダカの住めるきれいな水を再びよみがえらせるため、汚水を一切流さない仕組みをつくる
  - ・ 祖父川と茶釜川に鯉を放流する
  - ・ 川の土手に桜並木をつくり、花見が楽しめる名所を整備する
  - ・ ホタルの舞う小川を復活させ、人が安心して歩ける散歩道を整備する
  - ・ シンボルとなる道を定め、せせらぎの川、桜並木の整備を行う
  - ・ 街の中心で緑やうるおいが感じられる環境づくり
  - ・ ゴミのないきれいなまちづくりの推進
  - ・ 犬の糞など、飼い主へのモラル遵守の徹底を図る

##### ▶ 安心・安全が感じられる利便性の良いまちづくり

- ・ 安心・安全、快適な生活が送れる利便性の良いまちづくりを進めます。
  - ・ 生活道路（特に通学路）の改良
  - ・ 車椅子でも自由に動ける生活道路の整備
  - ・ 商店街の範囲を超えた、道路の「一方通行」化
  - ・ コミュニティバスの更なる利便性向上
  - ・ 高齢者が働きやすい職場や環境づくり

##### ▶ 特産品を活かした個性あるまちづくりの推進

- ・ 特産品の開発やPRの推進など、特産品を積極的に活用しながら活気あるまちづくりを進めます。
  - ・ 下田なすなどの特産物を販売する道の駅の実現（インターネット販売や通販なども展開）
  - ・ 蓮の栽培、筍づくり、とうふづくりなど、新しい特産物を作る
  - ・ 「下田なす」のブランド化、商標登録
  - ・ 下田焼発祥の地を活かした活性化やPRの実施

##### ▶ 「まちづくり」や「文化」を通して広がるコミュニティづくり

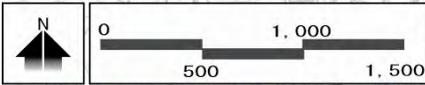
- ・ 地域住民みんながつながる環境をつくり、活力あるコミュニティを生み出します。
  - ・ まちづくりへの意見を集約し、考える集団をつくる
  - ・ 下田学区体育まつりを毎年続けていき、あらゆる世代との交流を図る
  - ・ 女性や若者（小学生、中学生等）が参加しやすいワークショップの開催
  - ・ 老人会活動と幼稚園活動を結びつけることで、老人の知恵と若い力を結ぶ
  - ・ 下田地域の「えびすまつり」の継続
  - ・ 下田学区内を案内する地図の作成

##### ▶ 互いの思いを活かしあう地元商店街と地域住民の新しい関係づくり

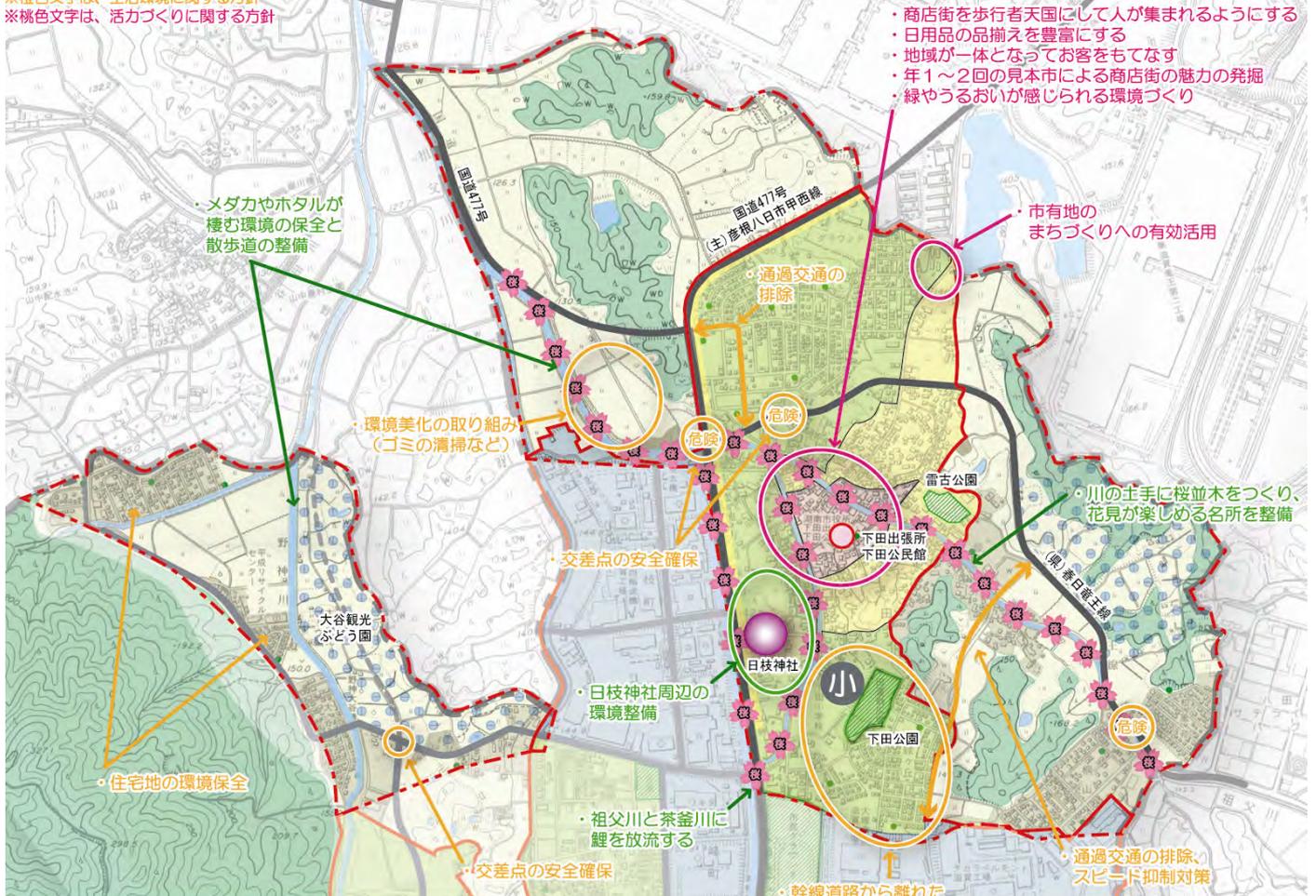
- ・ 地域住民（買い手）と商店街（売り手）が互いに意見を出し合い、活かしあうことで、更なる発展を図ります。
  - ・ 年1～2回の見本市を行い、地元商店街ならではの魅力を伝える
  - ・ 商店街を歩行者天国にし、買い物のしやすさを向上させる
  - ・ 日用品の品揃えを豊富にし、商店街が一体となってお客をもてなす

# まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



※緑色文字は、自然環境に関する方針  
 ※橙色文字は、生活環境に関する方針  
 ※桃色文字は、活力づくりに関する方針



## その他・地区全体に関すること

- シンボルとなる道を定め、せせらぎの川、桜並木の整備を行う
- ゴミのないきれいなまちづくりの推進
- 犬の糞の始末など、飼主へのモラルの徹底
- 生活道路（特に通学路）の改良
- 車椅子でも自由に動ける生活道路の整備
- 商店街の範囲を超えた道路の「一方通行」化
- コミュニティバスの更なる利便性向上
- 高齢者が働きやすい職場や環境づくり
- 特産物を販売する道の駅の実現
- 「下田なす」などの特産物のブランド化
- 新しい特産物の企画・開発・販売
- 「下田焼」発祥の地を活かしたPRの実施
- まちづくりへの意見を集約し、考える集団をつくる
- 下田体育祭の継続による世代間交流の推進
- 女性や若者が参加しやすいワークショップの開催
- 老人会活動と幼稚園活動を結びつけ、老人の知恵と若い力を結ぶ
- 下田地域「えびすまつり」の継続
- 下田学区を案内する地図の作成

行政界	高速道路	専用居住ゾーン	森林環境保全エリア
市街化区域	国道	複合居住ゾーン	里山環境活用エリア
地区界	県道	商業・業務ゾーン	レクリエーションエリア
河川等	主要な市道等	産業振興ゾーン	特定保留区域（～H22年）
行政サービス機能	J R 草津線	既存環境保全エリア	計画的市街地整備区域
学校教育施設		田園環境保全エリア	計画的開発誘導区域
		都市計画公園	地域ふれあい公園

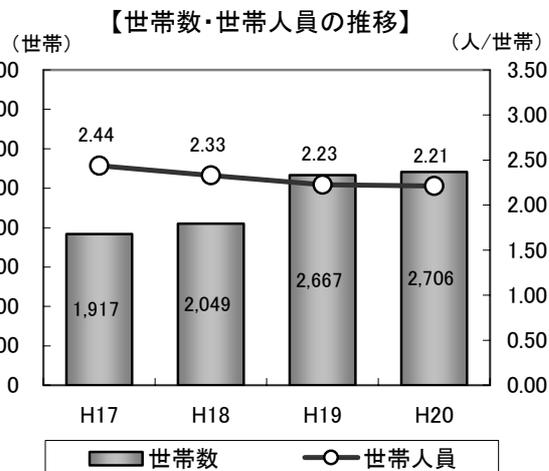
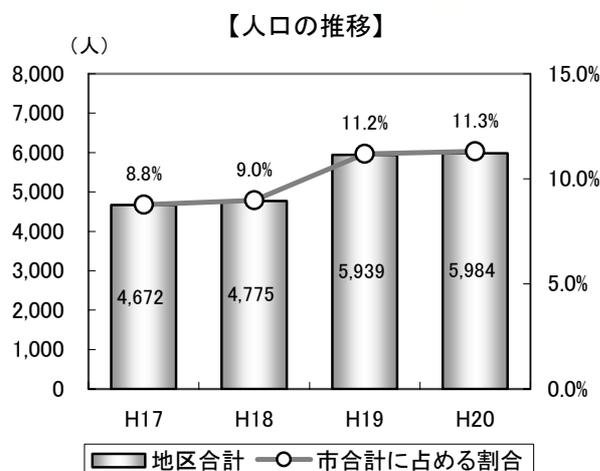
※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

## 8. 水戸学区のまちづくり

### (1) 水戸学区の現況



- ・水戸学区は市域東部に位置し、東側は甲賀市と接しています。
- ・学区の西側には住宅地、東部には工業団地が整備されています。
- ・平成20年（2008年）時点で、人口は約6,000人、世帯数は約2,700世帯となっており、人口は市合計の11.3%を占めています。
- ・世帯数の増加に伴い、世帯人員は減少傾向にあり、平成20年（2008年）時点では、2.21人/世帯となっており、最も世帯規模が小さい地区となっています。
- ・学区中央を南北に流れる茶釜川に沿って主要地方道彦根八日市甲西線が縦断しており、名神高速道路竜王インターチェンジへのアクセス道路となっています。
- ・学区中央には水戸出張所、水戸体育館、市民学習交流センターなどの公共公益施設が集積しており、学区の中心拠点としての役割を果たしています。
- ・学区南部に位置するにぎり池公園は、古くからため池としての役割を果たしており、千本桜の名所として人々の憩いの場となっています。



※H19・20は外国人を含む（資料：住民基本台帳）

### ● 主要な施設・資源 ●

自然資源	歴史資源	公共公益施設	主要な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶釜川</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸出張所</li> <li>・市民学習交流センター</li> <li>・水戸体育館</li> <li>・市民グラウンド</li> <li>・障がい者生活支援センター</li> <li>・水戸小学校</li> <li>・日枝中学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(主)彦根八日市甲西線</li> <li>・ワンワン公園</li> <li>・水戸公園</li> <li>・田代が池公園</li> <li>・一の瀬公園</li> <li>・高松公園</li> <li>・にぎり池自然公園</li> <li>・西峰緩衝緑地</li> </ul>

## (2) 水戸学区のまちづくりの主要課題と今後の方向性

### ● まちづくり懇談会での主な意見

#### ■ 静かで緑が多くある

- ・住宅地が静かで、周辺に緑が多くある。

#### ■ 公園・公共施設が整備されている

- ・公園がきれい。
- ・水戸学区内はすべて公園が広くて子どもが遊び喜んでいる。
- ・近くにバス停がある。
- ・十二坊温泉がある。

#### ■ 生活基盤が整っている

- ・学校の敷地面積が広い。
- ・公共施設が充実している。

#### ■ 地域コミュニティの特徴

- ・古い文化、習慣にこだわらない。

#### □ 生活環境

- ・街灯が暗い。
- ・茶釜川沿いの歩道が凸凹で悪い。
- ・住居地区に4、5階の新築が建つ（日照権の問題）。
- ・個人所有地が草だらけになっている。
- ・市民グラウンド（野球場）の管理が行き届いていない。  
（梅雨時期には常に水が染み出している）

#### □ 交通環境

- ・駐車場が少ない。
- ・交通（バスの便が少ない）。

#### □ コミュニティ社会の構築

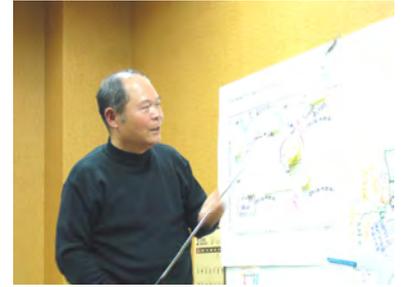
- ・地域住民の団結が弱い。
- ・外国人とのコミュニティ、共生が十分図れていない。

#### □ ゴミが多く、川が汚い

- ・テレビ・布団などの粗大ゴミが捨てられる。
- ・公園内には犬の糞が多い。
- ・学区の清掃活動のやり方を考える。
- ・茶釜川が汚れており、川らしくない（木やゴミが多い）。
- ・魚が獲れる、ホタルも見られるまではいかなくても、子どもたちが水遊びできるような川にしたい。



- 自治会の組織の見直しを検討していこう。
- 外国人とのコミュニティづくりを行おう。
- 十二坊温泉ゆらら、湖南三山をもっと観光アピールしよう。
- 公共施設は充実しているので、現在あるものの活用法を今後考えていきたい。
- 道路のバリアフリー化と街灯の設置を促そう。（門灯の設置などで足元を照らす）
- 路上駐車対策を考えよう。
- 地域住民と行政の情報伝達を密にしよう。



### (3) 水戸学区のまちづくりの方針（たたき台）

#### ● まちづくりのテーマ

## コミュニケーションで安心・安全、 住みよいふるさと水戸づくり

#### ● まちづくりの目標と具体的な取り組みアイデア

##### ▶ 住民同士のふれあい・憩いの場づくり、そしてふるさとづくりへ

- ・暮らしやすい生活環境を保全・改善しつつ、地域住民みんながふれあい憩える場を整備し、心やすらぐふるさとづくりを目指します。
  - ・茶釜川の桜の手入れ、田代ヶ池公園の改修
  - ・ホテルが飛び交う川の復活
  - ・ジョギングコース（フットライト完備）の整備
  - ・歩道に花のなる木を街路樹として植えよう
  - ・公園の機能強化・再整備（散歩道、トイレ、手洗い場、芝生、木陰をつくる）
  - ・グラウンドの開放
  - ・体育館や市民学習交流センターの利用促進PR
  - ・ゴミ捨て禁止の徹底
  - ・犬の糞のない、きれいなまちの実現

##### ▶ 暮らしやすさを高める交通環境の改善

- ・子どもや高齢者など自動車を利用しない地域住民も快適に暮らせる、交通利便性の良いまちづくりを目指します。
  - ・バスの便数の充実
  - ・終電までバスを運行するなど、バス運行時間の整備
  - ・JR甲西駅、JR三雲駅の駐車場整備
  - ・駐輪場の整備
  - ・駅施設のバリアフリー化の推進

##### ▶ 暮らしの安心・安全を高めるまちづくりの推進

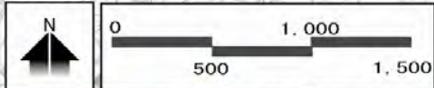
- ・住民一人ひとりが安心・安全な暮らしを実感できるまちづくりを推進します。
  - ・駐車場や歩道の整備
  - ・信号の設置などによる交差点の安全確保
  - ・団地の中央道路における最高速度40km規制の徹底
  - ・住民パトロールの活動の普及
  - ・中学生など（自転車通学者）の通学マナーの確立
  - ・路上駐車をなくそう
  - ・自動車がなくても暮らせるまちの実現

##### ▶ 協働によるあたたかいコミュニティづくりの推進

- ・子どもから高齢者、障がい者まで、全ての住民と企業がお互いを尊重しあい、ひとつの家族のように交流し、協働してあたたかいまちづくりに取り組みます。
  - ・住民同士の顔が見えるあたたかいコミュニティづくりの推進
  - ・子育てにやさしいまちづくりの推進（子育て支援の場の提供）
  - ・高齢者が集える場の整備
  - ・工業団地と自治会とが連携した活動の充実・強化
  - ・外国人とのコミュニティ活動の企画・実践

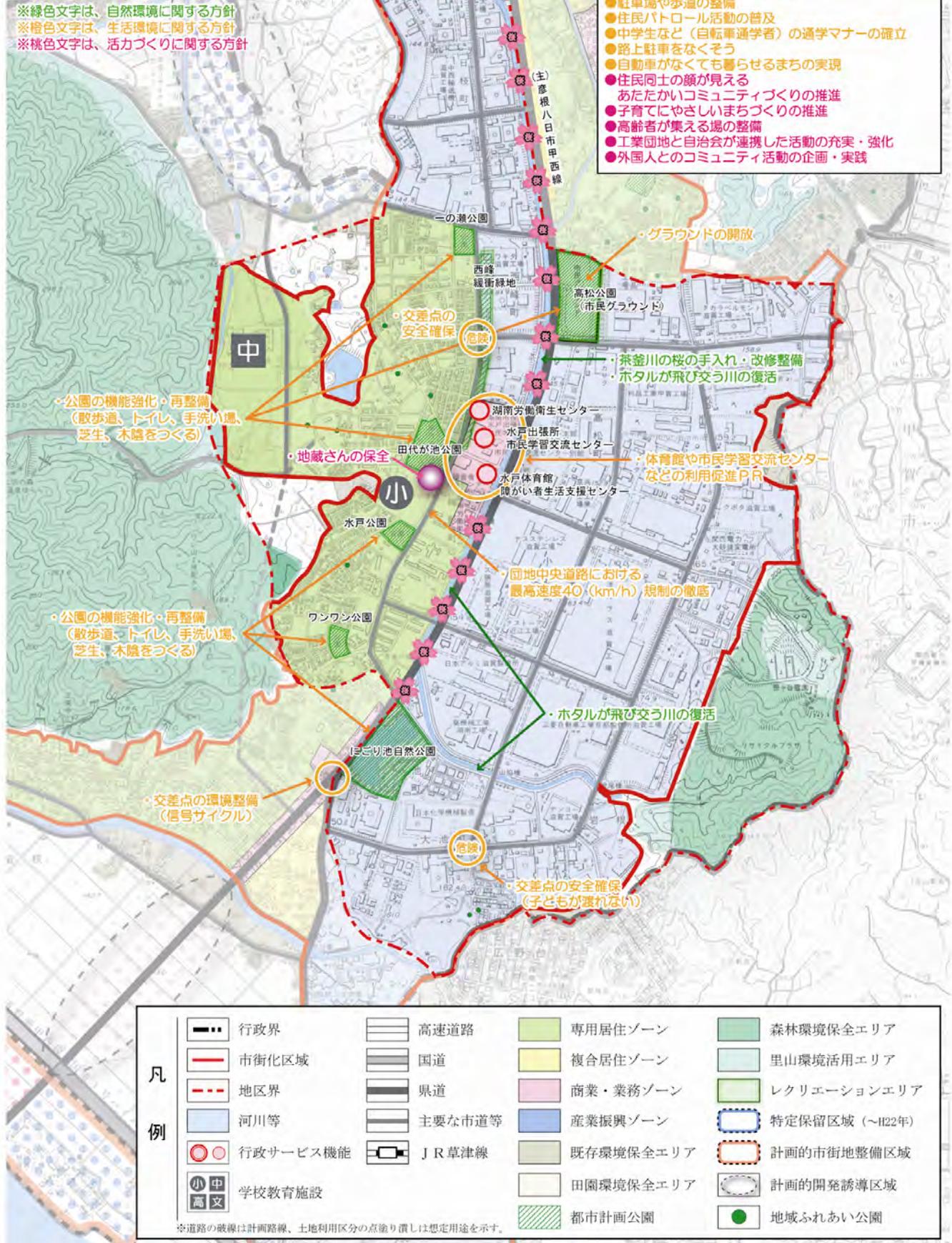
# まちづくり方針図（たたき台）

《地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域まちづくり方針》



※緑色文字は、自然環境に関する方針  
 ※黄色文字は、生活環境に関する方針  
 ※桃色文字は、活力づくりに関する方針

- その他・地区全体に関すること
- ジョギングコース（フットライト完備）の整備
  - 歩道沿いの花のなる木の植樹の実施
  - ゴミ捨て禁止の徹底
  - 犬の糞のないきれいなまちの実現
  - バスの便数・運行時間の充実
  - JR甲西駅、JR三雲駅の駐車場や駐輪場などの整備
  - 駅施設のバリアフリー化の推進
  - 駐車場や歩道の整備
  - 住民パトロール活動の普及
  - 中学生など（自転車通学者）の通学マナーの確立
  - 路上駐車をなくそう
  - 自動車がなくとも暮らせるまちの実現
  - 住民同士の顔が見える  
あたたかいコミュニティづくりの推進
  - 子育てにやさしいまちづくりの推進
  - 高齢者が集える場の整備
  - 工業団地と自治会が連携した活動の充実・強化
  - 外国人とのコミュニティ活動の企画・実践



凡例		行政界		高速道路		専用居住ゾーン		森林環境保全エリア
		市街化区域		国道		複合居住ゾーン		里山環境活用エリア
		地区界		県道		商業・業務ゾーン		レクリエーションエリア
		河川等		主要な市道等		産業振興ゾーン		特定保留区域（～H22年）
		行政サービス機能		J R 草津線		既存環境保全エリア		計画的市街地整備区域
		学校教育施設		田園環境保全エリア		都市計画公園		地域ふれあい公園

※道路の破線は計画路線、土地利用区分の点塗り潰しは想定用途を示す。

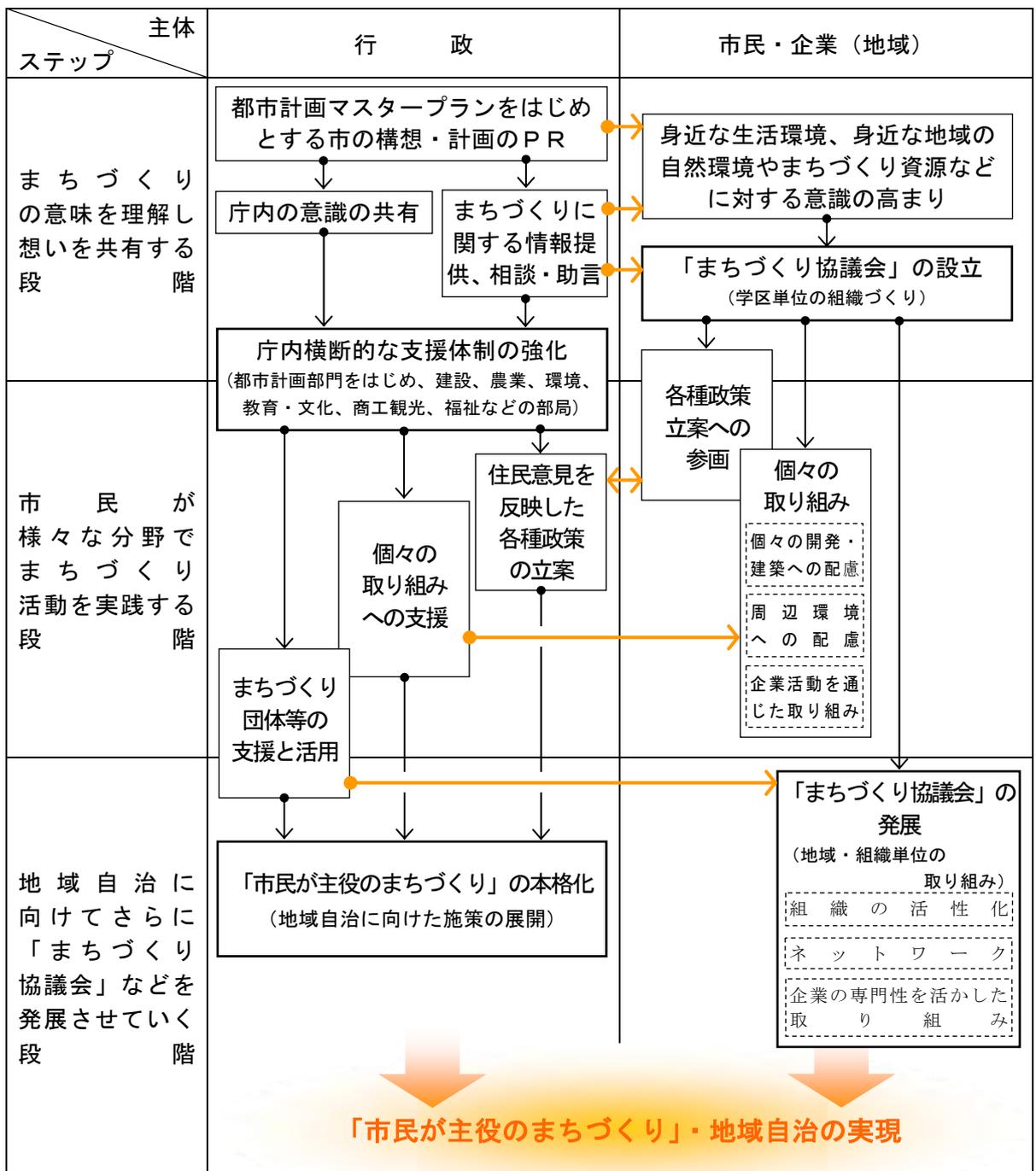
# 第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

## 1. 「市民が主役のまちづくり」の実現

### (1) 段階的な進め方イメージ

- ・「市民が主役のまちづくり」を実現していく取り組みは、大きく3つの段階に区分できます。
- ・まちづくりの意味を理解し想いを共有していく段階、市民が様々な分野でまちづくり活動を実践する段階、地域自治に向けてさらに「まちづくり協議会」を発展させていく段階です。
- ・それぞれの段階において、市民、企業、行政が取り組むべきことは次のように整理できます。

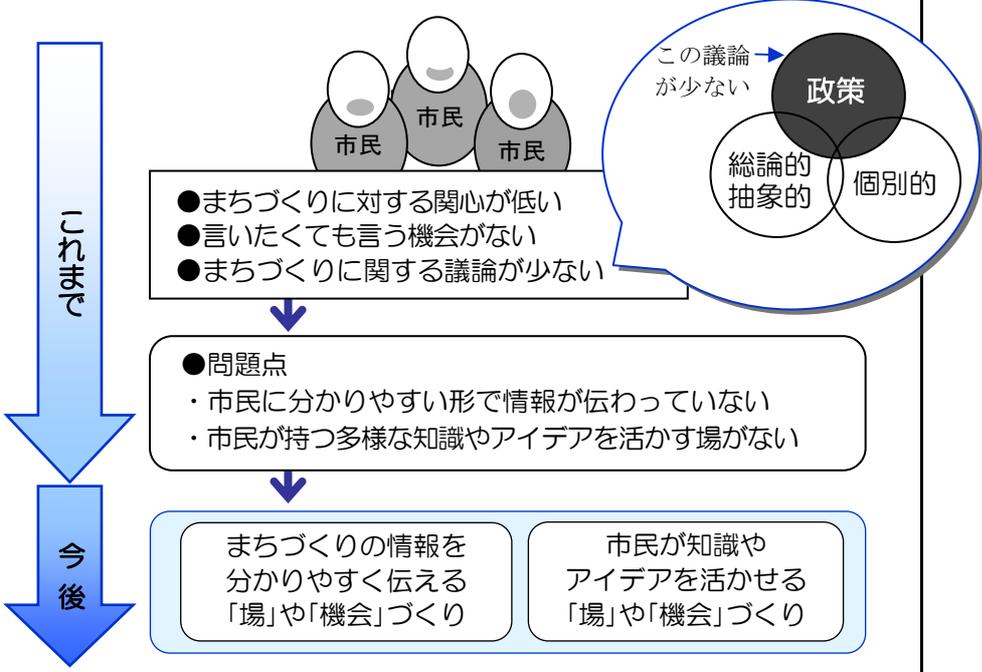
■表 「市民が主役のまちづくり」の段階的な進め方イメージ



## (2) 市民、企業、行政の役割分担の明確化

- ・全国的に市民参加の動きが進む中、本市においても、「まちづくり協議会」の設立に向けた動きや様々な市民団体が組織化されつつありますが、必ずしも参加の土壌は充分ではありません。
- ・今後、「市民が主役のまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、市民、企業が得意とする分野を、それぞれの役割としてまちづくりに活かすことが求められます。

■表 市民、企業、行政のそれぞれの役割

主体	役割	内 容
市民	個々の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの意味と必要性の理解</li> <li>・土地利用の方針に沿った開発・建築活動の実践</li> <li>・庭の緑化や生け垣、清掃等の周辺環境への配慮等</li> <li>・行政の説明会などへの積極的な参加、意見や考え方などの表示</li> </ul>
	地域単位の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくり協議会」や身近なまちづくり（地域の景観ルールづくりや美化活動など）への積極的な参加、協力</li> <li>・地域住民同士が日常的に話合える場の設置、参加</li> <li>・地縁団体、市民団体における組織の活性化</li> <li>・他の地域、他のまちづくり団体とのネットワークの形成</li> <li>・ボランティア活動への取り組み</li> <li>・事業の実施に伴う用地確保など市の施策や事業への協力</li> <li>・公民館など身近な地域における公共施設の維持管理、積極的な利用</li> </ul>
	組織単位の取組み	
企業	「企業市民」の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み</li> <li>・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取り組み</li> </ul>
行政	市民意向の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する情報の積極的な提供、発信</li> <li>・市民ニーズや地域の問題・課題の把握、市の構想・計画への反映</li> </ul> 
	活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の身近なまちづくり活動に対する技術的支援</li> <li>・行政内の横断的な支援体制の強化</li> </ul>
	支援内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、企業のまちづくりに対する支援内容の充実</li> <li>・地域自治に向けた積極的かつきめ細かな支援</li> <li>・まちづくり団体（NPO団体など）の支援と活用</li> </ul>

### (3) 「市民が主役のまちづくり」を支える環境づくり

#### ① 「まちづくり協議会」を活かしたまちづくりの推進

- ・現在、本市では、まちづくり推進課が中心となって、7学区ごとに「まちづくり協議会」の設立に向けた取り組みを進めています。
- ・今後、地域別まちづくり構想をさらにより良いものへと検討を重ねていくため、「まちづくり協議会」には、地域住民が夢や希望を自由にかつ日常的に語り合うとともに、市民、企業、行政が「協議しあう場」を設けることが求められます。
- ・同時に、そのための様々な役割を担うことになるため、行政は、「まちづくり協議会」の活動内容、特に地域自治の母体としての支援内容を明らかにし、市民が積極的に参加し協力できる組織へと育てていきます。

■表 「まちづくり協議会」の概要（案）

名 称	総称は「まちづくり協議会」 ※各地区の協議会の名称については、「〇〇地区まちづくり委員会」など、地区ごとに自由に決めることができます。
活動範囲	それぞれ学区の範囲
主 体	地域住民や各種団体等により構成
性 格	地域まちづくりの実行組織（母体）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり計画の作成、実現に向けた施策や事業の検討および実施</li> <li>・地域まちづくり交付金（市の予算）の活用方策の検討および実施</li> <li>・地域住民への情報発信、情報提供</li> <li>・地域の各種団体のネットワーク化および相互補完</li> <li>・地域まちづくりに関する調査、研究</li> <li>・地域まちづくりを支える人材の育成</li> <li>・市民、企業、行政間の協議の場の設置及び運営</li> </ul>
位置付け	

## ②地域や地区ごとのルールづくり

- ・「市民が主役のまちづくり」を実現するためには、市民が積極的に身近なまちづくり活動を実践できる環境を整え、周辺にも活動の輪を波及させ、身近なまちづくり活動が市域全体に浸透していくことが不可欠です。
- ・このため、行政は、まちづくり情報の提供・発信や助言・指導のほか、必要に応じてまちづくり専門家を派遣するなど、「まちづくり協議会」におけるまちづくり計画の策定や経験・ノウハウを身近な地区のまちづくりに活かしていく仕組みづくりに取り組みます。
- ・身近な地域や地区の将来像を考え、地域や地区が一体となって土地利用、建築活動、緑化や景観づくりなどに関するルールづくりに取り組むことができる環境づくりに向けて、行政は地区計画制度や建築協定、都市計画提案制度の活用を促し、市民とともに「市民が主役のまちづくり」の実現を目指します。

「まちづくり協議会」における取り組みや身近な地区での経験・ノウハウの活用

### 《身近な地域や地区におけるまちづくりの問題や希望》

自然環境を守りたい

狭くて危険な道をなんとかしたい

にぎやかな商店街をつくりたい

花や緑あふれるまちをつくりたい

乱開発を防止したい

今の居住環境を守りたい

まちの顔となるようなまちなみをつくりたい

歴史的なまちなみを守りたい

まちづくりの基本方針（都市計画マスタープラン）との整合

地域や地区ごとのまちづくり計画の策定  
地区計画制度や建築協定、都市計画提案制度等の活用  
まちづくり交付金を活用した将来像の実現

事業者等の  
理解と協力

協議・審査・指導等

地域住民の  
理解と協力

地域や地区のルールに基づいた身近なまちづくりの実践

### ③市民の想いを受け止める都市計画制度の活用

- ・土地利用などの視点から身近な生活環境を高める市民の主体的な取り組みについては、都市計画制度を積極的に活用し、「市民が主役のまちづくり」の実現を目指します。

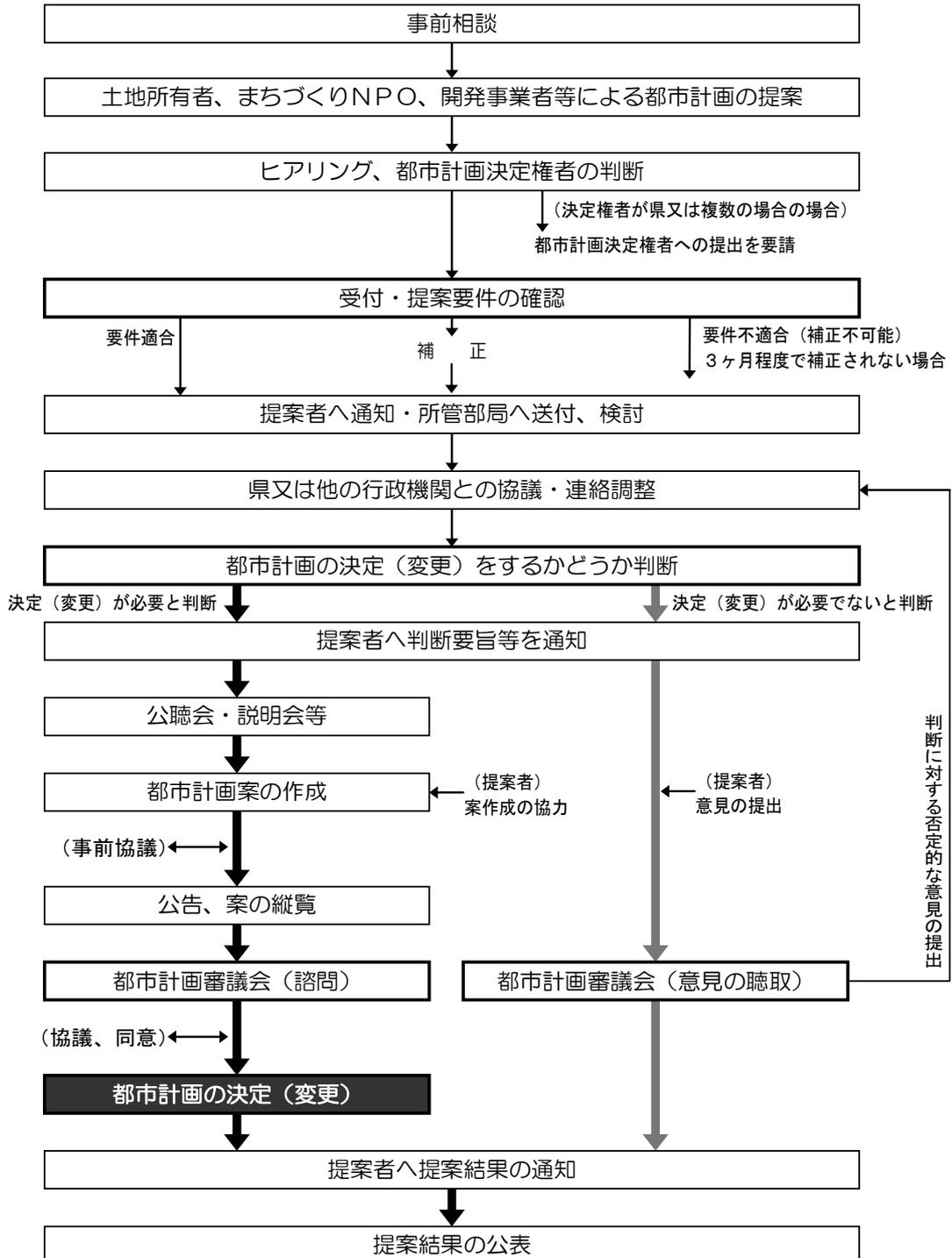
#### 【地区計画等（都市計画法第12条の4・5、および第16条第3項）】

- ・本市では、西峰地区と菩提寺イワタニランド南地区の2地区において活用しています。
- ・地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。
- ・まちの拠点となるJR駅周辺をはじめ、戸建て専用住宅地、集落地域、歴史街道、一団の工業地、国土レベルの幹線道路など、多様な特性を有する地区において、地区計画制度を活用していきたいと考えています。



【都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）】

- ・平成14年の都市計画法の改正により、都市計画提案制度が創設されました。
- ・都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。
- ・本市においては、「市民が主役のまちづくり」を実現するため、広く制度の周知を行い、適切な運用のもとで活用促進に取り組みます。



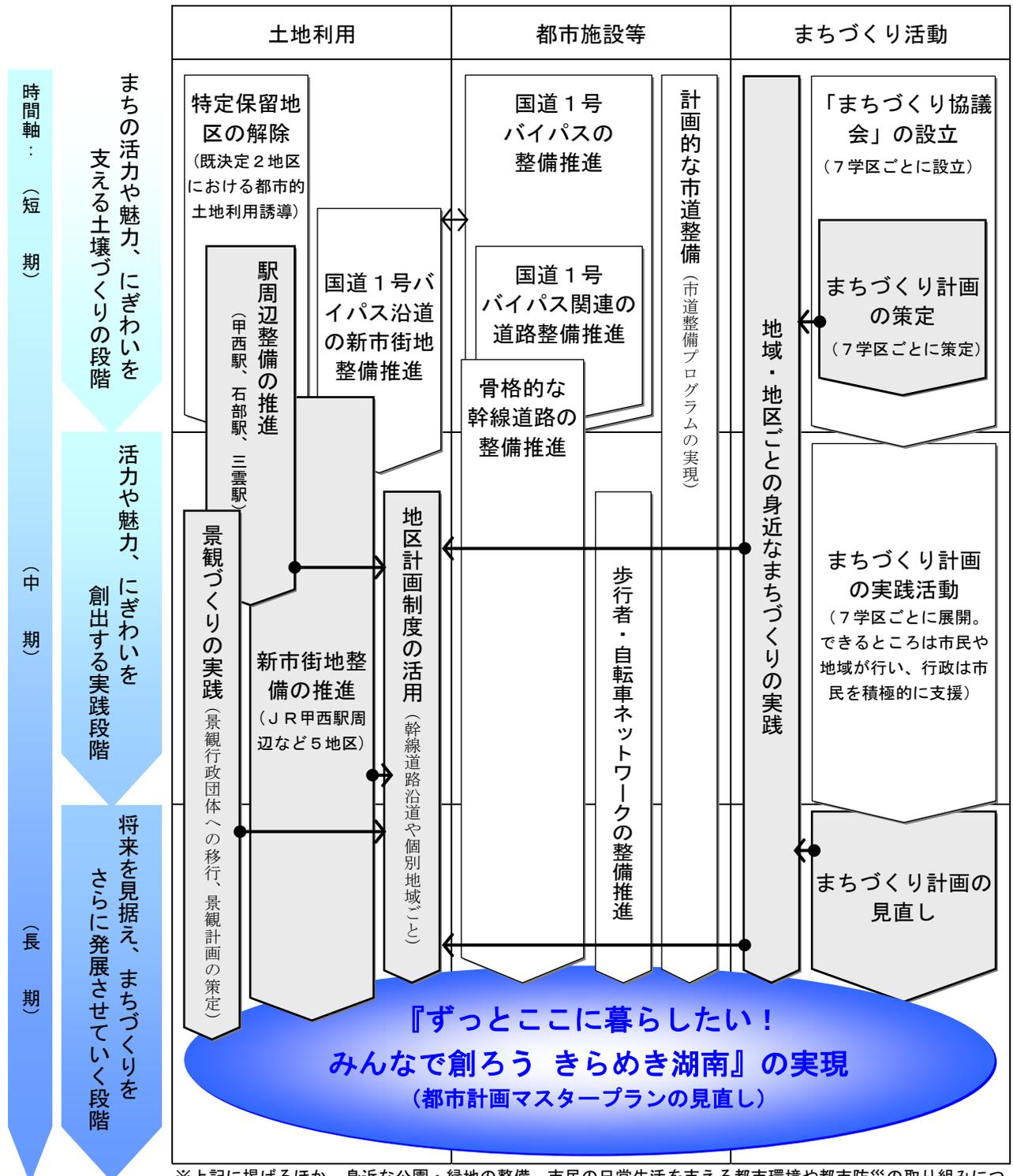
■ 図 都市計画提案制度のフロー（案）

## 2. まちづくりのシナリオ

### (1) 計画的・段階的なまちづくりの進め方

- ・全国的にみて、長引く景気の停滞に伴って今後とも自治体の財政状況は厳しさを増し、従来のような公共投資の大幅な伸びは期待できない状況が想定されます。
- ・本市においても例外ではなく、まちづくり交付金をはじめ、PFIや指定管理者制度の積極的な活用を含めて、今後はさらに効果的・計画的に公共投資を進めていく必要があります。

■表 計画的・段階的なまちづくりの進め方イメージ

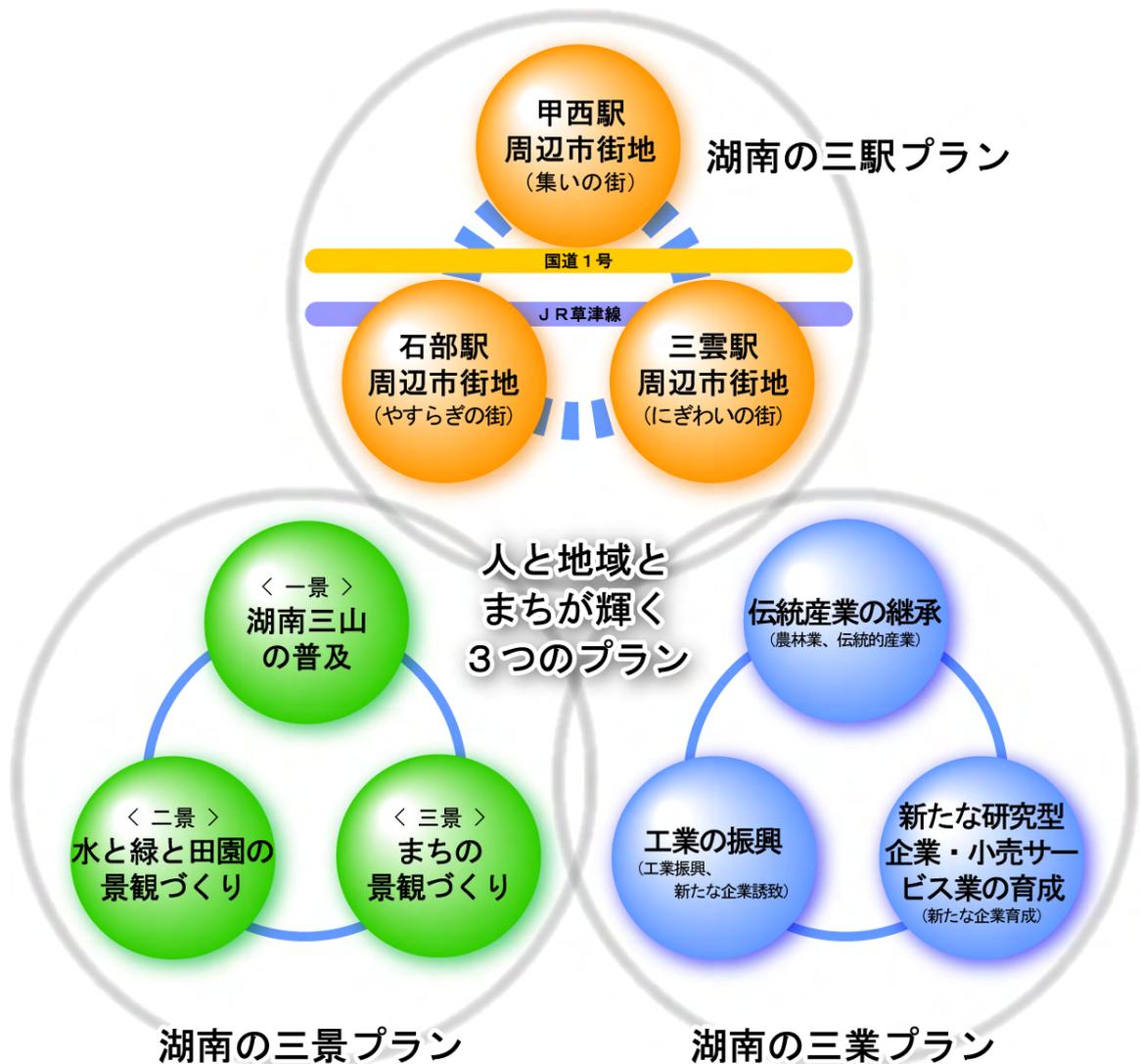


※上記に掲げるほか、身近な公園・緑地の整備、市民の日常生活を支える都市環境や都市防災の取り組みについては、着実な整備推進を図ります。

## (2) リーディングプロジェクトの戦略的な推進

### ①総合計画に掲げる重点プロジェクト構想

- ・本市は、『ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南』を実現するため、第一次湖南市総合計画において、湖南の三駅プラン、湖南の三景プラン、湖南の三業プランの3つのプランを重点プロジェクトとして掲げています。



■図 重点プロジェクトイメージ（人と地域とまちが輝く3つのプラン）

- ・都市計画マスタープランでは、人と地域とまちが輝くことを目指した3つのプランを実現するに当たって、『湖南の三駅プランの骨格となる駅周辺市街地整備の推進』、『湖南の三景プランを牽引する景観づくりの推進』をリーディングプロジェクトとして掲げ、他分野や他地域への波及効果に配慮しつつ積極的かつ戦略的に取り組みます。
- ・なお、『湖南の三景プランを牽引する景観づくりの推進』については、当面は、観光振興施策と連携した湖南三山周辺の景観づくり、『湖南の三駅プランの骨格となる駅周辺市街地整備の推進』の取り組みの中での国道1号の沿道景観づくりを推進するなど、個別施策・事業に合わせた景観づくりを積極的に進めます。

## ② 湖南の三駅プランの骨格となる駅周辺市街地整備の推進

- ・本市の中心市街地となる甲西駅周辺では、現在、都市再生整備計画に基づく市街地環境の再整備の取り組みが進められています。
- ・このため、石部駅周辺および三雲駅周辺においても、まちづくり交付金事業の活用を基本として、都市づくりの主要事業として位置付けられる施策・事業をはじめ、都市計画マスタープランを実現する視点から当該地区の魅力や活力、にぎわいを相乗的に高める取り組みを推進していきます。
- ・また、地域別まちづくり懇談会での地域住民の意見を踏まえ、今後の市民主役のまちづくりのモデルとなる取り組みなどについては、提案事業として積極的に施策・事業を実践していきます。

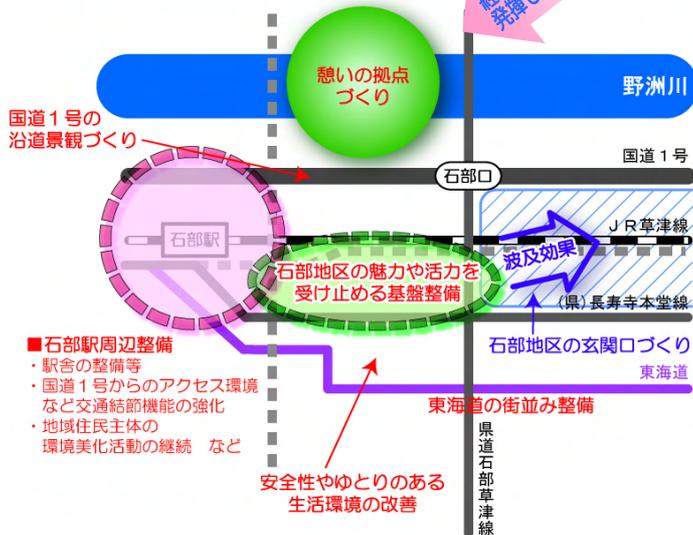
### ■ 甲西駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等  
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



### ■ 石部駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等  
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



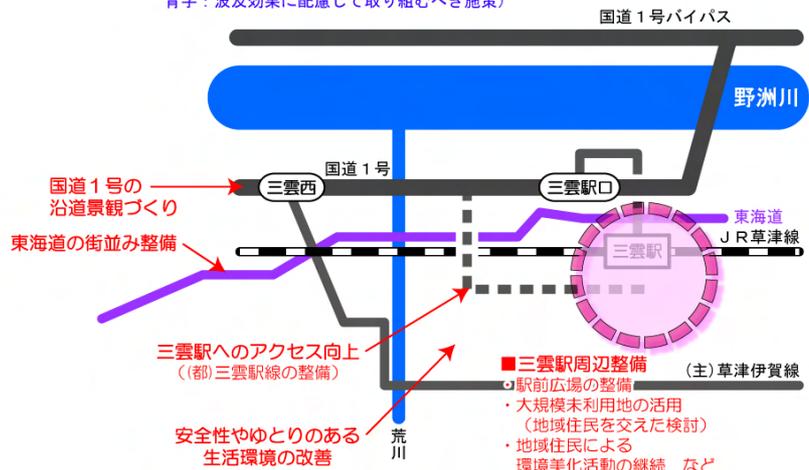
経験やノウハウを  
発揮して積極的に推進

■ 甲西駅周辺整備  
・駐車場や駐輪場の整備  
・駅前広場修景整備  
・地域住民主体のまちづくり活動の実施 など

経験やノウハウを発揮して積極的に推進

### ■ 三雲駅周辺整備のイメージ

(赤字：当初から取り組むべき施策等  
青字：波及効果に配慮して取り組むべき施策)



### 3. 都市計画マスタープランの評価・見直しの方針

#### (1) 計画的な進行管理

- ・都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の将来を見据えて都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の都市づくりを実現するための施策や事業は段階的に取り組まれることとなります。
- ・このため、都市計画マスタープランの進行状況を計画的に管理し、必要に応じて事業の評価を行うなど、絶えず施策や事業の有効性や達成状況を把握し、適切に都市計画マスタープランの実現を目指します。
- ・施策や事業の進行管理に当たっては、進捗状況などの情報を広く市民に公表し、市民の理解と協力を得ながら計画的に推進していきます。

#### (2) 柔軟な見直しに向けて

- ・本格的な少子高齢社会の到来や著しい科学技術の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しています。
- ・このため、時代の潮流や財政状況、市民の生活スタイルや価値観などの変化に応じて、重点的かつ効果的な投資など都市づくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められます。
- ・都市の将来像や「市民が主役のまちづくり」をはじめとする都市づくりの骨格的な取り組みは今後も原則として継承しますが、都市計画マスタープランが硬直化しないような次のような視点で見直しを行います。

##### ①都市データの更新に伴う見直し

- ・国勢調査や都市計画基礎調査などによる、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、様々な都市データを整理し、数値データを更新するとともに、将来予測についても見直しを行います。
- ・各種施策の進捗状況を確認しながら、今後のまちづくりに関する市民意識の高まりや市民ニーズの変化を踏まえつつ、次のステップを見据えた施策への展開を検討します。

##### ②上位計画の変更に伴う見直し

- ・全国レベルでは「国土形成計画（全国計画）」が、市レベルでは「第一次湖南市総合計画」などが上位計画になりますが、これら上位計画も社会経済情勢の変化に応じて定期的に見直しが行われます。
- ・このため、都市計画マスタープランについても、上位計画の改定内容との十分な調整を図り、これら上位計画の改定に併せた見直しを行います。

##### ③地域別まちづくり構想の深度化に伴う見直し

- ・地域別まちづくり構想は、市民の身近なまちづくりのきっかけとして、主体的に検討したまちづくりの目標や具体的な取り組みアイデアを取りまとめたものです。
- ・今後のまちづくり協議会の設立に向けた取り組みや地域別まちづくり構想の再検討の進捗状況を踏まえ、都市計画マスタープランに位置づけられた施策や事業などとの調整を図りながら、新しい地域別まちづくり構想として見直しを行います。



# 参考資料

## 1. 計画策定の経緯

日 時	協議等の名称	主な議題等
平成 18 年 11 月 24 日 ～12 月 11 日	市民アンケート調査	
平成 18 年 12 月 13 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの策定について</li> <li>・今後のまちづくりの進め方について</li> </ul>
平成 19 年 1 月 19 日	第 1 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討委員会の役割等について</li> </ul>
平成 19 年 2 月 9 日、14 日	第 2 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査の結果について</li> <li>・目指すべき将来都市像について</li> <li>・今後の土地利用方針について</li> </ul>
平成 19 年 2 月 26 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査の結果について</li> <li>・目指すべき将来都市像について</li> <li>・今後の土地利用方針について</li> </ul>
平成 19 年 3 月 29 日	第 3 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用構想について</li> <li>・国土利用計画（案）について</li> </ul>
平成 19 年 4 月 13 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用構想について</li> <li>・国土利用計画（案）について</li> </ul>
平成 19 年 7 月 19 日	第 4 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用計画原案および パブリックコメントの結果について</li> <li>・全体構想、分野別まちづくり方針について</li> </ul>
平成 19 年 7 月 31 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用計画原案および パブリックコメントの結果について</li> <li>・全体構想、分野別まちづくり方針について</li> </ul>
平成 19 年 11 月 1 日 ～平成 20 年 2 月 26 日	地域別まちづくり懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7 学区 2 回ずつ開催</li> </ul>
平成 19 年 11 月 21 日	第 5 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現化方策について</li> <li>・リーディングプランについて</li> </ul>
平成 19 年 11 月 26 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現化方策について</li> <li>・リーディングプランについて</li> </ul>
平成 20 年 2 月 21 日	都市計画審議会 中間報告	
平成 20 年 6 月 19 日	第 6 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン（案）について</li> </ul>
平成 20 年 6 月 26 日	第 6 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン（案）について</li> </ul>
平成 20 年 8 月 11 日 ～ 9 月 5 日	パブリックコメント	
平成 20 年 8 月 29 日	都市計画審議会 報告	
平成 20 年 10 月 14 日	策定委員会より提言	
平成 20 年 11 月	公表	

## 2. 策定委員名簿

・平成18年12月13日現在  
敬称略

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験を 有する者	◎ 柴田いづみ	滋賀県立大学教授
	園田完次	元大津市都市計画部長
市内の公共的 団体の代表者	小山達慈	湖南省商工会会長
	中村鍾一	農業委員会連絡協議会会長
	高畑松夫	(社)湖南工業団地協会会長
市長が適当と 認める者	○ 竹内善一郎	元教育委員・元町議会議員
	木下幹敏	区長会代表
	山元敏光	区長会代表
	伊原康晃	湖南省人権擁護委員
	榎原榮美子	元石部・甲西合併協議会委員

◎:委員長 ○:副委員長

### 3. 策定委員会からの答申

平成20年 10月 14日

湖南市長 谷畑英吾様

湖南市都市計画マスタープラン策定委員会  
委員長 柴田いづみ

## 湖南市都市計画マスタープラン（案）について（提言）

平成18年12月13日付けで委嘱を受けた表記の件の策定について、第1回策定委員会から計6回にわたり当策定委員会において慎重に審議を重ねた結果を踏まえ、ここに提言します。

湖南市においては、本計画（案）およびこの提言に基づき、まちの将来像として掲げる「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて、下記の総括的な意見に十分に配慮し、最大の努力をされるよう望みます。

なお、本計画（案）は、20年後を目標とする長期的な計画ではあるものの、今後の社会経済情勢については予測できない変化が想定されるため、計画的な進行管理に努めるとともに、状況の変化に応じた適切かつ柔軟な見直しに努めるよう要望します。

### 記

1. 土地利用については、市民の安全・安心な暮らしの確保、将来に負荷を残さない環境にやさしいまちづくりの実現を目指し、3つのJR駅周辺や国土幹線軸沿道などの計画的な新市街地整備を推進するとともに、これら以外の農地や緑の環境については、多面的な機能に鑑み、積極的な保全と活用に努められたい。
2. 交通体系整備については、国道1号バイパスの整備促進など、まちの活力や魅力を支える広域交通体系の整備に努める一方、市民の暮らしやすさを高める視点のもと、身近な生活道路における交通環境の整備・改善、歩行者・自転車利用者空間の整備などに努められたい。
3. 景観や緑などの都市環境については、身近な地域に対する誇りや愛着を育むために不可欠かつ重要な視点として捉え、多様な主体の参画を図りながら、野洲川を核とした水と緑のネットワークづくり、幹線道路沿道や歴史街道の個性ある質の高い景観づくりなどに努められたい。
4. 地域別のまちづくりについては、本計画策定の過程において、市民が主体的に検討したまちづくりのテーマや具体的な取り組みのアイデアの実現を目指し、市民の主体性の醸成に十分配慮しつつ、行政ならではの適切な支援に努められたい。

以上

## 4. 湖南省都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、湖南省都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市の都市計画マスタープラン案の審議、策定並びにこれに必要な調査、研究等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号に掲げる者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によって定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 部会の運営その他必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、都市計画の策定及び見直しに関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

付 則

1 この告示は、平成18年11月16日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、市長が招集する。

---

---

## 湖南省都市計画マスタープラン

発行 平成 20 年 11 月

発行者 滋賀県 湖南省

編集 湖南省 産業建設部 都市計画課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地（東庁舎）

TEL : (0748) 72-1290（代表） 71-2336（直通）

FAX : (0748) 72-7964

---

---

